

平成 28 年度  
自己点検・評価報告書

平成 29 年 12 月  
岡崎女子大学

## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 . . . . .	1
II. 沿革と現況 . . . . .	1
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 . . . . .	3
基準1 使命・目的等 . . . . .	3
基準2 学生 . . . . .	10
基準3 教育課程 . . . . .	40
基準4 教員・職員 . . . . .	59
基準5 経営・管理と財務 . . . . .	75
基準6 内部質保証 . . . . .	87
IV. エビデンス集（データ編）	

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

岡崎女子大学の建学の精神は「自己実現と社会貢献」であり、「自分の頭で考え、自分の心で感じ、自分の言葉や行動で表現する」という自律的な学習態度を通して学生が現代に生きる女性としての知恵と知識を獲得し、人間的な成長と目標の実現を目指すこと、また、意見の異なる人々をも含めて、周囲の人々と共生することの重要性を認識し、多くの人々の幸福実現のための努力を惜しまぬ誠実さを育むことを岡崎女子大学の精神としている。

大学設置基準第2条及び学校教育法第83条に則り、学生の女性としての豊かな人格形成への土台をつくり、専門的職業人としての確かな知識・技能を養成し、学生が自己実現と共生への道を模索し続けるための支援を行ない、女性のための人格教育と専門職業教育との統合を通して、広く社会に貢献し得る教養ある人材を育成することが岡崎女子大学の使命である。この理念のもと、平成25(2013)年に幼稚園教諭・保育士の養成を意図して、子ども教育学部子ども教育学科を設置した。また、平成28(2016)年度には小学校教員免許教職課程認定を行い、認可を受けている。

平成17(2005)年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」では「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」の必要性が指摘され、大学の機能が7つに分類されているが、その中において岡崎女子大学の特色は「幅広い職業人の養成」と「地域貢献」であるといえる。子ども教育学部は、教員や保育士の資質の向上を求める社会的要請に応えること、「知識基盤社会」(knowledge-based society)に対応し得る人材育成への社会的要請に応えること、また、社会人教育などを通した大学教育へのユニバーサル・アクセスの実現に貢献することを使命とみなしている。

## II. 沿革と現況

### 1. 清光学園と岡崎女子大学の沿革

本学園の沿革としては、昭和29(1954)年に学校法人清光学園を設立して、幼稚園3園を設置し、昭和40(1965)年に保育科の設置認可を受けて岡崎女子短期大学を開学した。昭和44(1969)年に保育科を幼児教育学科へと改称するとともに、勤労学生を対象とする同第三部を増設し、昭和49(1974)年に初等教育学科、昭和61(1986)年に経営実務科を設置した。平成14(2002)年には初等教育学科を人間福祉学科へと改組転換したが、平成23(2011)年には人間福祉学科の学生募集を停止している。平成26(2014)年には経営実務科を現代ビジネス学科に改称し、現在の岡崎女子短期大学は幼児教育学科第一部・幼児教育学科第三部・現代ビジネス学科の三学科構成となっている。

岡崎女子大学は岡崎女子短期大学との併設形式で、平成25(2013)年に開学した教育・保育系単科大学であり、子ども教育学部子ども教育学科を設置し、平成28(2016)年度で完成年度を迎えた。また同時に小学校教員免許教職課程認定の設置申請を行い、認可を受けた。

## 2. 本学の現況

学名	岡崎女子大学				
所在地	444 - 0015 愛知県岡崎市中町 1 - 8 - 4				
開学日	平成 25(2013)年 4 月 1 日				
建学の精神	自己実現と社会貢献				
学部学科	子ども教育学部子ども教育学科				
教育形態	教育・保育系単科大学				
定員	100 人				
学位名称	学士 (子ども教育)				
英訳	岡崎女子大学 Okazaki Women's University 子ども教育学部 Faculty of Childhood Care and Education 子ども教育学科 Department of Childhood Care and Education 学士 (子ども教育) Bachelor of Childhood Care and Education				
取得可能な資格	幼稚園教諭一種免許状 保育士資格				

## ・学生数、教員数、職員数

部・学科等名	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	入学定員	入学者数	入学定員	入学者数	入学定員	入学者数
子ども教育学部 子ども教育学科	100	86	100	60	100	69

職名	学長	副学長 学部長	教授	准教授	講師	助教	合計	平均 年齢
大学 教育職員	1	2	7	5	5	1(助手)	21	54.9

職名	局長	管理職 部長・次長	管理職 課長	課長補佐	一般職	合計	平均年齢
事務職員	1	6	4	4	18	33	46.5

### III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準1. 使命・目的等

##### 領域：使命・目的、教育目的

###### 1 - 1. 使命・目的及び教育目的の設定

###### 《1 - 1 の視点》

###### 1 - 1 - ①意味・内容の具体性と明確性

###### 1 - 1 - ②簡潔な文章化

###### 1 - 1 - ③個性・特色の明示

###### 1 - 1 - ④変化への対応

###### (1) 1 - 1 の自己判定

「基準項目 1 - 1 を満たしている。」

###### (2) 1 - 1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 1 - 1 - ①意味・内容の具体性と明確性

岡崎女子大学の建学の精神は「自己実現と社会貢献」であり、「自分の頭で考え、自分の心で感じ、自分の言葉や行動で表現する」という自律的な学習態度を通して学生が現代に生きる女性としての知恵と知識を獲得し、人間的な成長と目標の実現を目指すこと、また、意見の異なる人々をも含めて、周囲の人々と共生することの重要性を認識し、多くの人々の幸福実現のための努力を惜しまぬ誠実さを育むことを岡崎女子大学の精神としている。

岡崎女子大学の使命・目的については、「大学の教育目的」として「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、女性の生き方への真摯な探究を通した人格形成を目指すとともに、専門の学術を研究教授することにより、社会の発展に貢献し得る教養ある女性職業人を育成することを目的とする」と具体的かつ明確に定めている。

また、大学が養成する人材像を「I 深い人間理解と共感力を備えた品格ある女性の育成」「II 高い使命感と倫理観を持つ専門的職業人の育成」「III 知的探究心と実践力を持ち、社会を支える指導的人材の育成」と定めている。

上記のように、本学の建学の精神、教育目的、大学が養成する人材像は具体的かつ明確に設定されている。

###### 1 - 1 - ②簡潔な文章化

本学では、「建学の精神」「大学の理念（建学の精神が意味するもの）」「大学の教育目的」「大学が養成する人材像」を以下のように文章化している。

###### 1) 建学の精神：「自己実現と社会貢献」

## 2) 大学の理念（建学の精神が意味するもの）

「自分の頭で考え、自分の心で感じ、自分の言葉や行動で表現する」という自律的な学習態度を通して学生が現代に生きる女性としての知恵と知識を獲得し、人間的な成長と目標の実現を目指すこと、また、意見の異なる人々をも含めて、周囲の人々と共生することの重要性を認識し、多くの人々の幸福実現のための努力を惜しまぬ誠実さを育むことが、岡崎女子大学の精神である。

## 3) 大学の教育目的（大学学則 第1章 第1条）

「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、女性の生き方への真摯な探究を通した人格形成を目指すとともに、専門の学術を研究教授することにより、社会の発展に貢献し得る教養ある女性職業人を育成することを目的とする。」

## 4) 大学が養成する人材像

- I 深い人間理解と共感力を備えた品格ある女性の育成
- II 高い使命感と倫理観を持つ専門的職業人の育成
- III 知的探究心と実践力を持ち、社会を支える指導的人材の育成

上記のとおり、建学の精神、大学の教育理念、大学の教育目的、大学が養成する人材像は簡潔な形で文章化されている。

### 1 - 1 - ③個性・特色の明示

岡崎女子大学は、建学の精神に基づき、学生の女性としての豊かな人格形成への土台をつくり、専門的職業人としての確かな知識技能を養成し、学生が自己実現と共生への道を模索し続けるための支援を行ない、広く社会に貢献し得る教養ある人材の育成を目指すとともに、21世紀の「知識基盤社会」(knowledge-based society) に対応し得る人材育成への社会的要請に応えていくことを使命としている。「知識基盤社会」においては、新しい知識・情報・技術が諸活動の基盤として飛躍的な重要性を持つと言われるが、ここにおける「知識」とは一般に、「学び方を学ぶ(learning to learn)」ことであるとも言われている。グローバル化が進展し、知識のパラダイム転換が求められ、幅広い知識と柔軟な思考力、生涯学び続ける力が求められる現代社会において、国際的な学力標準とも一致する「鍵となる能力(key competencies)」を見定め、生きる力を育む教育が、国内的にも国際的にも要請されている。知・徳・体のバランスのとれた「21世紀型市民」の育成という視点は教育・保育分野においても求められており、「他者とともに」「知恵と工夫を駆使し」「生涯にわたって学び続ける」能力を養う高等教育への現代社会の要請に応えていくことを本学は目指している。

岡崎女子大学の特色は「女子教育」「専門的職業人の育成」「地域貢献力の育成」であり、前項で述べたように、本学が目指す全学的な人材養成の第1点は「深い人間理解と共感力を備えた品格ある女性の育成」である。深い人間理解に基づく他者への共感力を持ちつつ、女性をめぐる現代の社会的課題に向き合い、女性の尊厳ある生き方を探求す

ることのできる、品格ある女性の育成を目指している。第2は、「高い使命感と倫理観を持つ専門的職業人の育成」である。専門分野の確かな知識・技能を獲得し、職業人としての高い使命感と倫理観を持ち、理想の実現に向けて努力し得る専門的職業人の育成を目指す。そして、第3は、「知的探究心と実践力を持ち、社会を支える指導的人材の育成」である。自律的な学習態度と知的探究心を持ち、実践の中から課題解決の糸口を見出し、他者との協働関係の中で社会に貢献していく指導的人材の育成を目指している。また、これら3つの教育目標は、「ディプロマ・ポリシー」に直接的に反映されている。

本学は、平成17(2005)年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で示された大学機能のうち「幅広い職業人の養成」と「社会貢献機能」を担う大学として、教育・保育分野における資質の高い人材の育成を目指し、知の拠点として大学と地域をつなぎ、地域の発展や問題解決に貢献することを意図している。後者については、社会人入試や社会人教育などを通した大学教育へのユニバーサル・アクセスの提供を視野に、公開講座その他の大学開放を通じ、継続的な学習機会を地域に提供する努力を行っているほか、卒業生・現職教員・現任保育士を対象としたリカレント教育の拠点として、教育・保育に携わる人材への長期的な支援を目指し、子ども教育学部の特色を生かして、地域の子育て支援事業への協力や、子どもと保護者を対象とした講座やカウンセリングなどの地域貢献活動を実践している。

上記のとおり、岡崎女子大学が養成する人材像には、「女子大学」としての個性、「専門分野の職業人を育成する大学」としての特色、学生の人間的・社会的成長を地域貢献・社会貢献につなぐことを目指す「地域貢献機能」を持つ大学としての特色が示されている。

#### 1-1-④変化への対応

建学の精神や大学の使命・目的は大学の根幹となる理念であり、軽々に変化しない性質のものである。しかし、時代の変化や社会のニーズを考慮しつつ、建学の精神や使命・目的、大学や学部の教育目標等についても柔軟に見直す姿勢が求められている。特に、学部学科の人材養成に変化があった場合などは学部学科の教育目的の修正が必須となる。平成28(2016)年度に小学校教員養成課程の設置申請を行った際には、「子ども教育学部の教育目的について、「子ども教育学部は、現代人としての教養と教育保育分野の豊かな専門知識・技能を持ち、子どもや保護者への共感力を持つとともに、高い使命感と倫理観に基づいて現代社会のニーズに応えていく小学校教諭・幼稚園教諭・保育士の養成を目的とする」として新たに「小学校教諭」の文言を付加する改訂を行い、学部の教育理念における変化に対応している。

### (3) 1 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神は簡潔に示されているが、併設短大の建学の精神との統一性などについても検討を進めていきたい。また、時代の変化に即して、大学の個性・特色をより効果的に明示していくよう、慎重に検討を継続していく予定である。岡崎女子大学の大学としての機能は、「幅広い職業人の育成」及び「地域貢献」であり、今後は、女子教育・専門職業教育に加えて、地域貢献の理念をより一層明確化していく予定である。

## 1 - 2. 使命・目的及び教育目的の反映

### 《1 - 2 の視点》

1 - 2 - ①役員、教職員の理解と支持

1 - 2 - ②学内外への周知

1 - 2 - ③中長期的な計画への反映

1 - 2 - ④三つのポリシーへの反映

1 - 2 - ⑤教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1 - 2 の自己判定

「基準項目 1 - 2 を満たしている。」

#### (2) 1 - 2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1 - 2 - ①役員、教職員の理解と支持

建学の精神や大学の教育目的等は、大学設置準備にあたり、新大学学長予定者（当時の短大学長）・大学設置準備室長・学部長予定者・学内外の学識経験者による討議を通して草案が示され、短大所属教員のうち新大学所属予定教員で構成されていた「準備教授会」での理解と支持を得て原案が作成された。その後、理事会や評議員会において審議され、平成 23(2011)年度に正式承認されたものである。現在も 3 方針の見直しの際などには、建学の精神や大学の教育目的等を前提にした議論が学部学科や教授会・運営会議などで進められ、常任理事会・理事会・評議員会でも了承されており、使命・目的及び教育目的に関しては、役員や教職員の理解と支持を得ている。

1 - 2 - ②学内外への周知

建学の精神や大学の理念、教育目的、学部の教育目的・子ども教育学科の学位授与方針・教育課程編成方針・入学者選抜方針等は「設置の趣旨」「履修要項」「教育内容」等を通して理事・評議員・監事・教職員・学生に周知されている。また、ホームページを通して広く社会に公開されている。年度初めの教授会では学長が建学の精神のさらなる理解の深化を図り、学部学科の会議では学部長が学科の教育目的に基礎を置く年間教育方針の確認を行っている。また、入学式・卒業式・入試説明会・オープンキャンパス・

教育懇談会・その他の機会において学生・高校教員・高校生・保護者・その他に対して本学の教育理念等の説明を実施し、建学の精神や大学の理念、教育目的などのステークホルダーへの周知を図っている。

上記のとおり、建学の精神や大学の理念、教育目的、学部の教育目的・子ども教育学科の学位授与方針・教育課程編成方針・入学者選抜方針その他は学内外に周知されている。

### 1 - 2 - ③中長期的な計画への反映

大学の理念に関する中長期的な計画は、学園全体の組織の在り方に関する中長期計画と大きく関係する。特に、併設短期大学の教育理念や将来設計とのバランスを図りつつ、総合的な視点からの検討が求められている。平成 29(2017)年度から子ども教育学部に小学校教員養成課程が設置されること、また文部科学省から全大学を対象に 3 方針の見直しが求められていることなどを受け、大学の理念や教育目的を時代のニーズにつなぐための検討がなされ、平成 28(2016)年度末には 3 方針の改訂方針が決定した。現在は学長室会議・運営会議・理事会などが中心となり、短期大学と大学の両方の将来像を見据えた中長期計画の検討が進められている。

### 1 - 2 - ④三つのポリシーへの反映

大学の建学の精神は「自己実現と社会貢献」であり、それに基づいて全学的に養成する人材像「I 深い人間理解と共感力を備えた品格ある女性の育成、II 高い使命感と倫理観を持つ専門的職業人の育成、III 知的探究心と実践力を持ち、社会を支える指導的人材の育成」が定められている。また、それに対応する形で子ども教育学部子ども教育学科が養成する三つの教育目標「1 現代人としての教養と豊かなコミュニケーション能力の育成、2 専門職としての確かな知識と技能を持ち、教育・保育現場の現代的ニーズに対応しうる幼稚園教諭・保育士の養成、3 自律的学習態度・課題探求能力・実践知の育成」が設置の趣旨に明記されている。平成 28(2016)年度における学部学科の三つのポリシーは以下のように設定されている。

#### 1) ディプロマ・ポリシー

- ・現代人としての教養と豊かなコミュニケーション能力を修得した者
- ・専門職としての確かな知識と技能を持ち、教育・保育現場の現代的ニーズに対応し得る保育者の資質を修得した者
- ・自律的学習態度・課題探求能力・実践知を修得した者

#### 2) カリキュラム・ポリシー

- ・現代人としての教養と豊かなコミュニケーション能力の育成

- ・専門職としての確かな知識と技能を持ち、教育・保育現場の現代的ニーズに対応し得る幼稚園教諭・保育士の養成
- ・自律的学習態度・課題探求能力・実践知の育成

### 3) アドミッション・ポリシー

- ・教育や保育を通して社会に貢献しようとする意欲を持っている者
- ・多様な社会的ニーズに対応できる幼稚園教諭や保育士になりうる素質を持っている者
- ・専門的学習を行うための基礎的な学力とコミュニケーション能力を持っている者
- ・知的好奇心に富み、自主的に学ぶことができる者

「建学の精神」は「大学が養成する人材像」に反映され、「大学が養成する人材像」は「学科の教育目標」に繋がり、「学科の教育目標」は「学科の三つのポリシー」に反映されて、「建学の精神」「大学が養成する人材像」「学科の教育目標」「三つのポリシー」は相互に有機的な関連性を有している。

上記のように、大学の使命・目的及び教育目的は三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に明確に反映されている。（なお、平成 28(2016)年には小学校教員養成課程が新たに設置されたこともあり、三つのポリシーの全体的な見直しがなされた）

### 1 - 2 - ⑤教育研究組織の構成との整合性

岡崎女子大学の使命・目的及び教育目的を具現化するものとして子ども教育学部子ども教育学科が設置されている。本学科は「知識基盤社会への対応」や「ユニバーサル段階への対応」などを視野に、女子教育に焦点を当てつつ、教育・保育分野の幅広い専門知識と専門技術の教育を行い、幼稚園教諭や保育士の養成を意図して、教育の質の保証と向上に継続的に努力している。また、平成 29(2017)年度からは小学校教諭の養成も開始する予定である。研究においては、対象学問領域である教育学・保育学の研究を深め、研究成果の公表と国内外への発信を行い、最新の研究成果を教員・保育者養成や教育・保育現場に還元し、地域社会への貢献も目指している。上記のとおり、大学の使命・目的や教育目的と教育研究組織との整合性は維持されている。

### (3) 1 - 2 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神や大学の使命・教育目的に関する、理事会・評議員会や教職員の関心を高め、今後も様々な機会を捉えて周知を図っていく。また、時代や社会のニーズに合わせて、建学の精神を含む大学の教育理念の見直しも行っていく。大学の中長期計画の策定や3方針等の改訂に際しては、大学の使命・教育目的が正しく反映されるよう慎重な確

認を行う。大学の使命・教育目的が 3 方針を通して具体的な教育成果に反映するよう、カリキュラムマップやシラバスの精緻化を行い、教育成果に関する有効なアセスメントのあり方を検討していく。今後は、シラバスチェック委員会によるシラバスチェックの精緻化やアセスメントポリシーの明確化とシラバスへの具体的な反映方法の検討が必要と思われる。

### **[基準 1 の自己評価]**

本学は建学の精神を「自己実現と社会貢献」と定め、大学の教育目的や養成する人材像を簡潔に明文化している。また、大学の個性・特色を明示するとともに、社会の変化に対応する姿勢を維持している。大学の使命・目的及び教育目的は役員・教職員の理解と支持を得ており、学内外に周知されている。大学の使命・目的や教育目的は全学 3 方針や学部の 3 方針に適切に反映されており、設置されている教育研究組織は大学の使命・目的・教育目的との整合性を有している。以上により、基準 1 を満たしている。

## 基準2. 学生

領域：学生の受け入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応

### 2 - 1. 学生の受け入れ

#### 《2 - 1の視点》

2 - 1 - ①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2 - 1 - ②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証

2 - 1 - ③入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

#### (1) 2 - 1 の自己判定

「基準項目 2 - 1 をおおむね満たしている。」

#### (2) 2 - 1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2 - 1 - ① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

##### 1) アドミッション・ポリシーの策定

本学の教育目標は、以下の3点である。

- ・現代人としての教養と豊かなコミュニケーション能力の育成
- ・専門職としての確かな知識と技能を持ち、教育・保育現場の現代的ニーズに対応し得る幼稚園教諭・保育士の育成
- ・自律的学習態度・課題探求能力・実践知の育成

この教育目標に基づいて作成されたディプロマ・ポリシーに応じた入学者受け入れ方針として、平成25(2013)年度の開学当初よりアドミッション・ポリシーを掲げ、実際に入試業務を行っている。入学者の受け入れに際し、アドミッション・ポリシーに示す資質を備えた将来の保育者にふさわしい人物を選抜してきた。

アドミッション・ポリシーは以下のとおりである。

- ・教育や保育を通して社会に貢献しようとする意欲を持っている者
- ・多様な社会的ニーズに対応できる幼稚園教諭や保育士になり得る素質を持っている者
- ・専門的学習を行うための基礎的な学力とコミュニケーション能力を持っている者
- ・知的好奇心に富み、自主的に学ぶことができる者

昨年度指摘された「①平成27(2015)年度において、完成年度後（平成29(2017)年度から）の教育課程改定の計画（小学校教員養成課程の設置）を踏まえて、アドミッション・ポリシーについて、教職員で議論を重ねて改訂し、共有していく必要がある」については、平成29(2017)年度、小学校教諭一種免許状の取得が可能となる「学校教育コース」開設にあたり、平成28(2016)年度は学部の教育目標を変更し、新たなアドミッ

ション・ポリシーを作成した。

## 2) 入学者受け入れの方針を伝えるための方法

アドミッション・ポリシーの受験生への周知については、大学案内及び募集要項において、まず初めにアドミッション・ポリシーを明記し、大学説明会やオープンキャンパスなどにおいても、丁寧な説明を行っている。

本学のアドミッション・ポリシーに沿った学生を確保するため、受験生・高校生、保護者、高校の教員などに対して、本学での学習・教育システムなどの情報を的確に提供することが必要である。そのため、以下の方法を使って、受験生や教員のさまざまな質問に対応できるよう工夫している。

- ①大学全般についての概要が記載された冊子（大学案内）
- ②体験学習についての概要が記載された冊子（おかざき体験学習 NAVI）
- ③就職・進路支援についての概要が記載された冊子（短大卒業生進路）
- ④上記内容のホームページ
- ⑤進学説明会（大学主催、業者主催）の実施
- ⑥高等学校への模擬授業（大学主催、業者主催）の提供
- ⑦オープンキャンパスの実施
- ⑧高等学校訪問

上記のように、本学では、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知がなされているといえる。

### 2 - 1 - ②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証

本学の入学者募集活動、選抜体制、選抜方法は以下のとおりである。

募集活動においては、愛知県を中心に行っている。年5回のオープンキャンパス、年1回のスペシャルガイダンスを学内で行い、それぞれ最大で400人近くの参加者を集め、教育、学生生活、進路支援などについて説明し、直接相談を受ける進路相談も行っている。また、学外においては、大学展やガイダンス、高校で行われる校内ガイダンスなどにも積極的に参加し、募集活動を行っている。その他、2か月に1回程度、近隣の高校を訪問し、前年度の入試の報告や在校生の近況報告、次年度のお願いなどを行っている。地元の夏祭りや清掃活動に参加したり、市役所や商工会議所との連携を図ったりするなど、本学のプレゼンスを高めることで間接的に募集につなげる活動も行っている。加えて平成28(2016)年度は、子ども・大学生・高齢者の交流を目的とした「笑話浪漫サロン」を本学や岡崎市内地域交流センターなどで開催し、本学の建学の精神の一つである地域貢献を行うことで、地域における本学の周知を図った。その他、授業や学生の活動、イベントなどについて、最新の情報をホームページやブログに掲載し、情報システムを

活用した広報活動も展開している。更に、ガイダンスなどで説明した高校生には、現在の保育者を取り巻く環境などを説明し、4年制大学で学ぶ意義について伝えてきた。オープンキャンパスは、本学の教育内容、在学生の活動を直接見ることができる機会であるため、参加した高校生に入学したいと思われるような催しにしている。カリキュラム・ポリシーに基づいた教育の実践や成果を示すため、体験授業や在学生との交流を企画・実施したり、在学生がオープンキャンパスのスタッフとして参加したりしている。また、12月に行われる「子ども教育フォーラム」では、学生の学修の成果の一部が発表される。平成28(2016)年度は、従来の1~3年生による授業の成果発表に加え、最終学年の4年生が学びの集大成の一部を連携校の高校生や地域の方に披露することができた。

入学者選抜試験の実施については、入試募集委員会及び入試広報課にて選抜の具体的方策（制度、入学試験教科・科目、日程など）について立案し、担当者全員に対して入試実施に先立ち、入念な説明を実施し、厳正な入試を実施するための取組みを行っている。

出題・採点については、十分な機密性を確保すべく、学長が各科目の出題者（ならびに出題責任者）として適任である者を委嘱するが、全体的な管理・運営については入試広報課が行っている。

最終的な合否の決定については、入試広報課が作成した合否判定資料を入試選考会議にて諮り、了承を得たうえで学長が決定する。

大学事務局内に入試広報課を常設し、入試制度、入試選考に関する業務及び学生募集活動の支援に関する業務を主管している。

実施されている入学者選抜の方法は、以下の「表ー入試区分と選抜方法」のとおりである。

表ー入試区分と選抜方法

入試区分	選抜方法
1. 推薦入学試験	指定校制ならびに公募制の推薦入学試験を行ってきた。高等学校長の推薦に基づき、調査書、小論文、面接などにより、入学志願者の能力・適性などを総合的に判定している。
2. AO 入学試験	学科試験だけでは見いだしにくい、受験生の持つ多面的な能力、本学での学習意欲や適性を、音楽・造形・身体表現などの実技や自己アピール、面接・書類選考によって評価することを目的として行われている。オープンキャンパスの段階から受験生と教員が顔を合わせ、体験授業などで大学の教育内容の理解を十分に図

	たたうえで実技、面接などを行っている。併せて、高校からの調査書も参考にしている。
3. 一般入学試験	I期A日程(2月初旬)、I期B日程(2月初旬)、II期(2月下旬)の3回に分け、一般選抜を実施している。上記すべての試験を奨学生制度対象入試とし、特に優秀な受験生については、岡崎女子大学奨学生Aまたは岡崎女子大学奨学生Bの資格を与えている。岡崎女子大学奨学生Aは入学金全額・初年度授業料半額免除、岡崎女子大学奨学生Bは初年度授業料半額免除となる。
4. センター試験利用入試	「大学入試センター試験」受験生の中から、本学が求めている能力を持った者を総合的に選抜する。国語(必須)と地理歴史・公民、数学、理科、外国語のうちの高得点1科目によって選考している。I期(2月中旬)、II期(3月上旬)とともに、奨学生制度対象入試である。
5. 編入学試験	本学では、3年次からの編入学を認めており、そのための選抜試験を実施している。募集定員は若干名である。
6. 社会人入学試験	本学では、社会人のために特別な入学定員枠(定員2人)を設け、社会人を学生として受け入れている。試験内容は、小論文と面接である。

学部の入学者の状況は、以下のとおりである。

平成25(2013)年度63人、平成26(2014)年度86人、平成27(2015)年度60人、平成28(2016)年度69人となっており、いずれも入学定員に達していない。

#### 自己評価について

①入学者の選考については、「入学者選考会議規程」に従い、定められた手続き審議を経て、適切に行われている。

②本学の教育目標が大学案内や進学説明会などで説明されている。また、オープンキャンパスの参加者の中から多数の学生が入学していることから、アドミッション・ポリシーが理解されていることが伺える。

①、②については、平成27(2015)年度から平成28(2016)年度も継続された。

③「平成27(2015)年度から平成28(2016)年度にかけてアドミッション・ポリシーを具現化する入試方法を検討し、本学が求める学生を丁寧に選ぶプロセスを設計する」について、平成28(2016)年度から平成29(2017)年度にかけて急ぎ検討することが、平成27(2015)年度に指摘された。この点を平成28(2016)年度検討した結果、平成29(2017)

年度入試について、以下のように変更を行った。

- ・一般推薦入試を 1 回から 2 回の実施とした。  
一般推薦入試を 2 回に増やしたことで、アドミッション・ポリシーにかない、本学  
で学ぶ意欲が高い高校生を募集することができる。
- ・センター試験利用入試Ⅱ期の試験内容について、実技をなくした。  
受験生の負担を減らし、受験しやすさにつながる。
- ・AO 入試の実技について、「面接」を「自己アピール」に、「ピアノ実技」を「音楽  
実技」に変更した。

実技の内容が受験生により分かりやすい名称となった。特に「音楽実技」については、  
平成 27(2015)年度まではピアノ以外の楽器を選択した場合「その他の実技」に区分さ  
れていた。そのため、この変更により音楽に関する能力を多面的に捉えることができる。  
④「③コース制を敷くことと、コースごとの学生数の適正配分や配分方法を検討してお  
く必要がある」について、新課程の運用が始まるまでに実際の具体的な手順について整  
備する必要がある、という点が平成 27(2015)年度に指摘された。これに対して、平成  
28(2016)年度に大筋の方向性を示し、担当教員が揃う平成 29(2017)年度に本格的に検  
討を行う。

上記のように、本学ではアドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施と  
その検証がなされている。

## 2 - 1 - ③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の入学定員は、子ども教育学部 400 人で、入学定員 100 人である。  
在籍数は、4 年生 63 人（編入学 1 名含む）、3 年生 86 人（編入学生 2 名を含む）、2  
年生 58 人、1 年生 68 人の計 276 人である。

入学定員と在籍数は、ホームページで公表している。  
完成年度を迎えたが、開学後 5 年未満であるため大学の認知度が低く、定員が未充足  
という状態となっている。そこで、本学は、以下の対策を講じてきた。

### ①入試募集活動の活発化

本学行事参加者へのアンケート、岡崎女子大学・岡崎女子短期大学同窓会報による周  
知

### ②在学生の満足度向上方策による大学のプレゼンス向上

### ③社会貢献活動の活発化

平成 27(2015)年度、「入学者の確保には、本学の特色・魅力を分かりやすくする努  
力が必要であるが、そのためには、大学の理念や教育組織にまで踏み込んだ改善につい

て議論する必要がある。それは、大学のあり方の中長期計画とも密接な関係があるので、入試募集対策会議などにて検討すべきである』については、入試募集委員会と入試広報課が連携して具体的な改善方策を進めているが、十分な効果を上げるには至っていない。1期生が卒業する平成28(2016)年度に卒業研究や就職などの成果を充実したものとして高校などにアピールするよう努める必要がある』、という点が指摘された。この点については、平成28(2016)年度1期生の就職状況の速報値を高校に示したり、「子ども教育フォーラム」に連携校の高校生を招待し、学生の学修の成果を披露したりした。

上記のように、本学では、入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持に向けて検討を開始している。

### (3) 平成28(2016)年度に指摘された2-1の改善・向上方策(将来計画)

平成29(2017)年度改善を必要とする点を以下に挙げる。

#### ①入学定員の確保

これは、開学以来の課題である。平成28(2016)年度入学者数は、平成27(2015)年度より増やすことはできたが、定員に達しない状態が継続している。1期生の就職状況や在学生の成長した姿を高校に示すなど、入試広報課と連携して広報活動を積極的に行うだけでなく、学科全体で短期、中長期における学生募集のための取り組みを検討する必要がある。

#### ②アドミッション・ポリシーを具体化した入試の検討

平成29(2017)年度には、小学校教諭一種免許状の取得が可能となる「学校教育コース」が開設されるため、平成28(2016)年度において新たなアドミッション・ポリシーを作成した。アドミッション・ポリシーにかなう学生を確保するために、平成31(2020)年度から導入される大学入試改革を見据えながら検討したい。

#### ③学科での新課程運用方法の更なる共有化

平成29(2017)年度、小学校教諭一種免許状の取得が可能となる「学校教育コース」が開設されることにより、平成28(2016)年度は教育課程を改めるなど、準備を進めてきた。しかし、新課程運用方法が具体化されるのは平成29(2017)年度である。高校への周知を図り、平成29(2017)年度入学者に安心を与えるために、新課程運用方法について、学科の教員、大学職員が情報を共有し、広報活動や学生指導にあたる必要がある。

#### ④本学の特色・魅力の端的な表現

本学については、知名度の低さだけでなく、大学の特色や魅力が効果的に高校や高校生に伝わっていないことが考えられる。オープンキャンパスや行事などで実際に本学に来て理解される場合はよいが、本学に関心を持ってもらうために、本学で学ぶ利点や学修の成果を分かりやすく、効果的に伝える工夫が必要である。そのために、パンフレットなどの配布物やホームページをより分かりやすく、高校生が読みたくなるような内容

とすること、本学の特色を端的に示すキャッチフレーズなどを考えることなどが挙げられる。

②～④の課題は「①入学定員の確保」を達成するために、早急な検討が必要な課題である。平成 29(2017)年度、これらについて対策案を提示し、実行することが求められる。

## 2 - 2. 学修支援

### «2 - 2 の視点»

#### 2 - 2 - ①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

#### 2 - 2 - ②TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

##### (1) 2 - 2 の自己判定

「基準項目 2 - 2 を満たしている。」

##### (2) 2 - 2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

#### 2 - 2 - ①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

##### 1) 教職協働による支援の機関

本学の特長の一つとして、教職員が共に学生とのより近い関係を構築し、学生支援を行っていることである。学生たちはわからないこと、心配なことなどを教員だけでなく、様々な部署の職員にも相談している。気になる学生に対しては、教員とともに教務課、学生支援課、進路支援課、保健室などの職員が連携し支援を行っている。また、教務委員会、学生委員会、進路支援委員会、実習委員会などの委員会には、教員だけでなく職員も構成メンバーとして参加し、教職協働による支援体制を整えている。そして、学生の自律的な学びを支えるために「学修支援センター」を設置している。また、本学は保育士・幼稚園教諭の養成を目指しているため「実習センター」を設置し、実習における学びにも力を入れている。さらに、学生の実践力を育成するために、地域の子どもや保護者と触れ合える場として「親と子どもの発達センター」も設置している。「親と子どもの発達センター」では、地域の子育て中の保護者と子どもに来所してもらい、遊びなどを通して子どもの発達を促すようなプログラムを実施したり、子育て講座を開催したりしている。そこに学生も参加し、体験型学習を展開している。

##### 2) オフィスアワー

これまでも随時、さまざまな機会と時間を利用して学生からの相談に応じてきているが、平成 26(2014)年度から、さらに学生からの質問や相談を受ける体制を整備するために、すべての専任教員がオフィスアワーを設けている。オフィスアワーを設けたことを電子掲示板や紙面掲示板を利用して学生に伝えるとともに、各教員のオフィスアワー

の予定表と活用について説明したものを印刷し学生に配付した。配付資料には教員への連絡や簡単な相談ができるように各教員のメールアドレスも記載してある。

平成 28(2016)年度からは非常勤講師にもオフィスアワーを設けた。来講時の前後に設定して学生の質問等に対応している。

### 3) 教員による学修支援

大学 1 年生、2 年生は各学年を 2 つのクラスに分け、それぞれにクラス指導主任教員が配置され学生に対応している。3 年生以降は、ゼミナール担当教員が学生へのきめ細かな対応を行う。1 年生、2 年生は、クラスごとに話し合うクラス・ミーティングを各学期に複数回設けている。これにより学生同士の仲間意識が高まるとともに、学生にとって教員がより身近に感じられ、相談しやすい関係作りにも役立っている。

また、授業を欠席した学生に対する指導にも配慮しており、特に学外実習に関する授業を欠席した学生については、実習への準備に関する内容が多いため、欠席した授業内容の補充を行うように努めている。

さらに、教員が平成 25(2013)年度から、ミニ講座を昼休み等に開講している。ミニ講座は各教員の専門領域などの話題を取り上げ実施している。この講座によって学生の関心がより広範なものになるとともに、学修への関心や意欲が高まることが期待できる。

以上より、教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制は整備されているといえる。

## 2 - 2 - ②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

### 1) TA 等の活用

TA(Teaching Assistant)については、コンピュータに関する授業において情報メディアセンター職員が授業に入って支援している。また、学修支援センターにおいては、母語が外国語の学生など特別な支援を必要とする学生がいた場合に、他の上級生をチューターとして付けるなどの随時の対応を行っており、学修成果を保証することに努めている。

平成 28(2016)年度に、学生同士の相互支援として、「ピアソポーター」による学修支援について検討した。平成 29(2017)年度中にピアソポーターの養成に着手し、平成 30(2017)年度より学修支援センターにおける学修支援におけるピアソポーターの活用を試行する予定である。

### 2) 学生のための学修の場、機材等

学生たちが気軽に集まりグループ学習をしたり、個人でのレポートを作成したりするなど、様々な学修活動を可能にするアクティブ・ラーニングの場としてラーニングプラザを設置している。ラーニングプラザはインターネットを利用できるパソコンを

配置するとともに、図書館に隣接しているため、様々な資料を活用することができる。また、ラーニングプラザには可動式の机が置かれているため、人数に合わせて机を動かしグループ学習などを行いやさいようにしている。さらに、学生がラーニングプラザなどを利用して作品制作などを行っているときに、急に自分たちで用意していた以外の文具類が必要となった場合に対応できるように、学修支援センターに文具類を用意し貸出している。

学生はレポートやプレゼンテーション資料作成などのためにコンピュータをしばしば利用する。そのためのコンピュータ設置教室を利用できるようにしたり、パソコンの貸出しを行ったりしている。

教材研究等のアクティブ・ラーニングの場として設定されている「子ども図書室」(絵本等) 及び「児童文化財展示室」(遊具等) については、次の通りである。子ども図書室については学外実習前後によく活用されている。児童文化財展示室は随時学生が使用し、また授業における教材としても利用されているが、より積極的な活用を課題として検討中である。

以上より、TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実については、積極的に取り組んでいるといえるが、TA 等の活用については検討段階に留まっている。

### (3) 2 - 2 の改善・向上方策（将来計画）

学修支援センター、教職・保育職支援センター等の設置により教職員協働による学修支援体制は整いつつある。しかし、様々な部署がより効果的に活動できるように、それぞれの役割について整理し確認していく作業は、今後も継続していかなければならない。そのため、学修支援センター会議、教職・保育職支援センター会議、各種委員会などで話し合い、そこで話し合った内容等について、情報交換ができるようにしていかなければならない。

教員が昼休みに開講しているミニ講座に学生が興味を持って参加するようになっている。今後も学生の興味、関心に添えるようにアンケート調査を実施し、それに応える内容の講座を開講していくようとする。

学生がラーニングプラザを利用する機会が増えるように、授業においてもラーニングプラザを積極的に活用していくようとする。子ども図書室及び児童文化財展示室についてより効果的な活用を進めていくことが求められる。

今後、さらなる学生の学びのために、TA(Teaching Assistant)やピアソポーターの存在が有効であると思われる授業について検討を重ねていくことが必要である。

今後、帰国子女、外国籍の学生、障がいのある学生の入学が考えられる。そういう学生が満足して学べるユニバーサルな学びへの体制づくりも必要であると思われる。

## 2 - 3. キャリア支援

### 《2 - 3 の視点》

#### 2 - 3 - ①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

##### (1) 2 - 3 の自己判定

「基準項目 2 - 3 を満たしている。」

##### (2) 2 - 3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 1) 進路支援の体制と機能

キャリア支援のための事務組織として進路支援課を設置している。進路支援課職員 4 人、非常勤職員 1 人と非常勤のキャリアカウンセラー 1 人の計 6 人を配置し、学生の個別の希望に沿った、きめ細かい就職や進学に関する相談・助言及び進路先の開拓を行っている。また、学生が希望する分野別にオリエンテーションや進路ガイダンス・各種講座を行っている。

進路支援課に相談コーナーを設け、常時、学生の相談・指導に当たるほか、就職・進学資料室を設置し、就職求人票や進学入学案内を自由に閲覧できる環境を整備している。更に、キャリアカウンセラーによる個別のカウンセリングのためのスペースも確保している。平成 28(2016)年度は年間 267 日開室し、延べ 1,046 件の相談があった。

本学独自の求人マッチングシステム「お仕事ナビ」を設置することにより、事前に「希望職種」や「希望勤務地」「取得予定資格」等を登録することで、本学に寄せられた求人情報から学生一人一人の能力や適性に合った情報を効率よく生かせる求人情報システムも整備している。携帯電話のメールや Web 上の各学生のマイページを通して新着の求人情報を提供し、厳しい就職環境の中で学生に効果的な支援を行っており、特に実習期間中や授業期間外での情報提供に有効に機能している。これらの進路支援の機能を果たすために、大学教員 3 人、併設されている短期大学教員 4 人、進路支援課職員 4 人の計 10 人で組織された進路支援委員会を、毎月 1 回開催している。学生に対する、適切な進路支援の推進を目的として、具体的には、学部との連携を図るとともに、学生の指導をはじめ、ガイダンスの企画・運営を検討し、より一層の教育的効果の向上を図っている。

###### 2) 進路状況

大学設置（平成 25(2013)年度）から 4 年目を迎え、一期生が就職した。就職内定率は 100% であり、その内訳は就職希望者 62 人中、保育職 60 人、製造業 1 人、卸売・小売業 1 人である。ほぼ全員が保育職に就いており、入学時から高い目的意識を持って専門知識を学び、仲間と協同しながら目的を達成したことが分かる。

### 3) 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

#### ① 進路ガイダンス

進路選択にあたって、各学年それぞれにガイダンスを実施している。大学1年生対象のガイダンスは、3コマ（出席者68人）、大学2年生対象のガイダンスは3コマ（出席者56人）、大学3年生対象のガイダンスは4コマ（出席者83人）行われた。大学4年生対象のガイダンスは6コマ行われ、63人が出席した。

本格的に就職活動を行う3・4年次のみならず、1・2年次の段階から、学生一人一人の職業的自立の支援を行うことにより、本学が目指す「品格ある女性の育成」「専門的職業人の育成」「社会を支える指導的人材の育成」の一端を担っている。

各種講座を「社会人の品格講座」「合格支援講座」「就職支援講座」「資格取得支援講座」に分類し、1・2年次では社会人の品格講座と並行して、合格支援講座の基礎力養成講座を受講できるように日程が組まれている。3・4年次では更なる試験対策として就職支援講座が設定されている。各講座において、事前告知並びに内容の充実により、高い参加率となっている。

#### ② 社会人の品格講座

教育理念である「品格ある女性」を目指し、礼儀やマナー、人間関係などについて学び、日本女性としての品格を磨くことができるよう講座を設定している。

##### （ア）茶道講座【対象 大学1年 2コマ 受講者69人】

礼儀やマナーの「型」のみならず、「型」の背景に在る精神的な土台を学ぶ講座として、茶道講座を実施し、おもてなしの心を学ぶ。

##### （イ）着付け講座【対象 大学1年 2コマ 受講者55人】

浴衣の着付けを体験し、日本文化について学ぶきっかけとする。

##### （ウ）フラワーアレンジメント講座【対象 大学1年 2コマ 受講者54人】

フラワーデザインやフラワーデコレーションの技術と知識を学ぶことを通じて、自然に親しみながら表現することを楽しむ講座である。

##### （エ）「すてきな保育者になるために」【対象 大学1年 1コマ 受講者58人】

同窓の先輩から、保育に役立つ内容について、体験を通して学ぶ講座である。手遊び、身体表現、パネルシアター等の表現を通じて子どもたちが楽しめる遊びについて学ぶ。

##### （オ）レクリエーション講座【対象 大学1年 1コマ 受講者68人】

レクリエーションを通じて人間関係を円滑にし、新しい友人と関わる機会であり、体を動かしてコミュニケーションを深める場でもある。

#### ③ 合格支援講座

様々な就職試験に必要な知識を身に付けることができるよう設定している。

##### （ア）基礎力養成講座I【対象 大学1年 20コマ 受講者64人】

1年次からの就職試験対策として学力アップに早期から着手し、卒業までの段階的な学びのスタートとなる講座である。2回の実力診断テストで効果測定を行う。

(イ) 基礎力養成講座Ⅱ【対象 大学2年 20コマ 受講者50人】

社会科学・人文科学・自然科学を中心に、一般知識分野の理解を深めるための講座であり、実力診断テストを行う。

(ウ) 小学校教員資格認定試験対策講座【対象 大学1・2年 53時間 受講者17人】

小学校教員養成課程履修以外の学生を対象に、文部科学省が行う認定試験の合格を目指す講座である。合格者は小学校教諭二種免許状が取得できる。

(エ) 公務員試験（基礎）講座【対象 大学3年 20コマ 受講者80人】

公務員試験を目指す学生のための講座である。専門試験、教養試験対策と実力診断テストを行う。

(オ) 公務員試験（応用）講座【対象 大学3年 30コマ 受講者76人】

公務員試験の教養科目、専門科目を学び、実力診断テストで学力の定着を図る。

(カ) 公務員試験直前専門対策講座【対象 大学4年 28コマ 受講者57人】

公務員試験直前の対策講座として実践形式で学ぶ講座である。

④就職支援講座

(ア) SNS利用講座【対象 大学1年（短大合同）1コマ 受講者31人】

ソーシャルネットワークサービスの利用に関して学ぶ講座である。SNSの利用の危険性や注意事項について学ぶ。

(イ) ライフデザイン講座【対象 大学1年 1コマ 受講者54人】

ライフデザインとは、自分の過去から現在までを振り返り、将来の方向性を考えることである。将来の自分を考えながら、新しい自分を発見する講座である。

(ウ) 履歴書の書き方（美文字）講座【対象 大学3年 2コマ 受講者42人】

履歴書は、その人を的確に表し、魅力を最大限に活かすための資料である。内容とともに表現方法を学び、美しく見える文字の書き方のコツを学ぶ。

(エ) 面接の仕方講座【対象 大学3年 2コマ 受講者42人】

面接の基本となる、服装、入退室、立ち居振る舞い、心構え等を学ぶ。また、話し方やコミュニケーション能力の向上も目指す講座である。

(オ) メイクアップ講座【対象 大学3年 2コマ 受講者53人】

面接に向けて素敵な笑顔になるために、フェイス基礎ケアや、表情の作り方を体験し、自分に合ったメイクを学ぶ講座である。

(カ) 人間力UP講座【対象 大学2・3年 4コマ 受講者130人】

キャリアカウンセラーによる魅力ある女性を目指す講座であり、声のトーンや挨拶等を体験を通して学ぶことにより、面接対策講座としても有益である。

(キ) 自己表現講座【対象 大学4年 2コマ 受講者63人】

自分の性格や学生生活について、今までの経験やその時の思いを履歴書やエントリーシートにまとめられるように学ぶ講座である。

(ク) 面接対策ワークショップ【対象 大学4年 2コマ 受講者63人】

教員から面接の心得についての講義を受け、その後、実際に集団面接と個人面接の練習を行う。グループ討議も行い、自己理解を深める講座である。

(ケ) 模擬面接【対象 大学4年(短大合同) 随時 受講者延べ436人】

昼休みの時間を利用して、面接を希望する学生に対して教員と職員で模擬面接を行う。

(コ) グループディスカッション(集団討論) 対策講座

【対象 大学4年(短大合同) 10コマ 受講者延べ154人】

就職試験における集団討論の進行手順、注意点、役割等を学ぶ。集団討論では、他者との関わりや問題解決能力を測られるので、スムーズに進めるための手順を実際に経験することで理解する講座である。

(サ) 学内教員による採用試験直前対策講座

【対象 大学4年(短大合同) 15コマ 受講者59人】

公務員採用試験の一次試験の直前の週に教員による講座を開催している。内容は、保育の専門教養、一般教養、論作文の書き方等である。

(シ) 公務員試験二次対策講座

【対象 大学4年(短大合同) 12日間 受講者 面接延べ123人、集団討論延べ35人、保育実技延べ89人、ピアノ延べ61人、体力測定延べ10人】

公務員試験一次試験合格者に対して、各市町別に対策講座を実施している。過去の出題を参考にして、実践形式で学ぶことができる。

## ⑤資格取得支援講座

関心のある資格を自ら選択して、取得できる講座を開催している。専門性にとらわれない幅広い視野で、現代社会で働くために必要な知識を学び、更に専門職に就いた場合にも生かすことができるような内容である。

(ア) サービス接遇検定対策講座【対象 大学2年 8コマ 受講者56人】

対人心理の理解や対応の技術、会話の仕方や話すときの態度について学び、おもてなしの心を理解する講座である。検定試験合格者には合格証が交付される。サービス接遇のポイントは笑顔とコミュニケーション能力であり、それは、保育においても必要とされる要素である。

(イ) 語彙読解力検定講座【対象 大学1~4年(短大合同) 1コマ 受講者22人】

主に国語辞典に掲載されている語句の知識や運用について理解することで、思考力、判断力、表現力等、社会人に求められるコミュニケーション能力の向上につながる講座である。検定試験合格者には認定証が交付される。

(ウ) おもちゃインストラクター養成講習

【対象 大学1~4年(短大合同) 6コマ 受講者6人】

遊ぶ力、作る力、指導する力を身につける体験型プログラムである。手作りおもちゃ、玩具の遊び論やおもちゃの世代間交流論等の講義を通して、子どもとの付き合い方を学び、おもちゃでの遊びを体験する。養成講習終了後には、おもちゃインストラクター認

定証が交付される。

**(エ) 救急法救急員養成講習【対象 大学1~4年(短大合同) 15コマ受講者7人】**

日常生活における病気や怪我の予防及び応急手当(止血法、包帯の巻き方、固定法)、搬送及び救護の心得等の方法について、正しい知識と技術を3日間の講習で習得する。

**(オ) 公認キッズリーダー講習会**

**【対象 大学1~4年(短大合同) 2コマ 受講者7人】**

サッカー指導の方法について講義を受け、トレーニングを通じて、ボールを使う楽しさを体験し、球技に対する理解を深める講座である。

**(カ) アレルギー大学講座(保育コンソーシアムあいちとの連携)**

**【対象 大学1~4年(短大合同) 4コマ 受講者150人】**

保育、教育の現場で必要とされるアレルギーについての正しい知識と基本対応を習得する。講座修了者には、アレルギー大学講座受講認定証が交付される。

**⑥その他**

進路選択に際して、学生の満足度を高めるために卒業生や官公庁等の外部の機関との連携体制を強化する目的で、保育系採用担当者・卒業生による進路支援特別講演会を開催した。講演会の対象と件数は、愛知県内の市役所延べ22件、愛知県私立幼稚園連盟1件、私立保育園連合会2件、愛知県警察1件であり、各役所の人事課職員や、保育園園長とともに卒業生も含め12人が講演を行った。

就職が内定した大学4年生、短期大学2・3年生との交流会は7月と1月に開催され、4年生は延べ52人、1・2・3年生は延べ178人が参加した。保育コンソーシアムあいち主催の合同就職ガイダンスも2日間開催され、大学1~4年生合わせて10人が参加した。

なお、就職試験終了後、学生が提出した報告書を基に、面接試験過去質問集、試験内容報告集を市町別に作成し、次年度の卒業学年全員に配布している。

#### **4) 卒業生への進路支援体制**

短期大学では、毎年7月末に「お帰りなさい岡短へ」と銘打った同窓会(ホームカミング)を開催している。平成28(2016)年度は「女性のためのマネーセミナー」という演題で、社会人として必要な知識を得るために講座も含めて開催した。平成29(2017)年度からは、大学も合同で開催する予定である。教職員や同窓生と旧交を温め、更に社会人としての教養を身につけ、自らの仕事を振り返り、次の日からの仕事への意欲につながる場となっている。

求人マッチングシステム「お仕事ナビ」は、卒業生向けにも展開しており、将来の再就職、潜在的な保育者の掘り起しにも活用していく予定である。

#### **(3) 2・3の改善・向上方策(将来計画)**

本学においては、進路支援委員会・進路支援課を中心として、学生一人一人のニーズに合わせたキャリア支援を行っている。3・4年生においては、ゼミ担当教員とも連携し、平成28(2016)年度からは公務員試験対策講座の受講料を免除する制度を設けている。平成29(2017)年度からは就職試験対策として、eラーニングという名称でインターネットを利用した学習環境を整える予定である。これにより、いつでもどこでも繰り返し学習をすることができるので、より効果的な就職支援として位置付けていきたい。

加えて、充実した学生生活のスタートとなる1・2年生が、保育職の魅力やキャリア形成の大切さについて理解を深めることも重要な課題である。また、将来の目的がはっきりせず、就職に意欲的ではない学生に対する個別支援の充実を図る必要がある。

早期離職を防止するために、7月の同窓会開催とともに、卒業生が就職した園をゼミ担当教員が訪問し、働いている状況を見学し、面談を行う取組を実施する予定である。また、就職満足度調査、第一希望就職率調査も実施し、それらの結果と離職との相関関係についても調査を行っていきたい。就職先の選択に関しては、本人の満足度を一番に考え、求人先とのマッチングをより確かなものとし、就職後に早期離職せずに、就業継続していくけるよう就職後の現職研修等の機会も提供しながら、長期的な視野に立ったキャリア支援方策を立案する。

平成29(2017)年度入学生から、これまでの保育士、幼稚園教諭に加えて、小学校教諭の免許も取得できるようになる。これらを含めた専門職へのキャリア支援や関連する職業、一般職、進学も含めて、よりきめ細かな支援をしていきたい。

今後、進路支援課・進路支援委員会においては、企画・立案・審議に時間をかけ、委員間で問題点や方向性を共有化し、担当教員とも連携しながら、より一層学生に活用されるキャリア支援の推進に努める。

上記のように、本学では、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制がおおむね整備されているといえる。

## 2 - 4. 学生サービス

### 《2 - 4 の視点》

#### 2 - 4 - ①学生生活の安定のための支援

##### (1) 2 - 4 の自己判定

「基準項目2 - 4を満たしている。」

##### (2) 2 - 4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 1) 学生支援体制・組織・環境

本学では、学生が充実した学生生活を送ることができ、学生支援の体制を万全なものとするため、学生支援課が総合的に担当し、次の所掌領域に取組んでいる。

学生にとって利便性のある2号館1階事務所内に、学生支援課窓口が設けられ、学生利用の促進を図るとともに、窓口での対応の際には職員から積極的に声をかけ、学生にとって相談しやすい体制を整えている。

学生支援課の主な業務内容は、①学籍異動、②奨学金等事務及び経済的支援の相談、③学生生活の安全確保のための地域との連携支援、④休・退学者発生の未然防止のための支援、⑤大学生活に適応できない学生の早期発見及び他部署との連携支援、⑥クラス指導主任制による教員と学生支援の連携、⑦学友会活動、大学祭活動の支援・指導、⑧各クラスの学生代表で構成される各種委員会活動の活性化のための支援、⑨クラブ・サークル活動活性化のための支援、⑩傷害・災害保険の案内、⑪アルバイト・ボランティアの紹介、⑫学生ロッカーの管理、⑬各種証明書交付、⑭下宿・アパート紹介、⑮学生の意見を汲み上げる意見箱の管理、⑯そのほか学内外の学生生活全般の指導・相談などである。

本学は、学生支援課職員、大学教員、併設されている短期大学教員が連携して学生生活全般の業務に取組むため、大学教員3人（内学生部長1人）、短期大学教員5人（内学生委員長1人）、学生支援課職員4人、保健室職員1人の合計13人で「学生委員会」を組織している。「学生委員会」は、毎月定例会議を開催し、学生生活全般の諸問題を議論し、審議を行い、学生支援の充実を図っている。また、内容に応じて、教職員連絡会、教授会、学科会議、及び大学・短期大学運営会議で報告などを行っている。更に、全学が関係する大学祭等の行事では、学生委員会の教職員だけでなく、全教職員による支援、指導の協力体制を図っている。

学生が授業の合間に休息するための施設・空間としては、学生ホール（2号館1階、4階、7号館2階）、ホワイエ（2号館2階）、1号館学生ラウンジ（1号館2階）、及びカフェテリア234席（6号館2階）、売店が6号館南側にある。この場所は、高台から街の風景を眺められる快適な空間となっている。また、6号館1階にラーニングプラザ（オープンスペース）を開設し、自主学習、自主ゼミ、情報交換などを行い、学生が集う場所として活用されている。

## 2) 支援の状況

### （1）正課外活動の支援

#### （ア）学友会活動への支援

本学は、「学友会」という全学の学生自治組織があり、その他、大学祭実行委員会、クラブ・サークル、各種委員会のいずれも、大学と短期大学の学生が混成で活動している。学友会は、選挙によって選出された大学と短期大学の学生役員により運営され、名称は、「学友会執行部」となっている。

学友会執行部は、学生生活の充実への重要な役割を担っており、学友会費の収支決算・予算立案、大学祭やクラブ予算の内訳などの検討を行っている。

学友会執行部からの要望などについては、学生支援課及び学生委員会で対応し、学生が企画する行事には、企画段階から支援・助言を行うとともに、行事当日には教職員が参加し、学生とのコミュニケーションを図っている。学友会執行部が、自主企画する行事としては、4月のクラブ勧誘活動・新入生歓迎会、季節ごとの七夕飾り・ハロウィンパーティー・クリスマス会等である。

また、各クラスには代表のクラス委員のほか、学生生活向上委員・ボランティア委員・大学祭サポート委員・卒業パーティー委員・卒業アルバム委員が成員され、大学生活向上のため、学生自身が主体的に各委員会を運営している。更に、学友会執行部やクラスの委員が中心となり、学内だけではなく地域との交流を深める町内清掃活動（春・秋）や市民団体との交流など、年間を通して学外の活動にも積極的に参加している。

#### （イ）クラブ・サークル活動への支援

クラブ連絡協議会は、クラブ・サークル活動を行う学生と教職員が信頼関係を築くために重要な会合となっている。特にクラブ・サークル団体間の交流、活性化を図るため、本連絡協議会を毎月定例開催し、各クラブ・サークルの活動状況報告や要望、問題点などを把握するとともに、学生支援課及び学生委員会の教職員が適切な指導を行っている。また、クラブ・サークルの活動活性化を図るため、教員が顧問として深く関わり指導、監督にあたっている。顧問が活動を支援し、その責任や役割を果たすことで、クラブ、同好会の活動が、より積極的なものとなり、学生の参加を促している。

年度当初には、教職員、本連絡協議会が共催で「リーダーズ・キャンプ」と題した講座を開催し、各クラブ・サークルのリーダーを招集して、リーダーの使命や役割を再確認し、クラブ運営が円滑に始動できるように指導をしている。

クラブ・サークルの活動団体実数は、平成28(2016)年度は、文化部13団体、運動部8団体の計21団体、登録者数は、延べ246人であり、参加加入率は、89.1%となった。クラブ・サークルに加入し、学業と両立しながら、積極的に活動する学生が増加している。今まで短期大学の学生が中心となって活動してきた既存のクラブの半数以上は、大学の学生がクラブ長（リーダー）などに切り替わり、リーダーシップを発揮している。今後、ますます大学生が短期大学の学生を牽引していく存在になると考えられる。

その中でも全国大会の出場を目標に日々練習を積んでいるクラブや、地域とのつながりを通したボランティア活動などに積極的に取り組んでいるクラブについては、学友会からの予算だけではなく、大学から特別助成金を交付し、活動をより強化できるような体制を整えている。平成28(2016)年度に特別助成金を交付した団体は、ダンス部・児童文化研究部・Hobbit・ミュージックバンド・ソフトボールサークル・バルーンアートサークルの6団体である。更に、教育後援会からは、クラブ・サークル活動を円滑に実施できるように、学生の要望に即した経済的支援も実施している。

また、日々のサークル活動を多くの方々に理解してもらうため、クラブ・サークルの活動内容に応じて、様々なコンテスト、コンクールなどの紹介や申請の支援をしている。

平成 28(2016)年度には、一般社団法人サポートセンター主催の「学生ボランティア団体支援事業」に採択され、岡崎警察署管内での「自転車無事故ラリー」にも応募し、目標達成の表彰を授与されるなど、学外からも学生活動の取組みなどを評価されている。今後このような取組みを継続的に続け、学生が活動に対する向上心と自信を持って取組める環境づくり、支援が必要である。

#### (ウ) 大学祭への支援

大学祭は、大学と短期大学の学生が合同で「大学祭実行委員会」を運営し、それらが中心となって大学祭の準備を進めている。

大学祭を開催にするにあたり、大学側との交渉や地域との連携、折衝などにおいて、学生が主体的に行動できるようにしている。大学祭実行委員会と学生支援課・学生委員会との打合せ会議を月例で行い、学生支援課及び学生委員会は、学生からの相談に応じ適切な助言などを行っている。

平成 27(2015)年度までは、短期大学の学生が代表として大学祭実行委員長を務めてきたが、平成 28(2016)年度は、大学の学生が大学祭実行委員長として、大学祭を運営した。執行部役員としても大学の学生が昨年度よりも増加しており、今後ますます大学の学生の活躍が期待できる。

平成 28(2016)年度の大学祭テーマは「丘咲祭～私たちの岡崎を笑顔で咲かせよう～」である。学園が 60 周年、短大が創立 50 周年、大学は完成年度を迎える節目の年であることから、学生からの提案で、大学祭の名称を考案することになった。岡崎という地に岡崎女子大学の学生が、花のような笑顔で地域の住民を迎え、更に開かれた大学祭になっていくように願いを込め、今後は「丘咲祭」と呼称することになった。

本年度は、近隣の小学校、幼稚園等にチラシを配付し、メディアを活用して宣伝した。内容も学生が日常関わりやすい事故回避等を含め、岡崎保健所の薬物啓発活動ブース、岡崎市役所の自転車シミュレータ一体験ブース、岡崎自動車学校の飲酒運転防止体験ブースなどを外部団体とともに新設し、更に、子ども向けの移動動物園のブースも設け、市民の方々にも喜んでもらえる行事となった。

学内では、クラス・ゼミ・クラブ単位で大学、短期大学合わせて 44 団体が参加した。子ども教育を学んでいる学生にとって大学祭は成果発表の場でもあり、1 年生・3 年生が中心となり子ども向けのブースを設け、力を注いだ。2 年生はクラス単位で演劇を発表し、4 年生は模擬店を出店した。更に普段コラボレーションできない複数のサークルによる趣向を凝らした合同演劇等も上演され、学生ボランティアが中心となった「オレンジリボン」ブースでは、子ども虐待防止の啓発活動も行われた。大学祭に関わった学生は 90.8%(学生満足度調査結果による)となり、多くの学生が大学祭を盛り上げた結果、学外からの来場者数も増加し、当初の目標である、地域に開かれた大学祭が実施できた。

#### (2) 学生寮の状況、下宿・アパートなどの宿舎の斡旋体制

学生寮は設置していない。下宿・アパートなどの宿舎の斡旋については、学生支援課

において、近隣のアパートなどの住宅情報をまとめ、それを新入生の入学手続要項発送時に同封して紹介し、入学予定者が照会を受けるように案内している。特に、本学は女子大学のため、学生の安全を第一に考え、防犯セキュリティが整備されている物件や家主との連携が図れる物件のみを斡旋している。

また、親元を離れて暮らしている学生のため、「一人暮らしの料理教室」を開催している。教職員が、簡単に調理でき、なおかつ栄養面に配慮した献立を考え、参加学生とともに調理後、会食している。この活動を通じ、学生間交流の糸口や一人暮らしの悩み等を聞く機会を設け、学生生活が円滑に運ぶようにサポートしている。

#### (3)通学に関する支援

名鉄東岡崎駅からの路線バス「名鉄バス（中町循環）」は、バス会社の都合により廃止され、大学構内へのバス乗り入れができなくなった。そのため、徒歩、自転車での通学者が増加し、更に最寄りのバス停から大学までの細い路地を通学することになった学生に対し、「グッドモーニングプロジェクト」と題して、毎朝、安全確保のために教職員が通学路に立って、学生と朝の挨拶を励行し、通学指導を行っている。

近年、道路交通法改正に伴い自転車による交通違反がより厳しく取り締まられることになり、昨年度、改善すべき点に挙げられた、通学上の安全策として、自転車通学者に対し「自転車講習会」を強化し、実施している。受講した学生は、自転車にステッカーを貼るように指導し、安全確保と加害者にならないための指導をしている。

なお、現在、地域の住民と一体となり、安全確保のため、通学路上にある横断歩道の移設を最寄りの警察署に要望している。

#### (4)奨学金などの経済的支援

奨学金制度としては、本学独自の奨学金（減免制度）、日本学生支援機構及び各都道府県等が扱う各種奨学金がある。入学段階で実施しているものとして、平成 28(2016)年度は、入学者選抜試験（特別奨学生選抜試験）または一般試験の成績上位者を対象に、奨学生 A 及び奨学生 B 制度を設けている。奨学生 A は入学金全額免除及び当該授業料半額を免除、奨学生 B は当該年度の授業料の半額が免除されている。

在学生については、旧特待生、特別奨学生制度が適用され、成績優秀者（GPA の上位者）に対し、当該年度の授業料が区分により全額免除、半額免除されている。

更に公務員採用試験の受験意欲が高い者に対して、月額 1 万円の公務員試験対策支援奨学金を支給している。この制度は、資格該当者の 82.5% の学生が活用している。

本学では、奨学金制度の充実及び他団体の奨学金制度の紹介などにより学生の勉学を奨励し、経済的事情による修学困難の解消を目指している。

#### (5)学生修学支援・クラス指導主任制

生活指導の充実策として、クラス制を導入し、1 年次は、各クラス男女各 1 人、計 2 人のクラス指導主任教員を配置し、2 年次は、各クラス 1 人のクラス指導主任教員を置き、学修上の疑問や悩みを持つ学生に対し、面談等の指導、助言を行っている。進級時

や学期途中には、クラスミーティングを実施し、「学修の記録」（履修カルテ）の記入、更に、より細やかな個人的指導やクラス単位の行事への参加や運営についても助言している。3年次からは、「専門ゼミナール」の担当教員が、指導主任として個別指導を行っている。

また、全教員がオフィスアワーを設け、学業や学生生活全般の相談に応じるために研究室に在室し、学生の相談を受入れる体制を整えている。

併せて、新入生に対しては、毎年入学式後にオリエンテーション期間を設け、教務上の手続きや学生生活についてのオリエンテーションを実施するとともに、同期間に学生健康診断を実施している。

毎年5月には保護者を対象とした「保護者懇談会」を実施しており、学生生活や家庭内の様子など保護者と指導主任教員が直接意見を交換し、学生の現状を把握する場となっている。アンケートの結果から、保護者が日ごろの学生生活の様子が理解できていると高い評価を得ている。また、大学への理解を深めてもらうよい機会となっている。

#### (6) 留年者及び休・退学者

本学は、学生の授業欠席調査を行っている。欠席回数が合計3回、5回に達した学生については、授業担当者が調査票に記入の上、学生支援課に提出する。調査票のコピーは、学部長・学科長・クラス指導主任（3年次からはゼミ担当教員）へ、速やかに配付され、担当者が当該学生と電話連絡、面談などを通して個別指導を実施し、単位取得への助言、休・退学などの防止に努めている。平成28(2016)年度は、（除籍1人・退学4人・休学2人）であった。本学は保育系の単科大学のため、将来の就職希望先を変更する学生が休退学に至る傾向がある。そのため、入学前に保護者を含めた情報の共有を図るとともに、学生の欠席などの兆候を把握し、学修意欲が削がれる前段階で、就職などの進路支援を含めた軌道修正のサポートをする必要がある。

きめ細やかな学生指導体制を維持しながら、保健室でのカウンセリングや学修支援センターにおける学修相談などの各支援体制を強化することや、各部署が情報を共有しながら、休・退学者を予防することに努めている。しかしながら現状は、休学後に復学よりも退学に至るケースが多いため、在学中の指導はもちろんのこと、休学中の学生に対して、大学に復帰できるようなサポート体制の充実が不可欠である。

#### (7) 保健管理センター・保健室

保健管理センター及び保健室は、学生や教職員の健康保持・増進に携わっている。保健管理センターは、大学教員2人（保健管理センター長1人を含む）と併設されている短期大学の教員1人、職員1人の4人で構成され、講習会や講演会の企画、健康管理の在り方などを検討する場となっている。

保健室は職員（看護師）1人と非常勤職員（養護教諭）1人が常駐し、学内での病気の対応や怪我の応急処置、身体計測、悩み相談、実習前の細菌検査回収、健康診断証明書の発行、近隣の医療機関への紹介などを行っている。病気や怪我で保健室を利用した

学生数は、平成 28(2016)年度は、延べ 180 人であった。学生の健康診断は毎年 4 月に実施（受診率 100%）し、その後の診断結果は個別に配布を行い、再検査・精密検査や経過観察が必要な学生に対しては指導を行った。新入生には今後の実習に備え、抗体検査（麻疹・風疹・水痘・ムンプス）の血液検査も実施した。そのうち基準値に満たない学生に対しては、実習センターと連携して追加接種を推奨した。

メンタルケアでは、健康診断時の問診で悩みがあると答えた学生には、学生相談を受けるよう案内した。平成 28(2016)年度は、延べ 14 人の予約があり、12 人実施した。そのうち 4 人は学生の保護者からの相談であった。

他の活動として、4 月に「ひとり暮らしの料理教室」、AED の講習会を 5 月は学生対象に、9 月には教職員を対象に実施した。10 月にはストレスチェック導入したことをふまえ、教職員向けに講演会を開催した。定期健康診断結果と合わせ「健康診断の見方とストレスチェック結果の見方」という演題で岡崎市医師会公衆衛生センターの保健師より心と体についてのセルフ管理を学んだ。また、学生向けには保健室と学生相談室協働で 10 月、12 月の 2 回にわたり「からだとこころのミニ講座」を実施した。

#### (8)ハラスメント

ハラスメント防止の措置については、ハラスメント相談員をキャンパス内外に配置し、相談体制が整備されている。規程などについては、ハラスメント関連規程及びハラスメント防止ガイドラインを策定し、規程・ガイドラインを記載した「(学) 清光学園岡崎女子大学・岡崎女子短期大学セクシャル・ハラスメント パンフレット」を配付し、周知している。

#### (9)学生生活総合保険の加入

株式会社東海日動パートナーズが取り扱い代理店となっている。学生生活を幅広くサポートする任意加入の保険を案内している。

#### (10)保険制度への加入

正課授業・大学主催の行事及び正課外活動中の事故等、不測の事態に備え、「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」に加え、通学中の事故・学校施設等の移動中の事故に備え「通学中等傷害危険担保特約（通学特約）」にも全員加入している。

また、正課授業、研究活動、行事を課外活動としてのインターンシップ、学外実習、ボランティア活動等における対人・対物損害賠償を補填する「学生教育研究賠償責任保険（学研賠）」にも全員加入している。

上記のように、本学の学生支援体制・組織・環境は整備され、学生生活安定のための支援は、具体的且つ適切に行われている。

### (3)2 - 4 の改善・向上方策（将来計画）

学生の休退学による異動者が発生しているので、引き続き、休学、退学を未然に防止することが必要である。休退学の理由から防止対策を検討すると、①経済面からの支援

制度の確立（ワークスタディ事業・奨学金制度など）、②学習意欲の低下から発生する進路変更を希望する学生に対する学修支援体制の確立や学習に対する前向きな取組みへの強化、③体調不良者に対するメンタルケアのサポート体制の強化の改善が挙げられる。体調不良の一因として、過剰なアルバイトを行うことで生活リズムを崩すものがある。引き続き、学内のアルバイト情報の提供に注意するとともに、危険を伴う作業・夜間の時間帯労働やブラック企業等でのアルバイトの現状などに関し、周知徹底する必要がある。

学生の安全確保の面では、バス構内乗り入れ廃止に伴う、自転車利用の学生や最寄り駅からの徒歩通学する学生が増加しているため、年度当初の学生オリエンテーションにおいて、自転車通学のルール・マナーのガイダンスを実施しているが、今後とも周知徹底する必要がある。また、通学路で起こりうる犯罪（変質者や勧誘等）についての回避方法等のガイダンスも引き続き実施していく必要がある。

学友会活動・大学祭活動の支援を引き続き実施し、学生の参加率を上げるために、学生委員会・学生支援課はもとより、クラス指導主任・ゼミ担当教員にも協力を仰ぐ必要がある。また、大学の建学の精神でもある「社会貢献」を促すために地域とのつながりを持つ活動の支援に積極的に取組む必要がある。

クラブ・サークルでは、更に加入率を上げるために、活動内容を活性化する必要がある。そのためには、クラブ活動への助成金の充実や昨年度に引き続き顧問の関わりの強化を図ることが重要である。

宿舎を利用する学生には、引き続き安心安全な下宿・アパートを斡旋していく必要がある。また、学生のニーズに合わせた物件提供に向け、地域に密着した地元の不動産業者及び家主との密接な連携が必要である。

インターネットの普及により、学生が容易に情報を得られる反面、正確な情報を選択する能力や巧妙な手口の誘惑を回避する具体的な手段等を系統的・体系的な情報教育として一層充実させていく必要がある。特に、SNSなどは、利用次第で加害者にもなりかねない怖さも含んでいることから、引き続き情報を活用する際の注意喚起が必要である。

昨年度、改善すべき点に挙げられた、通学上の安全策として、自転車通学者に対し、「自転車講習会」を強化し、実施している。受講した学生は、自転車にステッカーを貼るように指導し、安全確保と加害者にならないための指導をしている。通学中の事故防止に努めたい。

## 2 - 5. 学修環境の整備

### 《2 - 5 の視点》

#### 2 - 5 - ①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

#### 2 - 5 - ②実習施設、図書館等の有効活用

## 2 - 5 - ③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

## 2 - 5 - ④授業を行う学生数の適切な管理

### (1) 2 - 5 の自己判定

「基準項目 2 - 5 をおおむね満たしている。」

### (2) 2 - 5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2 - 5 - ①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学のキャンパスは、1号館から7号館までの7棟の校舎とグランド、テニスコートにより構成されている。区分としては、グラウンド・体育館（大体育室・小体育室）のスポーツエリア、カフェテリア・購買学・学生ラウンジ・ホワイエ等のアメニティエリアのほか、学修施設では、ラーニングプラザ・親と子どもの発達センター・子ども図書室・SKホール、講義室・実習室・自習室・研究室等を配備している。

#### 1) 校地校舎面積

校地については、岡崎女子短期大学と全て共用している。校地面積 76,246.79 m<sup>2</sup>は、大学設置基準上必要な面積 4,000 m<sup>2</sup>を満たしている。

校舎については、短期大学と一部を共用している。大学専用部分と短期大学との共用部分を合わせた校舎面積は 17,819.57 m<sup>2</sup>あり、設置基準上必要な面積 3,305 m<sup>2</sup>を満たしている。

#### 2) 教室等

大学専用の講義室は5室、演習室は4室、実験・実習室は2室、語学演習室は1室である。短期大学との共用は、講義室 16 室、演習室 17 室、実験・実習室 1 室、情報処理学習室 2 室である。

上記には、ピアノレッスン室やピアノ練習室、ML 教室、美術・造形教室などの専門的な技能を高める教室もある。

#### 3) 研究室

専任教員全員に個人研究室を確保し、各室には机、椅子、キャビネット、書架、ロッカー等を整備している。

#### 4) 体育施設

体育館・グラウンドは、短期大学との共用である。体育館は、3,815.13 m<sup>2</sup>（収容人員 1,000 人）の広さがあり、グラウンドは、3,611.81 m<sup>2</sup>である。体育館・グラウンド共、授業やクラブ等の活動において十分余裕をもって利用している。

また、グランドに併設された 2 面のテニスコートにおいては、地域にも開放し、申請により休日等に近隣住民の利用も可能となっている。

### 5) SK ホール

SK ホールは、約 300 人収容できるホールである。短期大学と共に用で、ガイダンス、授業成果発表、クラブ活動、オープンキャンパスや各種講演会、更に、年 1 回開催される「丘の上の音楽祭」などに広く使用している。ホールピアノは、コンサート用グランドピアノが設置されているため、音楽の発表では学生の満足度は高い。

### 6) アメニティ施設

カフェテリア、学生ラウンジ、ホワイエ、クラブ室を設けている。カフェテリアはランチタイム以外の時間にも学生の自習や憩いの場として利用されている。また、可動式パーテーションで仕切ることで各種ミーティングや設置されたプロジェクター・スクリーンを利用した発表会・プレゼンテーション等にも利用可能となっている。

学生ラウンジやホワイエでは学生がコミュニケーションをはかりながら学修の場としても利用している。

平成 25(2013)年度に 1 号館耐震改修工事を実施し、それに伴い、2 階、3 階を学生のためのスペースとするべく改修工事を併せて実施。2 階は 6 号館 2 階のカフェテリアと渡り廊下で結び、カフェテリアの延長スペースとして自由に利用できるよう同様の椅子、テーブル、照明機器、自販機等を設置した。3 階は学生がクラブ活動や作品等製作スペースとして自由に使用できるオープンスペースとした。

### 7) ラーニングプラザ

大学設置に併せて平成 25(2013)年度より開設したラーニングプラザは 6 号館 1 階のオープンスペースで、通常時は学生の自習スペースとして機能している。併設された学修支援センターで、PC やタブレットを貸し出しており、無線 LAN によって学内 LAN やインターネット接続も可能である。学習支援センターへの申請により講義やゼミも行われたり、勾玉型の可動式テーブルとイスを自由に配置し各種セミナー、講演等も行われたりするなど、アクティブ・ラーニングの拠点として機能している。

施設等の管理運営は、「固定資産及び物品管理規程」「学校法人清光学園施設・設備使用許可規程」「学校法人清光学園業務組織規程」等に基づき、適切に行っている。

以上により、本学は、学生の教育目的達成のために、校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理がなされている。

## 2 - 5 - ② 実習施設、図書館等の有効活用

### 1) 実習施設

- ・情報演習用教室は短期大学と共に用で 2 教室ある。コンピュータ教室は、授業がない空き時間に自由に自習できるように便宜を図っている。
- ・2601 教室（デザイン系授業用）：ハードウェア面では高性能デスクトップ PC56 台と高精細液晶ディスプレイを備え、ソフトウェア面ではデザイン、CAD ソフトの使用が可能となっている。
- ・2603 教室：ノート PC56 台とオフィスソフトを備え、通常の情報リテラシー系の授業を前提としている。
- ・PC は全てシンクライアントとなっており、個々のメンテナンス管理を集中で行える体制となっている。また、ハードディスクを全て SSD に変更し、起動時間の短縮化により、授業時間の有効活用を図っている。
- ・語学演習室は、大学専用で、50 台のノート PC を設置し、主に語学学習用 e-ラーニングソフト（ALC 社の NetAcademy2）を導入し、利用している。
- ・学修支援センターにも貸出用ノート PC70 台とタブレット 20 台があり、授業外に空いていれば併設するラーニングプラザ等で自由に利用できる体制を整えている。
- ・ピアノ実習室は短大と共に用で、複数台のピアノのある実習室が 8 室。44 台の電子ピアノによる ML（ミュージック・ラボラトリー）室が 1 室完備されている。また、個人練習室が 11 室あり、朝や放課後、休み時間等にいつでも利用できる体制を整えている。

### 2) 図書館

図書館は 581.54 m<sup>2</sup> あり、閲覧室 160 m<sup>2</sup> で、閲覧席数は 120 席ある。短期大学とあわせて、収容定員に対する座席数の割合は、30.0% である。

図書の所蔵数（平成 28(2016)年度末）は 93,780 冊あり、開架図書数 41,129 冊である。定期刊行物の種類では、内国書 76 種類、外国書 16 種類あり、視聴覚資料の所蔵数 5,480、電子ジャーナルの種類 6 種、データベースの契約数は 5 である。

図書館の年間利用者数は、22,514 人あり、前年度より 3.5% 増加している。学外利用者は、86 名である。貸出傾向としては、子ども向け絵本やペーパーサポートのほか、DVD ソフトの利用者が増えている。

購入図書の選定は、年 2 回、専任・非常勤講師から要望された「授業参考図書」や「教員購入希望図書」を選定や、学生から出された購入希望による選定、司書の選定などによって購入している。

開館時間は、平日 8 時 30 分から 19 時、土曜日は 8 時 30 分から 16 時である。学生的利用状況からみると、学生の学習環境としては対応していると思われる。

また、学内で開催されている各種講座、セミナー等を受講される方々にも開放してい

る。

以上により、実習施設、図書館等の施設に関して、充分な有効利用がなされている。

#### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学のバリアフリーへの対応は、2号館1階出入り口2箇所と、7号館の出入り口に自動ドアを設置、また、それぞれにエレベータ、障がい者用トイレを設置している。また、6号館出入口2箇所に自動ドアを設置、図書館入り口には、スロープと自動ドアにより対応し、利便性と安全性の確保に努めている。ただし、古い校舎にはエレベータが設置されておらず、検討課題となっているが、特に3号館については耐震補強工事施工済ではあるが、現行の建築基準法上、後付けでの設置が困難となっており、今後、建て替え等も視野に入れた、更なる計画検討が必要となっている。

校舎間のアクセスについては、2号館と6号館、7号館がそれぞれ3階の連絡通路で結ばれ、雨天時等でも校舎外に出ることなく行き来が可能となっている。また、2号館1階から、1号館・6号館へのアクセスについては屋根付きの通路が確保されている。

トイレに関しては、現在の学生たちへの利便性・快適性確保に対応するため、和便器を洋便器に更新している。平成28(2016)年度には、6号館1階及び2階のトイレを全てシャワー機能付き洋便器に更新し、ブース、内装についても改修工事を実施。また、センサーによる自動点消灯照明器具(LED)、自動水栓機能付き手洗い等に更新し、省エネにも配慮している。今後、更に各館のトイレの改修を実施する計画を策定しており、順次改修・更新を実施していく。

以上により、バリアフリーに関しては一部整備困難な箇所を除けば、施設設備についてはおおむね利便性が確保されている。

#### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学の授業開講は、「岡崎女子大学履修規程」に則り開講している。授業の開講におけるクラスサイズは、実技・演習科目は50人以下で行い、講義科目は100人以下を基本として開講している。学生の教育環境を確保するために、少人数教育できめ細かい学習支援と、学生生活の環境とを確保している。また、選択科目については、1人以上の履修者がいれば開講している。

専門ゼミナールにおいては、各ゼミ1~5人程度であり、更に教員と学生とのかかわりが持つことができており双方向を意識した授業が行われている。

以上により、本学では授業を行う学生数の適正な管理がなされている。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 《2-6の視点》

2-6-①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

#### (2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学園では全学の学生委員会、学生支援課が中心となり、平成 24(2012)年度から併設する短期大学が、全学生を対象に「学生満足度調査アンケート」を実施してきた。

大学は、開学の平成 25(2013)年度から、同様の「学生満足度調査アンケート」を年度末の 3 月に実施し、アンケート結果を速やかに集計とともに、データ分析している。データは、学生生活や学修状況についての現状や満足度を確認する資料として教職員連絡会議等で報告され、教学面や学生活動の目標設定の際に参考としている。

更に、学生の学修状況を把握するうえで、半期に一度、「学修状況アンケート」も実施し、全般的な教育環境の満足度についてデータ化し、教育の充実に役立てている。また、全授業の各学期末には「授業アンケート」を実施し、集計結果は、学生が常時、閲覧できる状況に整備されている。

また、学内に意見箱を設け、学生が意見をいつでも述べられるようにしてある。意見箱に投函された内容については担当部署に伝えられ、その内容への対応については、学長自らが掲示板を用いて回答している。

学修支援の施設としては、本学では、学生の自律的な学びを支えるために「学修支援センター」を設置し、併せて、保育士・幼稚園教諭の学びを支えるために「教職・保育職支援センター」を設置している。その他、学内の教務委員会、学生委員会、進路支援委員会、実習委員会などの構成メンバーは、教員だけでなく職員も参加し、全学一体となった教職協働による支援体制を整えている。

そして、大学における授業設計や教育力向上に関する情報収集・自己研鑽の機会として設置されているファカルティディベロップメント (FD) 委員会では、教員相互の授業参観を実施し、教授方法などについて意見交換を行い、自己点検を行うことで授業改善を図っている。

また、学生生活に問題を抱えている学生は欠席が多くなり、中途退学につながっていく。そのような学生を早期に発見し適切な支援を行うために、教員は担当する科目の欠

席者について調査を行っている。欠席回数が合計 3 回に達した学生、その後更に欠席が合計 5 回に達した学生の氏名を欠席調査票に記入し報告している。これらの報告に挙がった学生に対しては、クラス指導主任、ゼミナール担当教員が面談等による指導を行っている。また、連絡がつかず、面談に応じない学生に対しては、学部長、学科長と連携しながら、早期に学生の保証人等に連絡をするなどの対応を行い、学生の個別の状況に対して連携して対応することを促しており、一定の効果を挙げている。

上記のように、本学では、学修支援に関する学生の意見・要望を把握し、分析するとともに、検討結果を学生のために活用している。

#### 2 - 6 - ②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学内には学生相談室、保健室があり臨床心理士、看護師、養護教諭を配置し、相談体制を整えて個別の状況に密に対応している。

特にメンタルケアでは、健康診断の問診時に悩みがあると答えた学生には、保健室内の相談室で、臨床心理士による学生相談を受けるよう案内した。平成 28(2016)年度は、延べ 14 人の予約があり、12 人実施した。そのうち 4 人は学生の保護者からの相談であった。更に、学生向けには保健室と学生相談室協働で 10 月、12 月の 2 回にわたり「からだとこころのミニ講座」を実施した。

また、経済的支援としての学生生活支援については、学生支援課職員が複数体制で対応している。まず、学費を期限までに納入できない学生には、延納・分納制度を設けている。

奨学金制度としては、本学独自の奨学金（減免制度）、日本学生支援機構及び各都道府県等が扱う各種奨学金がある。入学段階で実施しているものとして、平成 28(2016)年度は、入学者選抜試験（特別奨学生選抜試験）または一般試験の成績上位者を対象に、奨学生 A 及び奨学生 B 制度を設けている。奨学生 A は入学金全額免除及び当該授業料半額を免除、奨学生 B は当該年度の授業料の半額が免除されている。在学生については、旧特待生、特別奨学生制度が適用され、成績優秀者（GPA の上位者）に対し、当該年度の授業料が区分により全額免除、半額免除されている。更に公務員採用試験の受験意欲が高い者に対して、月額 1 万円の公務員試験対策支援奨学金を支給している。この制度は、資格該当者の 82.5% の学生が活用している。

外部奨学金については、毎年学内掲示を通して、広報活動の後、申込説明会などを実施している。学生に情報を周知した上で、学生支援課が斡旋しており、学生は、給付または、貸与を受けている。

ここ数年、日本学生支援機構の奨学金を希望し、基準を満たした学生は全て奨学生となっていることから、奨学金に対しての学生の満足度は高く、修学継続に支障は無い状況である。日本学生支援機構による奨学金は、第一種、第二種奨学金を合わせて、平成

28(2016)年度は63人の学生が貸与を受けている。23%を超える学生が貸与されており、学生にとっては大きな比重を占める奨学金制度である。

そのほかに、豊田市奨学生（平成28(2016)年度1人）、大幸財団育英奨励生（平成28(2016)年度1人）、保育士修学資金（平成28(2016)年度2人、継続者1人を含む）、ソロプチミスト女子学生奨学金（平成28(2016)年度1人）などの外部の奨学金を受けている学生がいる。

上記のとおり、学生の心身に関する健康相談に対して適切に整備されている。また、経済的支援をはじめとする学生生活に関しては、奨学金制度の充実及び他団体の奨学金制度の紹介などにより学生の勉学を奨励し、経済的事情による修学困難者の解消を目指し、対応している。

#### 2-6-③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望についても「学生満足度調査アンケート」「学修状況アンケート」「授業アンケート」などを参考にしている。

学修環境面としての施設の状況は、アクティブ・ラーニングの授業のために、図書館に隣接したラーニングプラザを設置し、授業外でのグループ学習や様々な学修活動を支える場として機能している。また、同じ区域に絵本を完備した「子ども図書室」（絵本等）及び「児童文化財展示室」（遊具等）を併設し、実習などへも対応している。ラーニングプラザの中心となる「学修支援センター」においては、パソコンの貸出しを行っている。

また、本学は、クラス制を導入し、きめ細かい学生指導を行っている。大学1年生のクラスには、各2名のクラス指導主任（専任教員）を配置し、2年生は、1名のクラス指導主任が配置され、学生に対応している。3年生以降はゼミナール担当教員が対応している。全専任教員は、オフィスアワーを設け、平成28(2016)年度からは、非常勤講師にもオフィスアワーを設け、学生の質問等に対応している。

上記のように、学修環境に関する学生の意見・要望にも対応し、かつ適切に整備されている。

#### (3)2-6の改善・向上方策（将来計画）

今後、全国的な学生の意識と本学の学生の意識の対比をするため、上記に関する学生の意見・要望についても「学生満足度調査アンケート」「学修状況アンケート」「授業アンケート」の質問項目を改めて精査し、学生の意識・実態をより把握するとともに、改善対策に向けての取組みが必要とされる。

心身に関する健康相談に関しては、更なる修学上のサポート体制の構築と保健室、各センターなどのネットワーク整備が急務であり、施設の整備も含め、教職員の共通理解として、FD、SD研修会などの取組みも必要である。

## [基準 2 の自己評価]

本学は、保育者、幼稚園教諭を養成する大学として、ティプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシーに沿った学生を育てるために、学生の意思を尊重しながら、豊かな学生生活を送ることができるような支援・サービス・整備等を行っている。

学生の受け入れに関しては、定員の充足に向け、引き続き改善努力を要する。学修支援については、学修支援センターによる多様な講座プログラムが積極的に提供されている。キャリア支援については、本人の適性と希望を踏まえたマッチングに配慮し、多方面からのキャリアアップのアプローチが行われ、人間力や社会人力の育成に努めている。学生サービスについては、課外活動の活発化や就学支援のサポート体制を整えることに努め、学生アンケートを踏まえて、改善に努力している。教育環境の整備については、適正に行われており、アクティブ・ラーニングの促進にもその環境が一役を担っている。以上により、基準 2 を満たしている。

### 基準3. 教育課程

#### 領域：卒業認定、教育課程、学修成果

##### 3 - 1. 単位認定、卒業・修了認定等

###### 《3 - 1の視点》

3 - 1 - ①教育目的をふまえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3 - 1 - ②ディプロマ・ポリシーをふまえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3 - 1 - ③単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

###### (1) 3 - 1 の自己判定

「基準項目 3 - 1 を満たしている。」

###### (2) 3 - 1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3 - 1 - ①教育目的をふまえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学のディプロマ・ポリシーは本学の「建学の精神」「大学の理念」「大学の教育目的」（学則第1条）に従って、以下のように策定している。

###### 〈ディプロマ・ポリシー〉

- ・現代人としての教養と豊かなコミュニケーション能力を修得した者
- ・専門職としての確かな知識と技能を持ち、教育・保育現場の現代的ニーズに対応し得る保育者の資質を修得した者
- ・自律的学習態度・課題探求能力・実践知を修得した者

上記のディプロマ・ポリシーについて、学生には『履修要綱』において示しており、また「授業内容（シラバス）」において「学部ディプロマ・ポリシーとの関連」欄を設け、どのディプロマ・ポリシーと関連しているのか、具体的に表記しており、学生に周知している。

以上より、教育の目的をふまえたディプロマ・ポリシーの策定と周知については十分になされていると評価できる。

3 - 1 - ②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーをふまえた単位認定基準は策定されている。卒業認定基準はディプロマ・ポリシーとして策定されているが、その具体的なアセスメントの方法については整備されていない。これらは「履修要綱」「授業内容（シラバス）」において具体的

に示しており、学生に周知している。進級基準は策定されていない。

また、学外実習に係る科目については「実習の手引き」においても、その基準を示しており学生に周知している。

以上より、ディプロマ・ポリシーをふまえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知については、おおむね達成されているといえるが、進級基準について検討を要する。

### 3 - 1 - ③単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

科目の構成として、教養科目には①基幹教養科目、②外国語科目、③健康とスポーツ科目、④ICT科目、⑤人文・社会・自然の科目（卒業要件単位数として①6単位、②～⑤15単位以上修得が必要）、専門科目には①基礎科目、②展開科目、③応用科目、④自由科目、⑤実習科目、⑥専門演習科目、⑦研究科目（卒業要件単位数として①13単位以上②43単位以上③3単位以上④4単位⑦卒業研究または長期フィールド実習を選択必修）があり、また教職に関する授業科目に①教養科目、②専門科目を置いている。

#### 1) 成績評価

成績評価基準は100点～60点までを合格とし、59点以下を不合格としている。表記はS(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)、F(60点未満)である。

上記成績評価と連動し、GPA(S=4.0/ A=3.0/ B=2.0/ C=1.0/ F=0)を採用することで、学生個々人の学修到達状況を鮮明に把握し、また学生自身も学修の到達点と課題を明確化できるようになっている。

授業科目の評価については、筆記試験、レポート、実技等、様々な評価を設定している。これはその授業形態、目的によりそれぞれの科目によって異なるため、担当教員が最も適切な判断のもとで評価し成績を付与している。科目ごとの評価基準はシラバス上に明記されている。

また、「学修の記録」(履修カルテ)を作成することにより学生は自己評価をすることでき、学習成果の把握を行っている。「学修の記録」(履修カルテ)では、保育者に必要な資質・能力の指標が示され、その達成度についての自己評価が1～5の5段階で数値化されているので、学期毎に学習成果(自己評価)の査定を行うことができる。「学修の記録」(履修カルテ)は、(1)卒業必修科目の履修状況、(2)幼稚園教諭一種免許状取得に必要な科目の履修状況、(3)保育士資格取得に必要な科目の履修状況、(4)保育者に必要な資質・能力の自己評価について記載することとしており、クラス指導教員が指導している。

なお、単位が認められないケースとして①当該年度において、履修登録がされていない②授業回数の3分の1を超えて欠席している③学納金を滞納している、こととしている。

## 2) 年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）

年間履修登録単位数の上限として1年次～4年次において、年間44単位ずつを設定している。また、進級の要件（単位数）としては設定していない。そして卒業要件（単位数）は合計124単位以上を設定している。

## 3) 履修単位状況

- ・平成28(2016)年度実績（1年次）として在籍者数68人（平成28(2016)年3月1日現在）のうち、0単位=0人・0%、1～10単位=0人・0%、11～20単位=0人・0%、21～30単位=0人・0%、31～40単位=0人・0%、41～50単位68人・100%である。
- ・平成28(2016)年度実績（2年次）として在籍者数58人（平成28(2016)年3月1日現在）のうち、0単位=0人・0%、1～10単位=0人・0%、11～20単位=0人・0%、21～30単位=1人・1.7%、31～40単位=1人・1.7%、41～50単位=0人・0%、51単位以上=56人・96.6%である。
- ・平成28(2016)年度実績（3年次）として在籍者数83人（平成28(2016)年3月1日現在）のうち、0単位=0人・0%、1～10単位=0人・0%、11～20単位=0人・0%、21～30単位=0人・0%、31～40単位=0人・0%、41～50単位=0人・0%、51単位以上=83人・100%である。
- ・平成28(2016)年度実績（4年次）として在籍者数63人（平成28(2016)年3月1日現在）のうち、0単位=0人・0%、1～10卖位=0人・0%、11～20卖位=0人・0%、21～30卖位=0人・0%、31～40卖位=0人・0%、41～50卖位=0人・0%、51卖位以上=63人・100%である。

## 4) 成績評価照会票

成績評価に関する疑問等申し出について、学生からの成績評価について疑義がある場合、その担当教員に成績の確認を求められる一連の手続きとして「成績評価照会票」を採用している。平成28(2016)年度実績として、照会の依頼があったのは1年生=1件、2年生=0件、3年生=1件、4年生=0件であった。

## 5) 卒業研究

平成28(2016)年度では、はじめての「卒業研究」の単位認定を行った。この科目は卒業必修の単位であり、4年生が対象である。

審査、評価は、原則3領域・①論文研究系領域（「卒業論文」24,000字相当以上）、②表現研究系領域<音楽・造形>（「卒業研究報告書」8,000字相当以上と成果物、③長期フィールド実習研究系領域（「長期フィールド実習研究報告書」12,000字相当以上）、に分かれている。1人の学生に対し主査1人、副査1人の計2人を置き、主査は原則として学生が所属する専門ゼミナールの担当教員とし、副査は、原則として主査と同じ領

域の教員が、基本的にこれにあたることとした。

また、審査、評価に関する配点は、主査 80：副査 20 の割合とした。副査は、査読審査、卒業研究発表等の評価（評点、コメント）を主査に書面で伝え、それを受け主査は、評点を示した。その後、学科会議にて、評価について審議し了承された結果に基づき、卒業研究等の合否判定ならびに評価（評点）を教務課に提出した。

なお、審査結果に関して、学生は学部長及び学科長に対して異議申し立てができることとし、学部長及び学科長は、学生の異議申し立てに対して調整を行うこととした。平成 28(2016)年度においては 0 人であった。

平成 28(2016)年度実績として、在籍者 63 人全員が審査を受け合格となった。また、優れた卒業研究等に対して、原則として各領域から岡崎女子大学子ども教育学部学部長賞を一人表彰することとし、選考については原則として卒業研究等と同じ領域の教員が、基本的にこれにあたることとした。平成 28(2016)年度は、表現研究領域系より 1 人、長期フィールド実習研究領域より 1 人、論文研究系領域からは 3 人（計 5 人）が推薦され、表彰をしている。

以上より、単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用については適切になされているといえる。

### **(3) 3 - 1 の改善・向上方策（将来計画）**

- ①学生の着実な学修の積み重ねを保証するために、履修カルテ及び GPA を活用して、学期ごとの学修状況を確認し、ランク分けするなどして一定の基準に達しない学生について、クラス指導主任と学修支援センター及び学生の学修支援スタッフが連携して、当該学生の状況を把握するとともに、個別の学修支援計画を策定して、その後の学修成果を向上させるよう努める。
- ②卒業の判定に際して、必要単位の修得に加えて、ディプロマ・ポリシーに基づくアセスメント項目について、教員によって客観性を備えた方法によって評価し、学生の自己評価も参考にしながら総合的に判断するための手順を確立する。

以上については昨年度より課題とされているが、検討中という状況に留まっている。

## **3 - 2. 教育課程及び教授方法**

### **《3 - 2 の視点》**

- 3 - 2 - ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知**
- 3 - 2 - ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性**
- 3 - 2 - ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成**
- 3 - 2 - ④教養教育の実施**
- 3 - 2 - ⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施**

(1) 3 - 2 の自己判定

「基準項目 3 - 2 を満たしている。」

(2) 3 - 2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3 - 2 - ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、教育目的に基づいた教育課程編成方針として、以下に示すように子ども教育学部子ども教育学科でカリキュラム・ポリシーを策定している。

建学の精神「自己実現と社会貢献」を踏まえ、次の教育目標への接近とその実現を目指して、教育課程を編成し、実施する。

- ・深い人間理解と共感力を備えた品格ある女性の育成（人間力）
- ・高い使命感と倫理観を持つ専門的職業人の育成（専門力）
- ・知的探求心と実践力を持ち、社会を支える指導的人材の育成（課題探求力・地域貢献力）

子ども教育とは「教育する者が、子どもとの人間的な関係の中で、子どもの潜在的な能力の開花に喜びを抱きながら共に豊かに育つことである」と子ども教育学部子ども教育学科は捉えており、学科の教育課程は、学生がそのような教育観を理解し、幼稚園教諭・保育士として理想の教育を実践する人材となり得るよう、意図して構成されている。

「深い人間理解と共感力を備えた品格ある女性の育成（人間力）」に関しては、主として基幹教養科目や展開教養科目を通じた実現化を目指している。

「高い使命感と倫理観を持つ専門的職業人の育成（専門力）」に関しては、専門科目の中の基礎科目・展開科目・応用科目・実習科目を通しての実現を目指している。

「知的探求心と実践力を持ち、社会を支える指導的人材の育成（課題探求力・地域貢献力）」に関しては、主として専門科目の中の専門演習科目や研究科目を通しての実現を目指している。

岡崎女子大学の建学の精神「自己実現と社会貢献」に基づき、学生の、女性として、また職業人としての自己実現を支援し、共生の精神を育み、社会貢献への意識を育てる教育課程を設置することが、岡崎女子大学における教育課程編成上の基本方針である。建学の精神を反映するものとして、岡崎女子大学には三つの教育目標が定められている。

「深い人間理解と共感力を備えた品格ある女性の育成」は女性としての自己実現のあり方を示している。「高い使命感と倫理観を持つ専門的職業人の育成」は職業人としての社会貢献のあり方を示している。そして「知的探求心と実践力を持ち、社会を支える指導的人材の育成」はこれらの理念の実現化に求められる資質を示している。建学の精神

は岡崎女子大学の学生が究極的に求めるべき目標であり、教育課程はその具現化を支えるための基盤と手順を提供するものである。

建学の精神や大学の教育目標を踏まえて、子ども教育学部子ども教育学科はより具体的な教育目標として「現代人としての教養と豊かなコミュニケーション能力の育成」「専門職としての確かな知識と技能を持ち、教育・保育現場の現代的ニーズに対応しうる幼稚園教諭・保育士の養成」「自律的学習態度・課題探求能力・実践知の育成」の三つの目標を設定しており、特定の科目や科目群を通して、あるいはその展開方法を通して、これらの目標への接近と実現化を目指している。

#### ①現代人としての教養と豊かなコミュニケーション能力を育成する科目

現代人に求められるバランスのとれた教養教育を目指して、「基幹教養科目」と「展開教養科目」を配置している。「基幹教養科目」では岡崎女子大学の教育理念を学ぶほか、大学での学びの意義を理解し、大学における基礎的学習スキルの習得を目指す。「展開教養科目」には「健康とスポーツ科目」「外国語科目」「ICT 科目」「人文・社会・自然の科目」が置かれ、専門的な学びの基盤となる現代社会に求められる教養に関する科目が配置されている。

#### ②専門職としての確かな知識と技能を育成する科目

専門職としての知識技能を育成するための主要な専門科目群として、教育学・保育学の学問的基礎となる理論系科目を中心とする「基礎科目」、多様な分野を網羅する「展開科目」、学生の興味関心に応じて選択が可能な「応用科目」や「自由科目」、実習に関連する「実習科目」があり、専門職性に関する多様な観点から教科目を構成している。

#### ③自律的学習態度・課題探求能力・実践知を育成する科目

専門科目の中でも「専門演習科目」と「研究科目」は自律的学習態度・課題探求能力・実践知を育成する科目として位置づけられる。学生は自らの関心に応じて選択した「卒業研究系専門ゼミナール I～IV」での学習を掘り下げて「卒業研究」にまとめ上げる。

「論文系専門ゼミナール I～IV」以外は「表現系専門ゼミナール I～IV」あるいは「長期フィールド実習系専門ゼミナール I～IV」を選択する。「長期フィールド実習」においては、通常の「実習」とは異なる長期的な視野で教育・保育現場の日常性の中から実践的な学びを深め、研究視点に応じた分析と振り返りを行うことが可能となる。

以上より、カリキュラム・ポリシーの策定と周知については適切になされていると評価できる。

### 3 - 2 - ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

#### 1) 体系的な教育課程の編成

子ども教育学部子ども教育学科は、岡崎女子大学の教育理念と学部学科の教育目標を反映した六つの教育特色を持つ。また、教育支援体制においても特色を持っている。

#### ①女性としての豊かな生き方と社会参加を考える教育

大学の教育目標の第1項「深い人間理解と共感力を備えた品格ある女性の育成」を反映し、女性の尊厳ある生き方についての哲学的・社会学的な学びを通して、他者に対する共感力を持ち、女性をめぐる現代的課題に向きあい、社会に貢献し得る、品格ある現代女性の生き方を深く考える教育を行う。「女性としての豊かな生き方と社会参加を考える教育」は「女性の生き方」「ジェンダー論」「女性のキャリアとマナー」の科目を通して実践されている。

#### ②子ども教育学部の理念を考える教育

「教育とは教育する者が、子どもとの人間的な関係の中で、子どもの潜在的な能力の開花に喜びを抱きながら共に豊かに育つことである」という本学の教育理念の本質を問う教育を行う。これらは主として「子ども学総論」「教育学概論」「教育人間学」の科目を通して実践されている。

#### ③コミュニケーション力を育成する教育

社会において求められる豊かな自己表現力や対人関係力の育成を重視した教育を行っている。日本語による確かな読解力・文章表現力・思考力・口頭表現力の育成を重視するとともに、他者との共生を体感し得るコミュニケーション力を育成を目指している。多文化共生時代における外国語コミュニケーション力や異文化コミュニケーション力に配慮し、国際語としての英語や、その他の外国語学習を促進するほか、ICT時代に対応したコミュニケーション力を育成している。また、これらの力を基礎として、保育現場での共感力や対人関係力に発展させる教育を行う。基礎的なコミュニケーション力の育成を目指す教育としては、「文章表現法」「コミュニケーション演習」のほか、外国語科目や情報処理の科目などを通じて実践されている。また、保育現場での対人関係力は「教育・保育相談」をはじめ、次項の④に挙げた科目などを通じて養成されている。

#### ④保育者としての家庭支援力や地域支援力を育成する教育

少子高齢化が進展し、家庭や地域の子育て能力の低下が社会問題化する中で、子育てにおける保育者の能動的な役割の重要性が高まりつつあるため、幼稚園や保育所等での子どもを対象とした支援のみでなく、保護者への子育て支援や、地域において孤立する子育て家庭への支援力を育成するための保育者養成を行っている。

また、「親と子どもの発達センター」も活用しつつ相談援助力を高める教育や親と子どもの関係性を豊かにするための実践的教育を展開している。「保育者としての家庭支援力や地域支援力を育成する教育」は本学の子ども教育の理念を踏まえた上で、「家庭支援論」「家庭支援演習」「相談援助Ⅰ」「相談援助Ⅱ」「教育・保育相談」「子ども理解と評価」「幼小連携論」「障がい児保育Ⅰ」「障がい児保育Ⅱ」「特別支援教育」その他の科目を通して実践されている。

#### ⑤保育者としての創造的表現力を育成する教育

本学園短期大学の幼児教育学科では保育者としての豊かな感性と表現力を育てる教育を重視し、平成19(2007)年度「特色ある大学教育支援プログラム」での選定を受け

た。子ども教育学部においても、その教育精神を更に継承発展させ、保育者としての感性と表現力を磨くとともに、それらの力を教育保育現場での実践力に結びつけ得る保育者の育成を目指している。音楽・造形・身体表現・言葉などの基礎的学力を土台に、舞台表現やストーリー創作その他における創作・表現・企画・運営などの総合的で発展的な能力を育成している。「保育者としての創造的表現力を育成する教育」は「基礎音楽Ⅰ」「基礎音楽Ⅱ」「基礎音楽Ⅲ」「基礎音楽Ⅳ」「幼児音楽Ⅰ」「幼児音楽Ⅱ」「声楽Ⅰ」「声楽Ⅱ」「造形Ⅰ」「造形Ⅱ」「造形Ⅲ」「造形Ⅳ」「ストーリー創作の研究」「表現創作（ダンス）」「表現創作（作曲）」「舞台表現の技術」の科目を通して実践されている。

#### ⑥自律的で実践的な学習力を育成する教育

「自律的で実践的な学習力を育成する教育」とは、課題探究能力や、実践活動からの「気づき」を獲得する能力、学習成果を総括する能力などを育成し、学生が自らの教育観や子ども観を確立して内在化させていくことを意図した教育であり、主として「専門ゼミナールⅠ」「専門ゼミナールⅡ」「専門ゼミナールⅢ」「専門ゼミナールⅣ」「卒業研究」「長期フィールド実習」の科目を通して実践される。専門ゼミナールの選択においては、学生は自らの関心に応じて「卒業研究系の専門ゼミナール」または「長期フィールド実習系の専門ゼミナール」のいずれかの枠組みの中から所属ゼミナールを選択し、特定の研究課題を定めて、4年次での「卒業研究」または「長期フィールド実習」による学びの総括へと進むこととしている。(平成27(2015)年度以降順次開講)。

入学から卒業までの学びの流れにおいて、教育課程は、1年次の導入段階から4年次の自律的な課題探求段階までの順序性を持って、教養科目と専門科目、理論系科目と支援力や実践力育成の科目などを組み合わせ、学士に相応しい学力と見識、専門分野の知識と技能を養い、四年制大学にふさわしい資質の高い教育者・保育者の育成、すなわち以下に示す・ディプロマ・ポリシーの獲得へとつなげていくための一貫性を意図して、以下のように構成されている。

#### 本学ディプロマ・ポリシー

- ・現代人としての教養と豊かなコミュニケーション能力を獲得している。
- ・専門分野の確かな知識・技能を持ち、現代社会のニーズに対応し得る) 専門的職業人の資質を獲得している。
- ・主体的で自律的な学習態度・課題探求能力を獲得している。
- ・実践知を修得し、社会や地域への貢献力を獲得している。

以上より、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性については確保されていると評価できる。

### 3-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### 1年次：大学での学びの基礎を固める

1年次には、4年間の学びを俯瞰し、大学生活への自覚を促す導入教育としての「基礎演習」や、建学の精神に触れつつ女性の自立した生き方を考える「女性の生き方」を必修として学ぶ。また、「子ども学総論」「保育原理」「教育と発達の心理学Ⅰ」などで専門分野の土台となる理論を学ぶほか、専門に関するいくつかの展開科目を学習する。また、「文章表現法」「情報処理Ⅰ」「英語総合（基礎）」その他の教養科目を通して、大学での学びの基礎力や多様な学問分野への関心を広げる。1年次の教育の主眼は、大学での学びの意義・建学の精神や現代女性の生き方・子ども教育の基本理念などを学び、4年間の学修への意欲や自己の将来像への展望を持つこと、また、学士力の土台となる基礎教養や学習技能を獲得することにある。

#### 2年次：多様な専門知識技能を段階的に獲得する

2年次には、「ジェンダー論」を通して社会における女性の人権と男女共同参画社会のあり方について学ぶほか、「教育学概論」「教育人間学」などで子ども教育学部の教育理念をより深く理解する。また、専門分野の展開科目を幅広く学習するとともに、1年次に続き教養科目を通して学問的な視野を広げる。「教育実習Ⅰ」で付属幼稚園での1週間の実習も行う。2年次の教育の主眼は、1年次に触れた子ども教育の理念を未来の教育者・保育士の視点からより深く理解すること、教育実習や保育実習を控えて、専門分野の多様な知識・技能の段階を追った獲得にある。

#### 3年次：実践的で自律的な学びを展開する

3年次には、「教育実習Ⅱ」「保育実習Ⅰa」「保育実習Ⅰb」「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」を履修する。専門に関するいくつかの展開科目を学習するほか、表現力を強化するための「舞台表現の技術」「ストーリー創作の研究」「表現創作（作曲）」などの特色ある応用科目が選択科目として設定されている。また、専門ゼミナールでの学習も開始される。「専門ゼミナールⅠ」の履修の際には、4年次の「卒業研究」と連動する卒業研究系ゼミナールと、「長期フィールド実習」と連動する長期フィールド実習系ゼミナールのいずれかを選択し、「専門ゼミナールⅡ」の学習へと繋いでいく。3年次の教育の主眼は、実習体験を通して子ども教育学部の教育観を教育保育の現場や実際の子どもの姿から理解すること、応用科目や専門ゼミナールの選択を通して自主的で自律的な学習段階へと入っていくことである。（平成27(2015)年度より）。

#### 4年次：自律学習による学びの総括と教育理念の内在化を目指す

4年次には、3年次のゼミナールでの学習を発展させた「専門ゼミナールⅢ」「専門ゼミナールⅣ」を受講し、それぞれの研究課題を持って「卒業研究」または「長期フィールド実習」に主体的に取り組み、研究成果を論文や作品などにまとめ上げる。また、「保育・教職実践演習（幼）」で教育現場や保育現場での実践力に直結するための総合的な振り返りを行う。4年次の教育の主眼は、自己の研究課題に主体的に取り組み、客観的

に評価されうる成果にまとめ上げて4年間の学びを総括し、その過程で子ども教育学科の教育理念を自分のものへと内在化させることであり、総合的な「学土力」を獲得し、卒業後も生涯にわたって学び続けるための自律的学習能力の土台を築くことである。

(平成28(2016)年度より)。

以上より、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成がなされていると評価できる。

### 3-2-④教養教育の実施

体系的科目構成及び区分毎に、それぞれ次のような授業内容・方法の工夫がなされている。最初に教養教育の特徴と構成、及び効果的な活用について以下のように実施している。

教育課程は教養科目と専門科目で構成されており、入学から卒業までの一貫した視点で学生の知的・人間的成长を支え、学士にふさわしい知識技能を有機的な関連性と連続性を持って教育することを目指し、以下に示すように基礎的科目から専門的科目へと段階的に配置されている。そのため、学生は各学年の前期末及び後期末に配付される成績通知書を元に、学生自身が学修の経過や大学生活全般を振り返り、「学修の記録（履修カルテ）」に記入することで、これまでの達成状況を認識し、次期に向けた学修の位置付けを確認して、履修の計画を作成する様式としている。

教養科目は大学における学びの基礎や、現代人に求められるバランスのとれた教養の獲得を目指すための科目群であり、「基幹教養科目」と「展開教養科目」に分けられる。

基幹教養科目とは、岡崎女子大学の理念を反映した科目群及び大学教育への導入となる科目であり、「女性の生き方」「ジェンダー論」「女性のキャリアとマナー」「基礎演習」の4科目が含まれている。「女性の生き方」（必修）は、岡崎女子大学の建学の精神や教育目標を知り、女性の生き方について哲学的な視点から考えるための科目である。「ジェンダー論」（必修）は、女性をめぐる社会的課題や男女共同参画社会のあり方などを取りあげ、「女性のキャリアとマナー」（必修）では、社会で働く女性のマナーと円滑なコミュニケーション方法について実際的な指導が行われている。「基礎演習」（必修）は、大学での学びの意義や基礎的な学習スキルについての指導を行う導入科目として位置づけられている。この4科目は岡崎女子大学における学びの土台となる科目である。

展開教養科目は「外国語科目」「健康とスポーツ科目」「ICT科目」「人文・社会・自然の科目」の4群で構成される。外国語科目群には、国際コミュニケーション手段としての英語力を高めるための「英語総合（基礎）」（必修）・「英語総合（初級）」（必修）その他の英語関連科目や、アジアの主要言語である中国語や韓国語の科目、保育現場を含め東海地方でニーズの高まりつつあるポルトガル語などの科目が含まれている。「英語総合（基礎）」「英語総合（初級）」等は1年次に、「英語総合（中級）」「英語総合（発展）」は2年次以降に設定している。長期間の継続的な英語学習を希望する学生や、社会に出

る直前に外国語学習の必要性が生じる学生のニーズにも配慮し、3年次や4年次でも履修できる配当となっている。健康とスポーツ科目には、「保健体育講義」(必修)「体育実技Ⅰ」(必修)「体育実技Ⅱ」が含まれている。これらは、生活の基盤となる心身の健康の重要性を知り、健康とライフスタイルの関係などを学ぶとともに、スポーツの意義や技術などを学び、個人やグループで体を動かすことの楽しさを学ぶ科目である。ICT科目としては、大学での学習や日常生活に不可欠なツールである情報機器の操作と基本ソフトの活用を学習する科目として「情報処理Ⅰ」(必修)「情報処理Ⅱ」(必修)が設置されている。情報処理の基礎を学ぶだけでなく、メールの作法やデータ処理の方法、情報検索、パソコンを用いたプレゼンテーション技術やネットでのコミュニケーションのあり方などについても学習する。大学での学びを支える基礎的技能の科目となっている。

人文・社会・自然の科目群には、現代人としての基礎的な教養と多角的な視野を育てるための科目が含まれている。人文系科目としては「文章表現法」(必修)「倫理学」「日本文学」、社会系科目としては「日本国憲法」(必修)「社会学」「現代文化人類学」「多文化共生論」「高齢社会と福祉」「コミュニケーション演習」、自然系科目として「数学の基礎」「地球と環境」「科学と人間」「生命の科学」「生活と統計」等がある。なかでも、学生の日本語表現力と文章力を高める「文章表現法」は重要科目として位置づけられている。また、言葉や身体を通して他者と響きあう方法や意義を学ぶ「コミュニケーション演習」、グループでの協働学習を通して学ぶ「生活と統計」などにも特色がある。

以上より、教養教育が適切に実施されているといえる。

### 3 - 2 - ⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### 1)教授方法の工夫・開発と効果的な実施

基礎科目は専門科目の中でも教育学・保育学・心理学・福祉学などの各分野における学問的基礎となる、主として講義系の科目群である。現代の子どもをめぐる教育・保育の課題を総合的に捉える「子ども学総論」(必修)、教育学の全体を俯瞰する「教育学概論」(必修)、教育の本質を人間学的視点から考える「教育人間学」(必修)、教育と社会の関係を歴史的視点から講じる「教育史」、保育の原理や保育者の姿勢を学ぶ「保育原理」(必修)、心理学分野を概観する「教育と発達の心理学Ⅰ」(必修)「教育と発達の心理学Ⅱ」、福祉分野の「社会福祉論」「児童家庭福祉」「社会的養護」等がある。

展開科目には教育・保育の各領域に関わる様々な科目や、幼稚園教諭一種免許状や保育士資格を取得する上で履修すべき科目等が含まれている。展開科目は「教育と発達の科目」「発達と援助の科目」「教育・保育の内容と方法の科目」「子どもの芸術と文化の科目」の4科目群に分類されている。「教育と発達の科目」は基礎科目に隣接するが、より特定化した内容を持つ講義科目群であり、「保育者論」(必修)「教育・保育課程論」(必修)「子ども理解と評価」(必修)「教育経営論」「幼小連携論」が含まれている。「発

達と援助の科目」は、保育・福祉・教育分野の発達援助に関する科目群であり、「家庭支援論」(必修)「子どもの保健Ⅰ」(必修)「子どもの保健Ⅱ」「子どもの保健演習」「子どもの食と栄養Ⅰ」(必修)「子どもの食と栄養Ⅱ」「教育・保育相談」「相談援助Ⅰ」「相談援助Ⅱ」が含まれる。「教育・保育の内容と方法の科目」には「教育方法論」「幼児体育Ⅰ」(必修)「幼児体育Ⅱ」が含まれるほか、保育の内容と方法に関する多くの科目が含まれている。「乳児保育Ⅰ」「乳児保育Ⅱ」「障がい児保育Ⅰ」(必修)「障がい児保育Ⅱ」「保育内容総論」(必修)「社会的養護内容」「保育内容演習『健康』Ⅰ」(必修)「保育内容演習『健康』Ⅱ」「保育内容演習『人間関係』Ⅰ」(必修)「保育内容演習『人間関係』Ⅱ」「保育内容演習『環境』Ⅰ」(必修)「保育内容演習『環境』Ⅱ」「保育内容演習『言葉』Ⅰ」(必修)「保育内容演習『言葉』Ⅱ」「保育内容演習『表現』Ⅰ」(必修)「保育内容演習『表現』Ⅱ」「保育方法論」「保育の計画と評価」(必修)「特別支援教育」等がある。「子どもの芸術と文化の科目」には「児童文化」(必修)のほか、音楽や造形関連の科目が含まれている。「基礎音楽Ⅰ」(必修)「基礎音楽Ⅱ」(必修)「基礎音楽Ⅲ」「基礎音楽Ⅳ」「幼児音楽Ⅰ」(必修)「幼児音楽Ⅱ」「声楽Ⅰ」「声楽Ⅱ」「造形Ⅰ」(必修)「造形Ⅱ」(必修)「造形Ⅲ」「造形Ⅳ」等がある。

応用科目は基礎科目や展開科目で学習した内容の応用などに関わる科目群であり、選択科目ではあるが特色ある教科が含まれている。「ストーリー創作の研究」「表現創作(作曲)」「表現創作(ダンス)」「舞台表現の技術」「情報メディアと表現」等では総合的な表現力と創作力を養う。「児童文学」が含まれるほか、研究力を支える技術を学ぶ「教育調査と統計」も設置されている。自由科目は卒業単位に含まれない専門科目であり、「実践音楽演習」「実践造形演習」を指す。これらは就職を目前に控えた学生のための実践的な音楽表現力や造形表現力を養う科目として、就職先でのニーズに即応しうる総合的な表現力の育成を目指すものである。

実習科目には教育実習・保育所実習・施設実習とその事前事後指導に関わる科目が含まれる。教育実習に関する「教育実習指導Ⅰ」「教育実習指導Ⅱ」「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」、保育所実習に関する「保育実習指導Ⅰa」「保育実習Ⅰa」「保育実習Ⅱ」、施設実習に関する「保育実習指導Ⅰb」「介護技術演習」「保育実習Ⅰb」「保育実習Ⅲ」等があり、基礎的な専門科目の履修を終えた3年次を中心に実習できるよう、2年次から3年次に配当されている。また、「介護技術演習」は施設実習での高齢者対応を視野にいた特色ある科目となっている。

専門演習科目は、3年次開講の「専門ゼミナールⅠ」「専門ゼミナールⅡ」(各必修)、4年次開講の「専門ゼミナールⅢ」「専門ゼミナールⅣ」(各必修)で構成されている。これらは、2年次までに学んだ学習を発展させ、関心分野に応じて選択できる少人数制の演習である。専門ゼミナールの履修の際には、4年次に卒業研究を行う「卒業研究系」の専門ゼミナールか、4年次に長期フィールド実習を行う「長期フィールド実習系」の専門ゼミナールかを選択し、履修することが求められる。「専門ゼミナールⅠ」「専門ゼ

ミナールⅡ」では特定分野に関する基本的な文献解読・情報収集・表現活動等の学習を行い、「専門ゼミナールⅢ」「専門ゼミナールⅣ」では更に専門性を高めた学習や焦点化したテーマに関する学習などを行う。各ゼミナールの所属定員は6~7人であり、2年次後期に行われる専門ゼミナール説明会後の予備登録を経て所属が決定され、希望者に偏りがみられる場合には、「所属希望理由書」や成績等から学生の特徴を考慮しつつ配属先の調整を行う。

研究科目には「卒業研究」「長期フィールド実習」「保育・教職実践演習（幼）」が含まれている。「卒業研究」と「長期フィールド実習」は専門的な学びの集大成となる通年科目であり、所属する専門ゼミナールの系統に基づいて、いずれかの選択必修となっている。「卒業研究」では一般に「卒業論文」が課されるが、音楽や造形関係の専門ゼミナールでは「創作表現の成果」と「卒業研究報告書」が課される。「長期フィールド実習」では週1回22週間（180時間）の長期実習を行い、ポートフォリオやカンファレンスを通して日々の課題の達成度や実習過程の充実度が評価される「実践課題」と、「長期フィールド実習研究報告書」が課される。「保育・教職実践演習（幼）」は4年間の学びを総合的に振り返り、確かな教育実践力へとつなげていくための教科である。

協働学習や自主学習を促進する学修支援体制として、ラーニング・コモンズやラーニング・スタジオの機能を持つ学習環境（ラーニングプラザ）を整え、グループでの協働学習やアクティブ・ラーニングを展開するほか、ユニバーサル・アクセス時代に対応した学修支援体制（学修支援センター）を通して、リメディアル教育・キャリア支援・学生の自主学習などを促進している。

## 2)教授方法の改善推進のための組織体制

授業内容方法の改善を図るため、次のような組織的な取り組みを実施している。

### ①授業内容・方法の改善のための体制

教員の資質の維持向上と授業内容・方法の改善を図るため、学長が指名する委員によってファカルティ・ディベロップメント（以下FDという）委員会をおき、FDの推進に係る次の業務を企画、立案、調整し、実施するものとしている。その内容は、以下のとおりである。

- (ア) FDに関する調査研究（他大学の情報の収集を含む）を実施する。
- (イ) 全学生を対象にしたアンケート形式の「学生による授業アンケート」の実施を通して、授業内容の改善と向上を図る。担当教員は、学生から寄せられた意見を可能な限り当該授業での授業改善に活用し、授業終了段階には評価された点や今後の改善点などについて「授業評価に関する自己点検報告書」を提出する。
- (ウ) シラバスの内容及び公開の方法の検討を通して、教育内容の改善と向上を図る。また、教室や教育機器の整備に関する検討を通して、教育環境の改善と向上を図る。

(エ) 教員相互による「授業公開」及び FD 研修会の「授業実践発表会」の実施を通して、教育技法の改善と向上を図る。

(オ) FD 研修会の「教員座談会」及び「外部講師による講演会」の実施を通して、教育内容の改善と向上及び教育職員の資質開発を図る。

なお、FD 委員会は、これらの「学生による授業アンケート」「授業公開」「授業評価に関する自己点検報告書」等を取りまとめ、学内外に向けたホームページに掲載している。また、これらの「授業公開」「授業実践発表会」「教員座談会」「外部講師による講演会」の内容等を取りまとめ、「FD 活動・研究報告書」を作成する。「FD 活動・研究報告書」は学内に配付し、教員間の知識と経験の共有化と蓄積を図る。

#### ②教員相互の授業参観

教員は授業内容や方法の改善のため、相互に授業参観を実施する。授業参観は FD 委員会が定める手順に従って行われ、参観した教員は、授業内容・方法の参考点などに関する報告書を提出する。更に、提出された報告書を元に授業公開者の教員も、授業内容・方法の参考点などに関する報告書を提出する。また、授業参観の成果について研修会等において共有を図る。

#### ③授業評価

学生の授業に対するニーズを定性的・定量的に把握し、各教員が自己の授業の質向上を図るために参考とすることを目的とし、「学生による授業アンケート」結果を参考にし、自己点検評価を実施する。授業評価は授業期間の終盤で実施し、結果を各教員へフィードバックする。教員はアンケート結果を受け、できる限り当該授業での授業改善に活用し、授業期間の終了段階に、評価された点や今後の改善点などに関する報告書を提出する。学生アンケートの結果と教員による報告書は学内の学修支援センターで冊子により公開されている。

#### ④研修会

日常の教育活動をテーマに議論し授業の改善策を考える「教員座談会」、相互の授業実践を紹介し工夫点などの共有化を図る「授業実践発表」「外部講師による講演会」などの研修会を設けるほか、座談会や発表内容を報告書にまとめて、学内に配布し、授業への取り組み方について、教員間の意識の共有化と知識・技能の蓄積を図る。

### 3) 単位制度の実質を保持する工夫 (CAP 制など)

#### ①CAP 制

履修登録指導については、学生が自己の学習ニーズに合致した受講計画が立てられるよう、履修登録の際に担当教職員がガイダンスを行うほか、個別指導などを行っている。また、学生が各科目を計画的に履修し、落ち着いて学習に打ち込むことができるよう、年間の登録可能単位数の上限を原則 44 単位としている (CAP 制)。なお、GPA が 3.5 以上で、特に成績優秀と認められた学生は、年間の履修登録単位数の上限を 50 単位に

まで緩和している。また、履修登録後は期限を設けたうえで履修登録の取り消しが認められる。

#### ②履修指導

毎学年末に学年別の履修ガイダンスを教務課が実施し、各学生が入学時に立てた履修計画を再確認し、再履修科目がある場合は個別に履修科目の調整を行う等、次年度において適切な履修ができるよう指導している。また、履修計画において、年次途中で資格取得に関する希望を変更する学生については、学科教員、学修支援センター、教務課が連携をとったうえで、学生個人の希望に合わせた履修計画を指導している。

#### ③履修カルテ

毎学年末にクラス別のミーティングにて学生各自で成績表を参考にしながら「学修の記録」（履修カルテ）を作成している。各科目の資格や学修内容との関連性を把握しつつ単位の修得状況に対する進度の確認をすることを元に、学修項目と到達度を自己評価する。クラス担当教員及びゼミ担当教員は、各学生の記入した自己評価やコメントを確認し、次年度の履修指導に役立てる体制となっている。4年次後期には、「保育・教職実践演習（幼）」の科目において、学生は各自の履修カルテを元に自己点検し到達度の分析・評価を行う。

#### ④学修時間の確保

CAP 制による取得単位数の制限が学生の自習時間の確保につながるように、授業科目担当者は課題等を示し、授業外学習の促進を図っている。また、学生に対し「授業内容（シラバス）」の全科目に「学習課題（予習・復習）」を記載し、具体的な学修内容が示されている。また、学年暦には 15 回の授業回数が確保され、定期試験は別の週にできるように 16 週が用意されている。休講の場合は確実に補講を実施し、授業時間数を確保している。

以上より、教授方法の工夫・開発と効果的な実施がなされていると評価できる。

### （3）3 - 2 の改善・向上方策（将来計画）

現在、学部学科の教育内容の充実・再編を検討しており、カリキュラム・ポリシーについても新しい教育目的に応じ改めていく計画である。

また、学生自身が体系的な履修計画を設計できるように、カリキュラムマップと履修モデルの積極的な活用を図る必要がある。具体的には、各学期の開始直前に実施する履修ガイダンスにおいて、更に十分に利用できる内容に改めて周知徹底することとしたい。

平成 28(2016)年度に完成年度となり、平成 29(2017)年度より新カリキュラムの実施を予定している。平成 29(2017)年 3 月卒業の 1 期生から平成 32(2020)年 3 月卒業の 4 期生までが旧カリキュラムとなるため、学修内容の実質的な評価が維持されるとともに、その質の向上が推進されるように配慮されなければならない。

教授方法の工夫・開発・改善については、「学生による授業アンケート」を更に活用し、「モニター学生による授業評価」の導入を検討するほか、「授業公開・授業参観」「FD研修会」を継続的に活性化し、ICT利用促進等を実施して、内容の充実した「FD活動・研究報告書」の作成・公開につなげることが望ましい。

### 3 - 3. 学修成果の点検・評価

#### 《3-3の視点》

##### 3 - 3 - ①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

##### 3 - 3 - ②教育内容・方法及び学習指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

###### (1) 3 - 3の自己判定

「基準項目3 - 3を満たしている。」

###### (2) 3 - 3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3 - 3 - ①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、「学生の学修状況のアンケート」の実施や「学修の記録」（履修カルテ）による学修状況の把握とともに、教育等に関する様々なデータを分析し、教育・研究内容及び教育方法の改善・向上を図るために、FD委員会を設置している。平成25(2013)年度より、FD委員会において学内外の講師による「研修会」を行っている。また、「授業公開」「授業アンケート」の実施とともに各教員が自己点検・評価することで、教育研究活動を一層向上させるよう努めている。

FD委員会は、大学と短大の合同組織であり、副学長、学部長、事務局長、教職員で構成されており、自己点検・評価委員会、教務委員会、その他関係部署との連携のもと、全学で教育目的の達成のために情報の共有や業務の連携を図っている。また、FD委員会の主導により、「授業アンケート」「授業公開」を実施し、教育改善に取り組んでいる。

平成 29(2017)年度からの教育課程改定に向けて、平成 28(2016)年度において、カリキュラム・ポリシーを教職員の議論に基づいて改定した。それに基づく教育目的を測定可能な評価項目に具体化してシラバスに反映することで、学修成果を振り返る準拠枠とした。またそうした機能を保証するためにシラバスチェック委員会が、三つのポリシー及び教育目的に照らした点検を行った。

詳細は、以下のとおりである。

###### 1) 学生による「授業アンケート」に基づく教育目的の達成状況の点検・評価

前期、後期ともに授業の13回～15回の期間中に、すべての科目を対象として実施し

た（但し、受講生10人未満の科目は除く）。アンケートは、20項目の質問（5段階のリッカートスケール）と授業に関する感想や意見の自由記述となっている。なお、平成26(2014)年度に授業アンケートの内容の改善を図り、同年度後期より新しい内容で実施した。設問項目は、①学生自身について②授業について③授業方法、教員について④教育効果について—を下位領域とする19項目であり、自由記述として①授業で良かったと思う点②改善した方がよいと思う点③教室・校舎等の環境改善への要望—となっている。

大学専任教員の担当授業におけるアンケート実施度は高く、全員が実施している。学期の終了後、集計結果データが授業担当教員に返却され、各教員が「授業アンケートの結果報告及び自己点検報告書」を作成し、教務課に提出する。当報告書には、①授業アンケートによる自己点検結果②授業アンケートの結果で優れていた点③授業アンケートの結果で改善すべき点—を記入事項とし、各教員が教育目的の達成状況を自己点検するとともに、今後の授業改善方法の検討に活かしている。

また、全学FD委員会において、実施状況や結果が報告され、大学全体としての課題や改善点について検討し、FD研修会や授業改善のための勉強会のテーマとしている。

## 2) 学生自身への学修状況確認

学生が自らの履修状況を確認し、学修を振り返り、自身の課題を自覚するために「学修の記録」を作成している。学修の記録は教務課に置いてあり、教員が学生の学修状況を確認できるようにしている。学生はクラスミーティングなどの機会を利用して、すべての学生が学期ごとに学修の記録を必ず記入するようにしている。

## 3) 「授業公開」

平成25(2013)年度より実施されている。実施期間は、当初12月中の1か月間とし任意実施であったが、平成26(2014)年度から専任・非常勤を含めて実施し、専任教員については全員実施とし強化している。非常勤講師で授業公開に参加している者はまだ一部にとどまっているが、学生指導の困難さ等から関心は高くなっている。平成27(2015)年度の授業公開は、実施期間を通年とし、継続的に行うことにより、日常的な授業における内容・方法について教職員ほかによる情報交換を行い、授業改善に資することを目的として実施する。また、授業公開・授業参観は、教育内容の充実や教員としての教育力向上を目指すねらいもある。

実施者は当初、事前に「授業公開実施届」を教務課に提出し、受講する学生にも事前に伝達することとしていたが、本年度からこの手続きを簡略化し、参観者が、実施者に参観希望を事前に連絡し、参観後は「授業公開コメント用紙」に意見や感想等を記入し、実施者は、参観者から上記のコメント用紙を受け取り、その内容をふまえ「授業公開自己評価用紙」に改善点等を記述し、教務課に提出する。このような取り組みを通して、各教員が自らの授業を公開し、中立的・客観的にピアレビューを受けることにより、授

業運営の改善に活かしている。平成28(2016)年度は、専任・非常勤を合わせて合計31件（うち非常勤3件）の実施件数を得ている。

以上より、教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発が適切になされているといえる。

### 3 - 3 - ②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### 1) フィードバックとその活用

上記の「授業アンケート」「授業公開」の実施については、FD委員会のワーキンググループが中心となって企画し、FD委員会での検討を経て教授会、学部・学科会議で周知され全学的に実施されている。また、実施された取り組みの結果は、授業担当者及び関係部署に適宜フィードバックされ、情報の共有化とともに共通認識の醸成を図っている。授業アンケート結果はデータ化して当該教科目担当教員に学期ごとに提供され、教員は「授業アンケートによる自己点検報告書」において、アンケート結果の分析と自己評価を行い、改善方策を示す。これらは全教員分を報告書としてまとめて、学修支援センターで学生及び教職員が閲覧することができる。

また、FD委員会を中心に、関係部署との連携体制のもと、授業アンケート等で明らかになった課題の解決に向けて継続的に検証しており、FDに係る研修会の企画に生かしている。

以上より、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバックが適切になされると評価できる。

#### (3) 基準3-3の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の達成状況を踏まえた学修支援体制の改善のスキーム（PDCAサイクル）を確立していくことが求められる。特に、学生による授業アンケートの結果に対するフィードバックとしての「授業アンケートによる自己点検報告書」に記載された改善方策が、年度ごとに着実に改善に向かっているかを検証することと、改善が見られない授業科目について、改善を支援する体制と方策を整備することが望まれる。

#### 【基準3の自己評価】

本学は「建学の精神」「大学の理念」「大学の教育目的」に従って、ディプロマ・ポリシーを策定、周知している。ディプロマ・ポリシーをふまえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定、周知及びその厳正な適用については適切になされているといえるが、進級基準について検討を要する。

カリキュラム・ポリシーの策定と周知、ディプロマ・ポリシーとの一貫性、教育課程の体系的編成、教養教育の実施及び教授方法の工夫・開発と実施については効果的になされている。

授業内容方法の改善を図るため、授業内容・方法の改善のための体制、教員相互の授業参観、授業評価及び研修会の開催といった組織的な取組を実施している。

単位制度の実質を保持する工夫として、CAP 制、効果的な履修指導、履修カルテ、学修時間確保の取組を実施している。

教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発として、学生による「授業アンケート」に基づく教育目的の達成状況の点検・評価、学生自身への学修状況確認及び「授業公開」の実施と、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバックを実施している。

以上により、基準 3 を満たしている。

#### 基準4. 教員・職員

##### 領域：教学マネジメント、教員・職員配置、研修、研究支援

###### 4 - 1. 教学マネジメントの機能性

###### «4 - 1 の視点»

###### 4 - 1 - ①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

###### 4 - 1 - ②権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

###### 4 - 1 - ③職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

###### (1) 4 - 1 の自己判定

「基準項目 4 - 1 を満たしている。」

###### (2) 4 - 1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 4 - 1 - ①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学の教学マネジメントにおける意思決定は、大学ガバナンス改革答申（平成26(2014)年2月12日中教審答申）や学校教育法等の一部改正（平成27(2015)年4月1日改正施行）により各組織規程等内部規則の点検見直しが図られ、学長が最終的に決定し効力を生じるものとしており、業務執行についてリーダーシップが図られている。学長は、建学の精神「自己実現と社会貢献」に基づき、歴史と伝統を維持すべく、持続的発展に向けて努力している。特に大学全入時代や社会変化に伴う大学改革、例えば、国の文教政策動向である質の保証、学士課程の構築、質的転換、高大接続の中教審対応に目を向けて教学マネジメント確立に向けて努力している。具体的には、三つのポリシーの策定公表義務化に伴う見直し、シラバスの充実向上、成績評価の厳格化（成績評価の明示、GPA制度導入）、教育指導の方法改善のための学生による授業評価アンケート実施後の分析検討、FD活動、PDCAサイクルの実施である。

学長のリーダーシップを支える仕組みのなか、学長を補佐する体制として、副学長を置き、また、校務の重要課題を審議する学長室会議（学長、大学副学長、短期大学副学長、学園事務局長、事案により学長が必要として認めた者により構成）や学長戦略企画室を設置し実効性を高めている。また、各学科会議、各委員会、各センターでは、学長、副学長は委員会の決定事項の報告を受け必要に応じて出席し意見を述べることとし、リーダーシップを発揮している。

###### ◆エビデンス集

資料 4 - 1 - 1 学長室会議規程

資料 4 - 1 - 2 学長戦略企画室設置規程

資料 4 - 1 - 3 各センター規程及び各委員会規程

#### 4 - 1 - ②権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

大学の教学に関する権限と責任は学長にあるが、その意思決定に至る審議組織について、教授会、大学・短期大学運営会議、学科会議、各委員会、各センター等を設置している。したがって、各々の組織を置くことによって権限の適切な分散と責任の明確化が図られ校務の遂行が機能的に行われている。学長は、学校教育法第92条のとおり校務をつかさどり所属職員を統督するとともに最終の意思決定権限を有するとともに責任を負っている。学校教育法第93条により教授会は、学則及び教授会規程において審議事項や教育研究に関する重要な事項をあらかじめ意見聴取事項として定め、ガバナンス改革の背景とともに教学の運営体制を教職員に周知している。所属の専任教員で構成する学科会議では、情報の共有化を図るとともに学修、学生生活指導等教育研究に関する事項について協議し、大学・短期大学運営会議に報告している。大学・短期大学運営会議（学長、副学長、学園事務局長、学部長、学科長、入試募集委員長各部・課長、各センター長等で構成）では、各部、各委員会、各センターでの各々の規程により定められた審議事項等の重要な教学事項について、審議、意思決定機関として機能している。こうして、大学の意思決定機関の仕組みは整理され各部署への権限の適切な分散と責任に配慮した教学マネジメントの構築が図られ、事務局と連携して機能性がある。なお、大学ガバナンス改革答申に伴う学校教育法及び学校教育法施行規則改正に伴い、教授会における意見聴取事項、学長の決定により初めて効力を生じる旨の明確化などの規程改正を行い、学生の懲戒に係る規程も定めている。

##### ◆エビデンス集（資料編）

資料4-1-4「岡崎女子大学教授会規程」

資料4-1-5「大学・短大運営会議規程」

資料4-1-6「学科会議規程」

資料4-1-7「岡崎女子大学 教務委員会規程」「同学生委員会規程」「同進路支援委員会規程」「同実習委員会規程」「同実習委員会規程」「同入試募集委員会規程」

資料4-1-8「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学 親と子どもの発達センター規程」

資料4-1-9「同学修支援センター規程」

資料4-1-10「同情報メディアセンター規程」

資料4-1-11「同実習センター規程」

資料4-1-12「同研究推進センター規程」

資料4-1-13「同保健管理センター規程」

資料4-1-14「同地域協働推進センター規程」

資料4-1-15「同国際交流センター規程」

資料4-1-16「学校法人清光学園業務組織規程」

#### 4 - 1 - ③職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

学校法人清光学園の事務組織は、図III - 4 - 1 に明記したように、付属幼稚園を含む学園全体を所管する総務課、財務課を置く法人事務局機能と、大学、短期大学の教育目的を達成するための管理運営機能としての事務局機能を統合し、「学園事務局」として、学園事務局長の下に、各課には次長及び課長を配し、効率的かつ効果的な執行体制を確保し、円滑な運営に当たっている。教学運営の要としての教務課、学生支援課には部長として教員を配置し、教職員が協働して学生への指導、支援体制を整え、更に、教務委員会、学生委員会によるカリキュラム・時間割編成、学生生活指導、環境整備等の具体的な検討を行っている。また、学生の進路支援体制は、進路支援課と進路支援委員会と連携し、対策講座等の内容検討や就職ガイダンス等キャリア支援に対する業務運営に努めている。各部署の事務分掌は規程により定められているが、各課が業務分担表を作成・確認し、細部の見直しを行うとともに事務の適正化、効率化を図っている。学生生活全般の支援体制については、内容を分かりやすく説明した「学生生活ハンドブック」を作成し周知を図っている。

大学における職員の業務執行の管理体制は、学長、副学長、学部長、学科長、短大学科長、学園事務局長、各センター長、事務局各管理職等で構成する大学・短大運営会議（毎月 1 回開催）によって構築されている。例えば、教学研究に関する重要な案件については、教職協働による各委員会、各センター等で協議・検討、検証が行われ、大学・短期大学運営会議、教授会を経て学長の意思決定に基づいて各部局において実施している。従って教育組織と事務組織の連携も確保され機能的に業務を遂行している。また、理事会、評議員会、常任理事会において審議決定される法人の業務執行体制は、理事長、副理事長兼学園事務局長、総務課、財務課によってなされており、適切に機能している。事務の遂行に必要な専任の事務職員として、全体で 32 名を配置しているが、管理職による事務局管理職連絡会議（毎月 1 回開催）、臨時に事務局全体会議を開催し、実施する業務や各種行事等について連絡・報告・協議がなされ、部局間の連携を密にして円滑な業務執行がなされる体制を整え機能性も図られている。

#### ◆エビデンス集

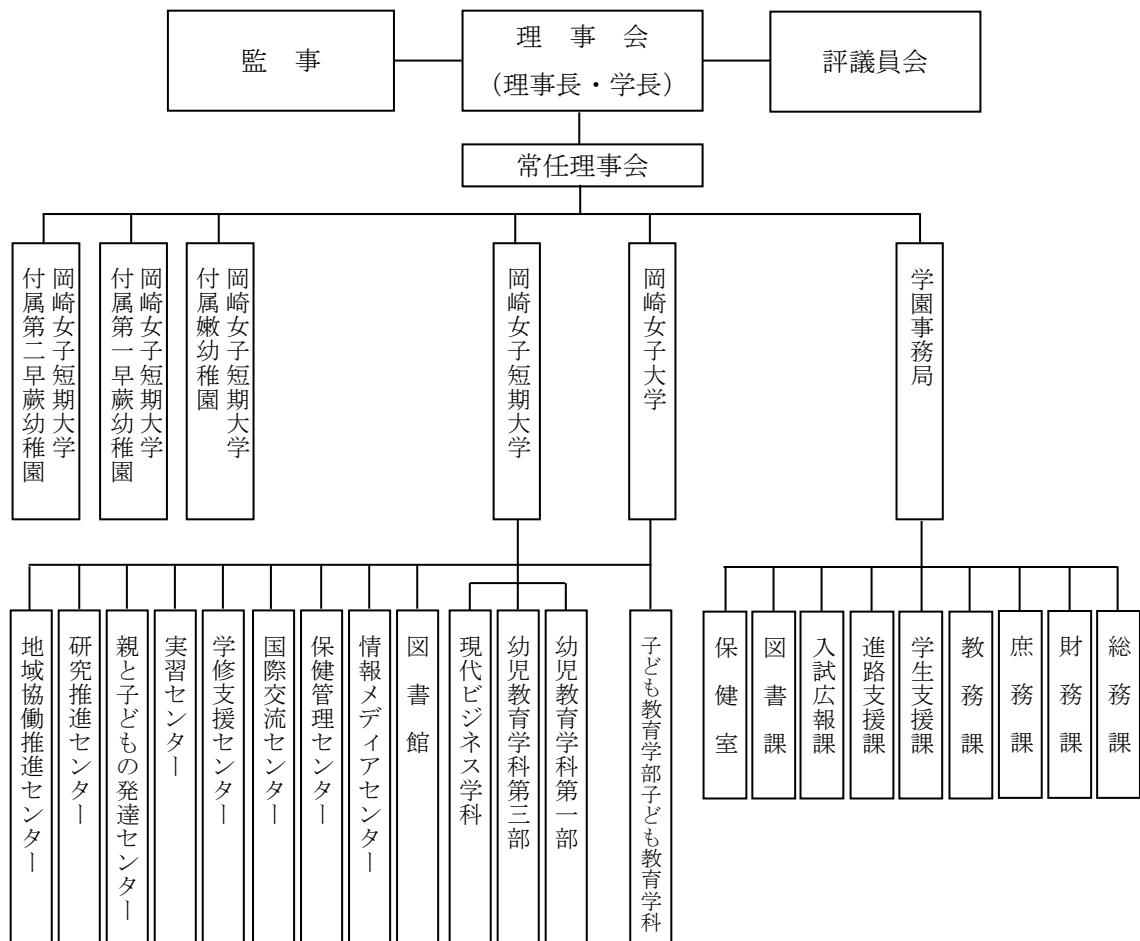
資料 4 - 1 - 17 「学校法人清光学園業務組織規程」

資料 4 - 1 - 18 各委員会議事録

資料 4 - 1 - 19 学校法人清光学園組織図

資料 4 - 1 - 20 「学校法人清光学園業務組織規程」

## 平成 28 年度 学校法人清光学園 組織図



### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学業務の意思決定の仕組みや運営体制は、学則、教授会規程、大学・短大運営会議規程、各委員会規程等内部規則を中心に規程の整備が図られており、また、学長のリーダーシップも適切に実行されている。教育の質保証を担保するために、授業評価、学生サービスに対する学生ニーズの評価について、学生満足度アンケート調査、授業アンケート、GPA 制度、履修規程等を通して、学習成果の質的、量的データを収集・解釈・評価など、PDCA サイクルの更なる充実、向上に努力する。この教学マネジメント機能を強化して、今後は三つのポリシーを踏まえて学修成果の把握等内部質保証に向けた検討実施が必要であると考えている。

### ①平成 28(2016)年度の改善された点

学校教育法施行規則の改正（平成28(2016)年3月31日公布、平成29(2017)年4月1日施行）に伴い三つのポリシーの策定・公表の義務化が定められたことを機に「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」の策定及び運用

に関するガイドラインに沿って、一貫性の確保を念頭に大学及び短期大学各学科において、それぞれ見直しをして一体的策定を実施した。そして、内部規則の改正、履修要項、大学ホームページにおいて公表し、また、カリキュラム・ポリシーに基づくシラバスの記載内容の適正化についても担当教員以外の者が精査をする「シラバスチェック実施要項」により改善充実を図った。

②平成29(2017)年度に向けて取り組むべき点

学修成果の可視化、学修成果におけるアセスメントの方法の確立（ループリック、学修ポートフォリオ）に向けて、学長のリーダーシップが発揮できるよう、学長室会議、運営会議、各学科会議での検討が必要である。

#### 4 - 2. 教員の配置・職能開発等

##### 《4 - 2 の視点》

4 - 2 - ①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4 - 2 - ②FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

##### (1) 4 - 2 の自己判定

「基準項目4 - 2を満たしている。」

##### (2) 4 - 2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4 - 2 - ①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

###### 1) 教員配置の考え方

学士力に求められる確かな教養を涵養し幅広い知識技能を教授するという目的に沿った教員配置を目指している。また、幼稚園教諭や保育士養成のための職業教育を行い、専門分野に関する学生の知識技能を深め、研究活動を支援するに相応しい教員の配置を意図して、教養科目と専門科目のバランスに配慮した教員配置を行なっている。理論系科目と実技・実習科目などの担当教員のバランスにも配慮している。平成28(2016)年度においては、教員20人のうち、博士の学位を持つものが6人、修士が13人、学士が1人であり、研究力と指導力のある教員編成となっている。

###### 2) 教員の採用・昇任等

人事については、完成年度（平成28(2016)年度）まで文部科学省の管轄下にあり、専任教員の採用・昇任は、AC委員会に諮った後、文部科学省の審査を経て実施している。平成25(2013)年度末に専任教員が1人異動退職し、平成26(2014)年度において設置時より補充が必要であった人事として1人を准教授として採用し、准教授が1人教授に昇格し、平成25(2013)年度退職者の後任は平成27(2015)年度中に補充した。

非常勤講師の任免については、岡崎女子短期大学と合同の教員資格審査によって、その業績等を精査し、それに応じて格付けをして実施している。

### 3) 教養科目における教員配置

教養科目に関しては、哲学・文学・英語・情報処理（平成25(2013)年度、平成26(2014)年度は欠員）・体育・文化人類学などの分野に専任教員を配置している。基幹教養科目である「女性の生き方」、日本語の文章力を高めるための「文章表現法」、現代の国際化と情報化に対応するための「英語総合（基礎）」「英語総合（初級）」「英語総合（中級）」「英語総合（発展）」「情報処理I」「情報処理II」などの科目、心身の健康を考えるための「保健体育講義」「体育実技I」「体育実技II」など、教養科目の中でも本学が特に重視する科目を中心に専任教員を配置している。「女性の生き方」に関しては岡崎女子大学の建学の精神を踏まえつつ、現代女性の生き方を哲学的視点から説き得る教員を、また「文章表現法」に関しては国語教育の豊かな経験をもつ教員を配置している。

### 4) 専門科目における教員配置

専門科目では、教育学・保育学・心理学・福祉・障害児教育・音楽・美術・児童文学・児童文化・教育実習・保育実習などの分野に専任教員を配置している。

基礎科目では、「子ども学総論」「教育学概論」「教育人間学」「保育原理」「教育と発達の心理学I」「教育と発達の心理学II」などの科目に専任教員を配置している。特に主要科目である「教育学概論」「教育人間学」「保育原理」などに関しては充分な学識と経験を備えた教員を配置している。

展開科目のうち専任教員が担当するのは「教育と発達の科目」のすべての科目、「発達と援助の科目」のうちの「教育・保育相談」「相談援助I」「相談援助II」、「教育・保育の内容と方法の科目」のうち「教育方法論」「乳児保育I」「乳児保育II」「障がい児保育I」「障がい児保育II」「保育内容総論」「保育内容演習『言葉』I」「保育内容演習『言葉』II」「保育方法論」「保育の計画と評価」、そして「子どもの芸術と文化の科目」のすべての科目である。

応用科目では、「児童文学」「表現創作（作曲）」「情報メディアと表現」「教育調査と統計」を専任教員が担当する。自由科目では「実践音楽演習」を専任教員が担当する。実習科目については、専任教員4人と助手1人の充実した人員配置となっており、「教育実習指導I」「教育実習指導II」「教育実習I」「教育実習II」「保育実習指導Ia」「保育実習指導Ib」「保育実習指導II」「保育実習指導III」「保育実習Ia」「保育実習Ib」「保育実習II」「保育実習III」に専任教員を配置している。

専門演習科目である「専門ゼミナールI」「専門ゼミナールII」「専門ゼミナールIII」「専門ゼミナールIV」は専任教員が指導を担当する。また、研究科目である「卒業研究」「長期フィールド実習」「保育・教職実践演習（幼）」も専任教員が中核となって指導を

行う。3年次より履修するため平成26(2014)年度に開始した専門ゼミナールには16人の専任教員を配置し、「卒業研究」とつながる12領域のゼミナールと、「長期フィールド実習」に繋がる4領域のゼミナールの二群に分類される。「長期フィールド実習」に関しては、実習系の「専門ゼミナール」担当教員4人のほか、専任教員1人と助手1人の計6人が指導を担当する。

### 5) 担当科目数について

教員の過重負担を避けるため、適正な担当科目数の維持にも配慮している。実習関連教員の担当科目数が相対的に多くなっているが、一つの実習科目を非常勤も含め複数の教員が担当していること、また「教育実習Ⅰ」や「教育実習Ⅱ」「保育実習Ⅰa」「保育実習Ⅰb」「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」等に関しては学内での授業負担ではなく、専任の助手を配置し、実習巡回なども原則として学科教員全員で分担することなどにより、実習教員と他教科担当教員との負担のバランスを整え、負担軽減への配慮を行っている。担当コマ数は、短大の兼担科目と合わせて教員一人当たり年間12コマとしている。学長、副学長、学部長は当該業務との兼ね合いから担当コマ数を軽減している。

### 6) 専任教員の年齢構成と定年規程の関係

#### ①年齢構成

専任教員は、40代から60代までの幅広い年齢構成となっている。20人のうち40代が6人、50代が6人、60代が8人という構成であり、比較的バランスのとれた年齢配置になっているが、人数としては60代が中心であり、若い世代の教員も確保してバランスを取る必要がある。表①は平成28(2016)年4月時点における年齢構成を示したものであり、記載された教員のほか、専任の実習助手(40代)が1人配置されている。

完成年度後も、バランスの取れた適正な人員の配置と補充に努めることとしている。

表① 平成28(2016)年度における教員構成

	30代	40代	50代	60代	合計
教授	0	1	3	6	10
准教授	0	2	2	1	5
講師	0	3	1	1	5
助教	0	0	0	0	0
合計	0	6	6	8	20

#### ②定年規程

本学教職員の定年は、(学)定年規程第3条及び第4条により、満63歳の学年末と

定められているが、平成 22(2010)年の定年規程一部改正により、定年後の再雇用を希望する教職員には理事会の議を経て 2 年、あるいはそれを超える期間（70 歳を限度とする）の再雇用が認められた。また、大学設置に際して 70 歳を越えた年齢での就任が予定されている者については、附則第 2 号において新設大学の「完成年度をもって」定年とすることが定められている。

#### 4 - 2 - ②FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

##### FD の取組み【平成 28(2016)年度】

###### ①実施体制

###### (ア) 委員会の設置状況

平成 27(2015)年度より併設短大との合同委員会として「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学 FD 委員会」が設置されている。同 FD 委員会は、大学の教員が委員長を務め、大学副学長、学部長、教員 4 人、短大副学長、教員 4 人、事務局長、職員 2 人の計 14 人で構成された。

###### (イ) 委員会の開催状況（教員の参加状況含む）

第 1 回の FD 委員会は平成 28(2016)年 4 月 13 日（水）に開催され、その後、平成 28(2016)年度の FD 委員会は、全員参加体制で計 10 回開催された。委員会内には「授業アンケート検討ワーキンググループ」「授業公開検討ワーキンググループ」「FD 研修会検討ワーキンググループ」が置かれ、適宜、部会が開催された。

###### (ウ) 委員会の審議事項等

FD 委員会の主な審議事項は、①学生による授業評価の実施方法・評価項目の見直し・結果の公表方法②授業公開の時期と方法③FD 研修会の開催方法であった。

###### ②実施状況

###### (ア) 実施内容

FD 活動として、①FD 研修会②授業公開③講師懇談会④学生による授業アンケートを実施した。

研究促進活動としては、①課題研究費助成②科学研究費助成の申請に関する研修会を実施した。

###### (イ) 実施方法

FD 活動として、①FD 研修会は、専任の大学教員・短大教員・事務職員を対象に 10 月・12 月・2 月の年 3 回実施し、教員・学外学識者・職員などが講師となり、提案とグループ討議、または講演と質疑応答などの方法で行われた。②授業公開は、通年を公開期間とし、授業参観者は少なくとも 1 回の参観を実施して「授業公開コメント」を提出し、実施者は「授業公開自己評価」を提出した。③講師懇談会は、専任及び非常勤講

師を対象に大学・短大で合同開催し、次年度の授業説明、講演会と交流会という形式で行われた。

(ウ) 開催状況（教員の参加状況含む）

FD活動として、

①平成28(2016)年度は計3回のFD研修会を開催した。第1回研修会（10月19日実施、52人参加）は、テーマを「アクティブ・ラーニングの取組みと課題」とし、授業アンケート結果及び授業公開の報告、アクティブ・ラーニングの取組み紹介のレクチャーを受け、その後のグループワークによりアクティブ・ラーニングの課題に関する意見交換を行い、問題を共有した。第2回研修会（12月21日実施、52人参加）は、テーマを「新教務システムの概要とアクティブ・ラーニングへの活用」とし、新システムの概要とその活用方法等についてレクチャーを受けた。第3回研修会（3月1日実施、52人参加）は、テーマを「初年次教育とアクティブ・ラーニング」とし、北九州市立大学から見館好隆准教授をお招きして、アクティブ・ラーニングの本質を踏まえながら入試改革に対してどのような初年次教育を実施すべきかレクチャーを頂き、またその評価方法とは何か活発な研修を行った。

②授業公開は、19人の専任教員が行い、授業公開コメントの提出件数は大学・短大を合わせて89件であった。

③講師懇談会は、平成29(2017)年3月24日に大学・短大の専任教員と非常勤講師を対象に、説明会・講演会・交流会の形式で実施され、参加総数70人の内、大学専任教員は18人、大学・短大非常勤講師は31人であった。

(エ) 実施結果を踏まえた授業改善への取組状況

FD研修会の成果としては、各科目の授業内容について学生による授業アンケートの結果をもとに検証し、建学の精神・全学DP・学部学科DPを反映させた教育課程の編成と授業科目毎の学修指標の次年度シラバスへの掲載に繋げていけたことが挙げられる。

また、3回のFD研修会では、授業アンケート結果に基づくグループ討論と講習会により、多様な授業改善方法の提案がなされた。

更に、授業公開を通して教員間の情報交換や教材・教授法の共通化などの工夫も進んだ。学生アンケートに見る授業満足度は大学平均で前期は5段階評価の4.07、後期は4.08であり、前年度と同様におおむね良好であったが、多様な学生のニーズに応じたアクティブ・ラーニングへの模索が継続されている。

また、FD委員会では、授業評価をより適正に行うための方法論の検討が継続的になされている。

③学生に対する授業評価アンケートの実施状況

(ア) 実施の有無及び実施時期

学生による授業評価は10人未満のクラスを除く全開講科目に関して前期と後期の第

13回目～15回目の授業の中で実施された。

(イ) 教員や学生への公開状況、方法等

授業評価は19項目に関する5段階の数値評価と3項目に関する自由記述で構成され、評価用紙の回収は学生が行う方針とした。学生評価の結果は大学全体の平均点とともに各教員に返却され、教員は授業評価結果を通して授業の自己点検を行い、「自己点検報告書」を提出する。学生評価の結果と教員による自己点検報告書は学修支援センターにて常時、学生や教員に開示されている。

**(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）**

専任教員の年齢バランスは、現状では適正な範囲とはいえ、高い年齢層に偏っていることは否めない。完成年度後の将来計画を踏まえて必要な教員の確保に計画的に取り組みながら、更に長期的な視野から、若手教員の採用とその育成や、保育・教育現場における実践経験を持つ教員の配置等、保育・教育の専門職を養成する大学として長期的かつ実質的に機能するような人事を進める必要がある。この課題は昨年度も指摘されているが、全く進展がないので急ぎ着手する必要がある。

FD等、教員の職能開発については着実に進めてきているが、研修会への参加が100%でないことや、授業公開への参観が前年度よりは向上したものとの低いレベルにとどまっていること、また報告書の提出が徹底されていないことなど、運用上の課題が見られる。年度を追ってFD活動が充実していると評価できるが、その実質を担保するための適正な運用とそのICT利用促進などによる効率的かつ綿密な仕組みづくりに、今後とも努力していく必要がある。

**4-3. 職員の研修**

**《4-3の視点》**

**4-3-①SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み**

**(1) 4-3の自己判定**

「基準項目4-3を満たしている。」

**(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

**4-3-①SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み**

大学教育の質的転換が求められる中、教育の質保証や学習環境の向上への取組がますます重要となっている。積極的な教学マネジメントの確立や大学経営課題の取組は、職員と教員との協働により実施されるべきものであり、大学設置基準の改正（SDの義務

化）を踏まえて、職員の専門的な資質・能力向上を図るため「SD 委員会」を設置し、事務局職員研修制度を定めて組織的に取り組んでいる。日々の業務の課題、改善に務めることはもとより、OJT の活用、学内研修会（FD と共同実施）、グループ別学内研修の実施、他大学訪問調査、学外研修に積極的に参加している。また、職員個人のスキル向上のため、研修のための諸費用、書籍購入費等の予算を計上している。中教審答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」への対応に係る教育の質の向上（IR、大学ポートレート）や三つのポリシーの策定と学修成果、大学ガバナンス改革、高大接続改革への対応等の研修を中心となっている。平成 28(2016)年度では、私立大学協会や日本私立短期大学協会主催の各研修会参加、グループ別研修としては、「教学マネジメント」、「三つのポリシーに基づく自己点検評価と内部質保証」、「業務領域の知見獲得（統計分析）」、「学生の厚生補導（危機管理）」の 5 グループの班別研修を実施した。また、外部講師による研修として「実践で学ぶアンケート調査（平成 28(2016)年 8 月 26 日早稲田大学 向後千春教授）」とアサーティブプログラム・アサーティブ入試の取組みと効果（平成 28(2016)年 9 月 15 日 追手門大学福島一政副学長）」を実施した。大学訪問調査では、静岡文化芸術大学（平成 28(2016)年 9 月 9 日）、金城学院大学・相模女子学園大学（平成 28(2016)年 9 月 29 日）、相模女子大学（平成 28(2016)年 9 月 20 日）実施した。

#### ◆エビデンス集

資料 4 - 3 - 1 「SD 委員会規程」

資料 4 - 3 - 2 SD 委員会議事録

資料 4 - 3 - 3 事務局研修活動記録

#### (3) 4 - 3 の改善・向上方策（将来計画）

大学のユニバーサル化による学生の多様化への対応、大学改革における内部質保証への取組は、職員に業務の高度化・複雑化に伴う資質能力の向上が求められている。したがって、職員の職能開発は、教員と職員との共同関係を一層強化し、SDを推進して専門性の向上を図り、教育・経営等様々な面で積極的な参画を図っていくべきであるが、研修の体系化やPDCAの実施、時間の確保等その環境整備を行うことが政策課題となっている。今後SD研修事業は、事務職員のみならず教員を含めた実施の体制を構築できるよう取り組むことが必要と判断している。また、研修の効果が実際の業務に生かせるよう更なる充実向上に向けて取り組む。

#### 4 - 4. 研究支援

##### 《4 - 4 の視点》

###### 4 - 4 - ①研究環境の整備と適切な運営・管理

###### 4 - 4 - ②研究倫理の確立と厳正な運用

#### 4 - 4 - ③研究活動への資源配分

##### (1) 4 - 4 の自己判定

「基準項目 4 - 4 を満たしている。」

##### (2) 4 - 4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 4 - 4 - ①研究環境の整備と適切な運営・管理

本学教員の研究活動を推進するために個人研究費、研究助成に関する支援及び管理を行う機関として、岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究推進センター（以下「研究推進センター」）を設置（平成 25(2013)年 4 月）し、研究助成に関する支援、研究倫理、外部資金導入、研究業績管理等について組織的に取り組んでいる。研究環境における整備として、科学研究費の適正な運営及び管理に関する文部科学省通知等により、公的研究費の適正な取り扱いに関する規程、公的研究費の管理・監査体制、間接経費取扱規程、研究倫理指針研究倫理委員会規程、研究活動に関する不正行為防止等に関する規程（平成 29(2017)年 2 月一部改正）、公的研究費内部監査規程、研究データの保存等に関するガイドライン等諸規程の整備が図られている。また、教員の研究業績の管理、情報公開、各監督官庁への報告書作成のため等業務の効率化を推進するために、平成 26(2014)年度から「研究業績プロ」システム（研究者情報データベース）を導入しシステム化を図り業務の効率化に繋げている。

研究推進センターは大学教員 3 人、短大教員 3 人、職員 4 人の計 10 人のセンター員で構成し、平成 28(2016)年度では、主に①研究関連規程の制定②教員研究業績の集積システムの運用③課題研究費助成の方法④科学研究費助成申請のための研修会⑤研究費使用に関する指針の厳格化と事務手続きの見直し⑥研究紀要の発行等について業務を実施した。また、研究推進の活動として、研究費執行ルールの徹底、不正防止、科学研究費助成の推進等のための研修会として「研究費執行に係る学内ルール、不正防止に係る本学の取り組み」（平成 28(2016)年 5 月 11 日開催）「科学研究費の改訂（平成 30(2018)年度）、研究計画調書の作成方法、学術研究等」（平成 28(2016)年 8 月 18 日開催、ロバストジャパン(株)から講師）「研究活動におけるコンプライアンス、競争的資金のガイドライン、不正使用・不正受給とそれに伴うペナルティ等」（平成 29(2017)年 3 月 8 日開催、ロバストジャパン(株)から講師）計 3 回開催した。

##### ◆エビデンス集

資料 4 - 4 - 1 「学校法人清光学園職員行動憲章」

資料 4 - 4 - 2 「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学の使命と目標」

資料 4 - 4 - 3 「学校法人清光学園岡崎女子大学就業規則」

資料 4 - 4 - 4 「公的研究費（競争的資金等）の適正な取扱いに関する規程」

- 資料 4 - 4 - 5 「公的研究費（競争的資金等）の管理・監督体制
- 資料 4 - 4 - 6 「公的研究費に係る間接経費取扱い規程」
- 資料 4 - 4 - 7 「公的研究費の間接経費の取扱いに関する要項」
- 資料 4 - 4 - 8 「学校法人清光学園経理規程」
- 資料 4 - 4 - 9 「学校法人清光学園固定資産及び物品管理規程」

#### 4 - 4 - ②研究倫理の確立と厳正な運用

研究活動における不正行為を防止するために、研究者一人一人がこの問題について意識を変えていくことが必要であると考え、事前防止を含めて研究推進センターにおいて組織的に取り組んでいる。抑止のための不正行為防止等に関する規程、研究倫理委員会規程、研究倫理調査委員会により、また、教職員連絡会議、研修会等にて周知方、防止に努めている。現在のところ不正行為、不正使用に係る相談窓口（研究推進センター）、通報窓口（総務課）への相談はない。研究倫理意識向上への取り組みについては、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究倫理指針」を定めている。その内容は(1)本学の責務として、研究倫理意識を高め不正行為防止の管理措置と不正行為が認められた場合の原因究明と説明責任を果たすこと。(2)研究者の責務及び行動規範として、特定不正行為の禁止と研究調査データの管理、研究費の適正使用、契約遵守と守秘義務、研究成果の発表とオーサーシップ、審査の公正、安全配慮、生命倫理の尊重、差別・ハラスメントの排除、インフォームド・コンセント、個人情報の保護、利益相反の対応である。この研究倫理審査に係る申請は総務課が窓口となり、平成28(2016)年度は17件の審査申請があった。研究倫理教育を受けることは教員の義務であり、組織運営の整備とともに、教育の体制整備を行っているが、研究倫理教育の更なる推進やコンプライアンス教育の推進が必要である。取組の一つである研修では、「研究活動におけるコンプライアンス、競争的資金のガイドライン、不正使用・不正受給とそれに伴うペナルティ等」（平成29(2017)年3月8日開催、ロバストジャパン（株）から講師）を実施した。また、学部学生の研究倫理教育についてもゼミ指導担当教員を通して成されるとともに、10月5日に学部4年生を全員集めて全体指導を行った。

一定期間の研究業績データの保存・開示等研究業績を管理するために、システム「研究業績プロ」（平成26(2014)年1月導入）を利用している。このことにより、研究者個々の研究活動の管理や研究成果の開示について円滑に進められるようになっている。

研究データの保存については、ガイドラインを定めて実施している。

#### ◆エビデンス集

- 資料 4 - 4 - 11 「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究倫理指針」
- 資料 4 - 4 - 12 「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究倫理委員会規程」

- 資料 4 - 4 - 13 「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究倫理調査委員会」  
 資料 4 - 4 - 14 「公的研究費不正防止計画」  
 資料 4 - 4 - 15 「研究活動における不正行為防止等に関する規程」  
 資料 4 - 4 - 16 「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費内部監査規程」  
 資料 4 - 4 - 17 「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費内部監査要項」

#### 4 - 4 - ③研究活動への資源配分

科学技術・学術の振興を図るために研究費を適正の管理をするとともに有効かつ効率的に活用し、研究成果を社会に還元していく必要がある。研究者には真実の探求を積み重ね新たな知見を創造し、知の体系化を構築していく使命があり、学生教育にも還元されなければならない。本学では、研究活動への資源配分として、平成 28 年度では、個人研究費として、一人 30 万円を上限とした予算を計上し研究活動を行っている。平成 28(2016)年度は教員 20 人、5,674 千円の助成申請があった。執行額は 4,370 千円(執行率 77%) であった。

競争的資金獲得のための支援強化の取り組みとして、学内の推進活動は研究推進センターにより実施しているが、科学研究費の改訂、研究計画書の作成方法、学術研究等科研費公募についての研修会を開催した。(平成 28(2016)年 8 月 18 日 ロバストジャパン(株)) なお、大学における平成 28(2016)年度科学研究費採択状況(継続含む)は以下の通りである。

担当		研究種目名	教員名	課題番号	課題名	終了年度
代表	新規	基盤研究(C)	小原 倫子	16K04322	養育者の情動認知発達プログラムの開発-子どもの発達特徴との関連と臨床的応用-	2019
分担		基盤研究(C)	岸本 美紀 (代:小原 倫子)	16K04322	養育者の情動認知発達プログラムの開発-子どもの発達特徴との関連と臨床的応用-	2019
代表	継続	基盤研究(C)	小宮 富子	26370718	日本人英語への肯定的認識を学習者の国際発信力につなぐ国際英語教育	2016
分担		基盤研究(C)	小宮 富子 (代:塩澤 正)	15K02804	国際英語論に基づくアプローチの有効性-英語学習者の心的障壁克服の実証	2017
分担	新規	基盤研究(C)	小原 倫子 (代:小山 里織)	16K12103	父親の養育スキル向上におけるメカニズムの解明	2019
代表	継続	挑戦的萌芽研究	白石 さや	15K13214	21世紀の教育を考える:親になったデジタル世代の未来社会へのイメージと教育戦略	2017

#### ◆エビデンス集

- 資料 4 - 4 - 18 「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学個人研究費規程」  
 資料 4 - 4 - 19 「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学課題研究助成規程」  
 資料 4 - 4 - 20 「平成 28 年度学長裁量経費・教育活動等助成申請書」

### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究活動における不正行為を抑止する環境整備として、研究者個人の自己規律、倫理意識改革は勿論の事であるが、管理運営についても責任明確化を図り不正防止の取り組みを更に推進していく必要がある。事前防止のための環境整備として、研究推進センター（平成 25(2013)年 4 月）を設置し、研究助成に関する支援、研究倫理、研究業績管理、について組織的に取り組んでいる。従来から、ルールの明確化・統一化と責任体系の明確化を図る点から、学園経理規程、固定資産及び物品管理規程、旅費規程、研究費の管理・監督体制、不正防止規程、間接経費取扱規程等研究活動に関わる諸規程とともに「研究費に係る事務執行処理ルール」「研究費執行ガイドライン」による通知を行い、ルールを周知し改善が図られている。業者との癒着等不正防止のための対策として、取引実績とリスク要因、実効性を考慮して取引業者に対する誓約書を徴収し、発注・検収業務は事務部門が実施し、特に換金性が高い物品については当事者以外によるチェックを行い有効に機能改善している。また、非常勤雇用者の勤務状況等雇用の事務手続、管理は事務部門（総務課）が所管している。

今後の取組向上策として、更なる研究倫理教育の推進やコンプライアンス教育の推進向上、文部科学省からの「体制整備等自己評価チェックリスト」を基本に、日常業務におけるルールの確認、更に、責任体制、適正な管理運営、コンプライアンス教育、不正行為防止等に関して見直しを行うことが必要であると考えている。また、研究機関として競争的資金獲得のための努力、外部資金導入の努力を行う。

なお、平成 28(2016)年度から「課題研究」助成の制度を休止し、「課題研究」の募集テーマの一つであった「学生の教育に資する研究」の学生の教育にかかる「教育活動費」については学長裁量経費により助成がなされるようになった。もう一つの「課題研究」助成の募集テーマであった「地域協働に関する研究」については、地域協働推進センターの方で進められている。外部資金獲得を積極的に推奨するのであれば、不採択になった場合の研究者支援も強化する必要がある。

また、科研費等の外部資金獲得を推進させるための方策の一つとして、全体ガイドンスだけではなく研究者個々のテーマに応じた申請サポート体制の充実を図る必要がある。また、研究交流を活発にし、共同研究を促進させるための機会もより効果的に設定する必要がある。平成 28(2016)年度は前年度の課題研究発表会を実施したが、今後はそれに代わるものを作成したい。

### [基準 4 の自己評価]

学士課程教育の質的転換への対応や大学ガバナンス改革答申（平成 26(2014)年 2 月中教審答申）を受け学校教育法等の一部が改正されたことに伴い、本学では教授会機能の明確化を図るために学則や教授会規程等内部諸規則の改正を行って平成 27(2015)年

度から新たな教学マネジメントが実施されている。その内部諸規則では、大学の意思決定について学長が最終的に決定しその効力を生じるものとしており、学長のリーダーシップが確立、発揮されている。また、そのリーダーシップを支える仕組みとして、副学長を配置し、学長室、学長戦略企画室を設置している。大学・短期大学運営会議では、各部局、各センター、各委員会での教学に係る事項について、審議、決定しているが、この各センター、各委員会は教育組織と事務組織の連携が確保され教職協働として業務が遂行されている。したがって、権限の適切な分散と責任の明確に配慮したマネジメントが構築され、機能している。教員の配置については、大学設置基準、教育職員免許法、指定保育士養成施設指定基準を満たし、教育目的及び教育課程に即した採用、昇任を行っている。FDでは、FD委員会を設置し教員の教育力向上のための活動を行っている。SD活動についても、義務化を踏まえて、SD委員会による取組がなされている。研究支援では、内部規則が整備され研究推進センターにより研究環境の確保と資源配分、運営管理が行われている。特に、研究倫理の確立と不正行為の防止については研究倫理教育やコンプライアンス教育を行い厳正に運用している。以上から、教学マネジメントの確立、教員、職員に係る本基準はこれを満たしている。

## 基準5. 経営・管理と財務

領域：経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計

### 5 - 1. 経営の規律と誠実性

#### 《5 - 1 の視点》

5 - 1 - ①経営の規律と誠実性の維持

5 - 1 - ②使命・目的の実現への継続的努力

5 - 1 - ③環境保全、人権、安全への配慮

#### (1) 5 - 1 の自己判定

「基準項目 5 - 1 を満たしている。」

#### (2) 5 - 1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5 - 1 - ①経営の規律と誠実性の維持

学校法人の管理運営体制は、「学校法人清光学園寄附行為」「理事会規程」に基づき理事会が意思決定機関として業務を決し、諮問機関として評議員会が設置されている。理事長は、この法人を代表し、その業務を総理し、理事長以外の理事は、本法人の業務について、この法人を代表しない。また、理事会、評議員会とも同族での構成はなく、理事と監事は兼任していない。理事、監事、評議員の選任も寄附行為に基づいて適切に行われており、会議の開催、出席率も良好である。また、監事の監査、公認会計士による会計監査、内部監査も適切に行っている。従って、経営の規律と誠実性は保たれており、維持継続に問題はない。

#### ◆エビデンス集（資料編）

資料 5 - 1 - 1 「学校法人清光学園寄附行為」

資料 5 - 1 - 2 「学校法人清光学園監事監査規程」

資料 5 - 1 - 3 「岡崎女子大学学則」

#### 5 - 1 - ②使命・目的の実現への継続的努力

本学の使命・目的は建学の精神「自己実現と社会貢献」に基づく人材の育成である。これは、深い人間理解と共感力を備えた品格ある女性、高い使命感と倫理観を持つ専門的職業人、知的探究心と「実践力を持ち社会を支える指導的人材になること」であり、学長を中心として教授会、各委員会、FD 委員会等学内諸会議における教職員への周知、「学生生活ハンドブック」、「履修要項」、ホームページによる学生、保護者等への周知を実行し、大学全体で共有し継続的努力を行っている。

#### ◆エビデンス集（資料編）

資料 5 - 1 - 4 「学生生活ハンドブック」「履修要項」

資料 5 - 1 - 5 「本学ホームページ」「大学案内パンフレット」

### 5 - 1 - ③環境保全、人権、安全への配慮

環境保全では、大学全体の電気使用量が把握できるデマンド表示装置を総務課に設置し、規定値を越えた場合にアラームが鳴る設定にしており、集中制御装置により必要度の低いエアコンのオフにより節電、省エネルギーに努めている。また、6号館に増築したカフェテリア、ラーニングプラザ、図書館、2号館事務室等は照明をLED化している。

人権については、「就業規則」「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学人権擁護規程」「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学セクシャル・ハラスメントに関するガイドライン」「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学個人情報の保護に関する規程」「学校法人清光学園公益通報保護に関する規程」等の規程により保障している。また、組織内に人権問題委員会が置かれ、委員による定期的な会議と対応、外部講師によるハラスメント等についての研修会を毎年開催し、啓蒙に努めている。

安全については、学校保健安全法や消防法等の法令を遵守するとともに、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学大規模地震対応消防計画」を策定し、年度版を毎年教職員に配布し、周知している。年1回の健康診断（全教職員並びに全学生）の受診のほか、労働安全衛生法改正により教職員安全衛生管理規程を制定し、ストレスチェックを実施している。また、避難訓練、法定回数による消防設備点検、電気設備点検、学内3箇所に設置したAEDの点検及び教職員対象の講習会を定期的に実施している。地震災害への対応として、本学内で昭和56(1981)年以前に建築された建物の耐震改修工事が完了し、すべての建物が新耐震基準に適合している。

#### ◆エビデンス集

資料5-1-6「学校法人清光学園職員行動憲章」

資料5-1-7「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学の使命と目標」

資料5-1-8「学校法人清光学園岡崎女子大学就業規則」

資料5-1-9「公益通報保護に関する規程」

資料5-1-10「セクシャル・ハラスメントに関するガイドライン」

資料5-1-11「個人情報の保護に関する規程」

資料5-1-12「人権擁護規程」

資料5-1-13「情報セキュリティ基本方針」

資料5-1-14「大規模地震対応消防計画」

資料5-1-15「学校法人清光学園教職員安全衛生管理規程」

#### (3)5-1の改善・向上方策（将来計画）

本学園は、経営の規律について諸規程の整備を図るとともに、それに基づき誠実に運営している。特に岡崎女子大学設置に伴い学園の運営に係る諸規程の整備充実を図って

きたところである。今後も引き続き諸規則等の法令遵守を維持するとともに、大学の質的転換、学校法人会計基準改正、マイナンバー制度導入、高大接続改革等への対応について誠実に取り組んでいく考えである。また、改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度導入（平成 27(2015)年 12 月 1 日改正施行）に伴う教職員への職場環境安全配慮にも対応していく。引き続き一層の情報公開を進め社会的説明責任を果たしていく。

①平成 28(2016)年度改善された点

学校法人清光学園教職員安全衛生管理規程及び衛生委員会規程を制定し教職員の健康保持の推進を図るとともに、職場の労働環境改善にも取り組む活動を行った。特に改正労働安全衛生法改正によるストレスチェック（心理的負担の程度を把握するための検査）を実施し、更なる環境改善に取り組んだ。

②平成 29(2017)年度に向けて取り組むべき点

引き続き諸規則等の法令遵守に取り組むこととする。

## 5 - 2. 理事会の機能

### 《5 - 2 の視点》

#### 5 - 2 - ①使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### (1) 5 - 2 の自己判定

「基準項目 5 - 2 を満たしている。」

##### (2) 5 - 2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5 - 2 - ①使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

学校法人の管理運営体制は、理事会を中心として成されている。理事会は、法令及び寄附行為により、学校法人業務の意思決定機関であり、業務執行機関となっている。理事長は、この法人を代表し、その業務を総理し、理事長以外の理事は、本法人の業務について、この法人を代表しない。また、役員、評議員の選任は寄附行為により適切に行われており、理事会、評議員会とも同族での構成はなく、理事と監事は兼任していない。理事会は、寄附行為、理事会規程により会議（5月、8月、10月、12月、2月、3月の定例会 6 回、必要に応じて臨時会）を開催している。平成 28(2016)年度では、決算、予算のほか、岡崎女子大学小学校教諭免許課程導入に伴う学則改正、役員の選任条項改正による寄附行為の変更、中長期計画検討等、定例会 6 回開催した。理事会規程第 7 条では、1 項 1 号から 15 号まで、付議事項について規定している。

理事会の円滑な運営を図るため理事会を補佐する体制として日常的に協議を行う機関として常任理事会（原則月 2 回開催）を置き、法人の業務、理事会から付託された事項を決定し実施している。また、大学と理事会の意思疎通を図るために大学運営協議会を開催し（原則月 1 回）。それぞれ、議事録を作成し、決定事項は学内に周知している。

したがって、諸規程により学校法人の管理運営体制は確立されていると判断している。岡崎女子大学設置に伴う寄附行為変更認可申請に係る大学設置・学校法人審議会学校法人分科会面接審査（平成24(2012)年7月24日）において、また、開学後の履行状況（文部科学省平成29(2017)年2月17日付通知）について、学校法人の管理運営体制の在り方について特に指摘された意見はなかった。理事会の開催は、寄附行為の規定に基づき理事長が招集し、開催日の1～2ヵ月程前に書面にて、日時、場所、議案を明示して通知している。また、理事、監事が全員出席できるように、予め日程調整を行って決定している。そして、理事長が、寄附行為第16条4項において、議長となる。各理事は学校法人のために善良なる管理者の注意義務をもって職務忠実義務を履行している。理事の出席状況は良好であるが、止むを得ない事情により出席できない場合は、理事会の付議事項について議案ごとに賛否を記した委任状の提出をもって出席と認めている。

従って、理事会は、学校法人の意思決定機関として学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督し、寄附行為及び理事会規程により適切に運営を行っている。

### **(3) 5 - 2 の改善・向上方策（将来計画）**

理事会は適正に機能しているが、大学設置認可における大学設置・学校法人審議会（寄附行為変更認可申請）の面接審査（平成24年(2012)7月26日）で指摘された監事の連携、監査の充実についての課題は、理事会において議論し改善を図った。岡崎女子大学開設による理事、評議員人数が増加したので、理事会、評議員会の運営については、全員出席の確保を重点課題に日程を調整、理事会機能の強化を図っている。他の課題は特に認識していない。

#### **①平成28(2016)年度の改善された点**

監事の理事会出席については、6回開催された理事会にはすべて出席して意見を述べている。

#### **②平成29(2017)年度取り組むべき点**

引き続き役員の全員出席を原則に理事会日程を決定する等配慮して進めることとする。

#### **◆エビデンス集（資料編）**

資料5-2-1「学校法人清光学園寄附行為」

資料5-2-2「学校法人清光学園理事会規程」

資料5-2-3「学校法人清光学園常任理事会規程」

資料5-2-4「大学運営協議会規程」

### **5 - 3. 管理運営の円滑化と相互チェック**

#### **《5-3の視点》**

##### **5-3-①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化**

### 5-3-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### (1) 5 - 3 の自己判定

「基準項目 5 - 3 を満たしている。」

#### (2) 5 - 3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 5 - 3 - ①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

学校法人のガバナンスは、理事会のもと「常任理事会」「大学運営協議会」（理事会と大学の意思疎通を図るために設置）により、業務の意思決定の明確化、敏速化がなされ、機能の強化と向上が図られている。常任理事会は、主に学内理事をもって構成し、決定事項、協議内容は、理事会において承認決定を受けている。役員の構成は、理事として、学長、大学副学長、学園事務局長、付属幼稚園長が兼任しており、学長は理事長である。従って、理事会の意思は各理事を通じて、また、教学上の意思は学長、副学長を通じて理事会に伝えられ円滑なコミュニケーションが図られている。文部科学省による大学設置に伴う履行状況通知にも改善事項、留意事項はなく、ガバナンスは適切に運営されているものと判断している。理事会、常任理事会の審議事項等管理部門事項は、大学運営協議会、大学・短期大学運営会議、事務局管理職会議等に報告している。一方、教授会、大学・短期大学運営会議での教学に係る決定事項（教学部門）は、教職員連絡会議、学科会議への報告を行い、いずれもコミュニケーションが図られ連携を適切に行っている。

##### ◆ガバナンス集

資料 5 - 3 - 1 「大学・短期大学運営協議会規則」

資料 5 - 3 - 2 大学・短期大学運営協議会議事録

#### 5 - 3 - ②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人と大学の各管理運営機関の相互のチェック体制としては、本学園は、小規模な学園でありその運営体制も法人と大学の管理運営は一元化が図られ普段のチェックが機能している。例えば、理事会、評議員会、常任理事会は、理事長と学長が兼任していること、副学長、学園事務局長、付属幼稚園長が理事であること、また評議員には学部長、短期大学副学長、大学教授、事務局管理職、付属幼稚園長がなっていること等から相互のチェックによるガバナンスがなされている。

監事については、寄附行為第 8 条に基づきこの法人の理事、職員以外の者であって理事会によって選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任し二人（公認会計士、弁護士）が就任している。監事は、理事会及び評議員会に出席とともに学校法人の業務（教学関係事項を含む）、財産の状況について意見を述べている。監事の出席については、理事会開催日程を監事の意見を聴いて決定しており、必ず一人は出席している。監査の内容は、監事監査規程により実施されており、監査報告書は内部

監査、独立監査人監査（公認会計士監査）の意見を聴き、会計年度終了後 2 ヶ月以内に作成され、理事会及び評議員会に報告される。監査意見は、その都度各理事会に報告されている。評議員会は、寄附行為第 19 条により、諮問事項は第 21 条により、評議員の選任については第 23 条により実行がなされ、出席状況も良好であり適切に運営されている。特に第 21 条の諮問事項にあっては、理事会決定の前にあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないことから注意を払っている。諮問事項は以下のとおりである。

1. 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）
2. 事業計画
3. 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
4. 寄附行為の変更
5. 寄附金品の募集に関する事項
6. 合併
7. 収益事業に関する重要事項
8. 解散（合併又は破産に依る解散を除く）した場合における残余財産の帰属者の選定
9. その他この法人の業務に関する重要事項で理事会が必要と認めた事項

理事長は理事会、評議員会、常任理事会を寄附行為、内部規則等により適切に運営している。また、理事会（管理部門）と大学（教学部門）の情報の共有化や意思疎通を図るため、運営協議会を毎月 1 回定例開催し理事会の審議決定事項を報告し、学部長、学科長から意見を聴取している。一方、学長は教育研究の運営に関する審議機関である大学・短期大学運営会議の中で各委員会、各センター、各部局、各学科からの報告や提案について発言、質問、意見が述べられており、教職員の提案などをくみ上げる仕組みが整備され運営改善に反映している。特に学長は理事長と兼務しているので、トップのリーダーシップが管理部門、教学部門に発揮できる体制が実現できている。また、ボトムアップも教育職員、事務職員ともに各委員会、各センターにおいてともに提案審議し、大学・短期大学運営会議、常任理事会に諮られることからバランスのとれた運営が実施されている。

#### ◆エビデンス集

資料 5 - 3 - 3 「学校法人清光学園監事監査規程」

資料 5 - 3 - 4 監事監査報告書及び監事意見書

資料 5 - 3 - 5 「学校法人清光学園寄附行為」

#### (3) 5 - 3 の改善・向上方策（将来計画）

寄附行為、理事会規程、常任理事会規程、大学運営協議会規則等規程により適切な運

営がなされているが、理事会機能の更なる強化を図るために、理事、監事との連絡調整を図り、理事会に全員の役員が出席できるよう引き続きその改善努力を行う。チェック体制の強化を図るために内部監査規程の制定や情報の共有化等を実施し学校法人のガバナンス機能強化に取り組んでいく。また、学園の運営を円滑に進めるため管理部門、教学部門における情報の共有化、コミュニケーション等を引き続き的確に図る努力をする。

①平成 28(2016)年度の改善された点

監事の理事会出席については、6回開催された理事会にはすべて出席して意見を述べている。また、チェック体制の強化を図るために大学では研究活動に関する不正行為防止規程の一部改正を行った。

②平成 29(2017)年度に向けて取り組むべき点

業務の意思決定にあたり各委員会やプロジェクト等教育職員、事務職員で構成する組織を編成してボトムアップの仕組みを確立させる。

#### **5 - 4. 財務基盤と収支**

##### **《《5 - 4 の視点》》**

###### **5 - 4 - ①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立**

###### **5 - 4 - ②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保**

**(1) 5 - 4 の自己判定**

「基準項目 5 - 4 を満たしている。」

**(2) 5 - 4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

###### **5 - 4 - ①中長期的な計画に基づく適切な財政運営の確立**

本学園は岡崎女子大学、岡崎女子短期大学、岡崎女子短期大学付属嫩幼稚園、岡崎女子短期大学付属第一早蕨幼稚園、岡崎女子短期大学付属第二早蕨幼稚園を設置している。大学は開学し 4 年目であり、完成学部ではあるが入学定員未充足が続いていることから、学園全体の財政状況にも大きな影響を及ぼしている。適切な財政運営の確立には学生生徒等の確保が大前提となるが、平成 28(2016)年度の在籍数は、大学が収容定員比 0.69、短期大学が 1.04、付属嫩幼稚園が 0.82、付属第一早蕨幼稚園が 1.0、付属第二早蕨幼稚園が 0.88 となっている。このように、大学部門での学生数不足が、厳しい財政状況悪化の要因となっており、改善へ向けての最優先課題である。そのため学園の中長期計画においても、学生募集方法の見直し、人件費及び奨学費等経費の縮減を図り財政状況改善への確立に向けて努力している。以下は参考資料である。

全体の学生数 表III-5-4-1 法人全体の学生数の推移 (各年度5月1日現在 単位:人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
定員	1,658	1,618	1,618	1,618	1,718	1,818
学生数	1,561	1,506	1,514	1,530	1,607	1,679

学校別学生数の推移及び平成25(2013)年度を100とした場合の平成28(2016)年度の割合

(各年度5月1日現在 単位:人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	割合
岡崎女子大学	63	149	207	276	(69.0)
岡崎女子短期大学	815	748	743	730	89.6
付属嫩幼稚園	175	171	168	165	94.3
付属第一早蕨幼稚園	288	289	297	298	103.5
付属第二早蕨幼稚園	173	173	192	210	121.4

※岡崎女子大学の割合( )は、収容定員を100とした場合のもの

### 5-4-②安定した財政基盤の確立と収支バランスの確保

学園全体の財政状況は教育研究活動のキャッシュフローが、平成25(2013)年度(岡崎女子大学開設)初めて支出超過となり、以後平成28(2016)年度においても引き続きマイナスとなっている。従って、繰越支払資金は、平成28(2016)年度16億157万円(前年度6,004万円減少)と減少傾向が続いている。その主な理由は、岡崎女子大学及び岡崎女子短期大学現代ビジネス学科の入学定員未充足の継続と教職員増加による人件費増加等経費支出の増加である。総合的な財務分析、定量的経営判断指標では急速に弱くなっているが流動比率、負債比率を考慮すれば教育運営に支障はないとの判断している。採算性を示す収支状況における基本金組入前当年度収支差額(帰属収支差額)は、マイナスの状態が継続しており、平成28(2016)年度では、大学が完成年度を迎えてなお定員未充足(収容定員0.69)であること、支出経費の抑制に努めたものの退職金支出による人件費増加等経費の増加があったことから2億3,317万円(事業活動収支差額比率-14.2%)の支出超過となった。学園の財政状況に鑑み、平成27(2015)年8月理事会において、岡崎女子大学子ども教育学部は開設以来入学定員の充足が図られないことから、平成28(2016)年度以降の5か年の中長期計画、財政の見直しを行った。また、岡崎女子短期大学現代ビジネス学科においても入学定員の未充足という現況から入学定員を80人から70人に減少させること等経営改善の取り組み計画の見直しを図った。学生の確保に重点を置き収入の安定化を図り、支出面での人件費、教育研究経費、管理経費等の縮減検討、とりわけ人件費支出、奨学費支出、等経費の具体的な目標を掲げて平成31(2019)年度には、資金収支において黒字化がなされる計画としている。そのよ

うな状況の中、経営改善への取組として、平成 27(2015)年度では、教育研究経費支出及び管理経費支出について予算の 5%執行削減を実施し、また、平成 28(2016)年度予算要求 5%減、29(2017)年度 4%減の要求予算を行った。特に、奨学費支出（学生の経済的修学支援を行うために奨学金制度：授業料減免の応急経済支援、公務員試験対策支援奨学金、奨学生奨学金）について、年々その増加が著しかったことから、学生生徒等納付金収入の 5%を目途の予算として当該人数の上限を定めて抑制した。財源では、岡崎女子大学の設置経費支出等により運用資産余裕比率、積立率がともに低下しているが、自己資金の充実、資産構成、負債への備え、負債の割合の観点から、自己資金構成比率（自己資金÷総資金）91.3%、流動資産構成比率（流動資産÷総資産）22.5%、流動比率（流動資産÷流動負債）563.4%、前受金構成比率（前受金÷現預金）6.1%、負債率（（総負債－前受金）÷総資産）7.4%等財務分析を見る限り、学園の存続を可能とする財源が維持されていると判断している。財政健全化の維持を図るために、入学者の安定確保と退学者防止、基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）の改善、人件費支出改善、校舎施設設備等改善整備、情報環境への対応の計画的取り組みが必要である。

表III-5-4-2 法人全体の収支推移 (単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
基本金組入前当年度 収支差額 (帰属収支差額)	△114,043	△349,981	△225,670	△237,122	△233,171
当年度収支差額 (消費収支差額)	△472,243	△559,663	△252,564	△296,321	△264,569

表III-5-4-3 本学の学生数の推移 (各年度 5月 1日現在 単位：人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
定員	—	—	100	200	300	400
学生数	—	—	63	149	207	276

表III-5-4-4 本学の収支推移 (単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
基本金組入前当年度 収支差額 (帰属収支差額)	—	△305,344	△198,488	△181,914	△188,078
当年度収支差額 (消費収支差額)	—	△311,280	△229,203	△202,626	△202,839

表III-5-4-5 消費収支計算関係比率（法人全体）

		平成25年度事業団集計結果					
比率		平成27年度	平成28年度	大学法人	規模別	地域別	判定
1. 人件費比率	人件費	71.8%	73.5%	49.0%	46.6%	51.2%	低い方が良い
	経常収入						
2. 教育研究経費比率	教育研究経費	34.7%	33.0%	36.4%	42.0%	32.5%	高い方が良い
	経常収入						
3. 管理経費比率	管理経費	9.6%	7.8%	7.0%	5.7%	7.7%	低い方が良い
	経常収入						
4. 事業活動収支差額比率（帰属収支差額比率）	基本金組入前当年度収支差額	-15.3%	-14.2%	6.0%	3.9%	5.8%	高い方が良い
	事業活動収入						
5. 基本金組入後収支比率（消費収支比率）	事業活動支出	119.9%	116.4%	105.6%	103.3%	107.4%	低い方が良い
	事業活動収入 - 基本金組入額						

## ◆エビデンス集

## 資料5-4-1 学校法人清光学園計算書類

## (3)5-4の改善・向上方策（将来計画）

学園の中長期計画により従来の短期大学に加えて新たに平成25(2013)年度大学の設置を行ったが、当初から入学者の定員確保が出来ず財政状況が厳しい状況にある。当面の課題は大学の財政改善である。入学定員の確保等定員の適正な管理をするためには、大学教育の三つのポリシーと教育内容の明確化による受験生への浸透、学生の満足度、教育の質向上を図るよう更に努力する。

## ①平成28(2016)年度の改善された点

完成年度を迎えて収容定員（400人）は未充足ではあるが、平成28(2016)年度では学生数が増加したので、若干ではあるが財政改善が図られた。大学教育の三つのポリシーの策定、公表を行い、また、進路、就業支援の強化を図った結果、就職内定率は100%となっており出口保証がなされている。

## ②平成29(2017)年度に向けて取り組むべき点

引き続き、学生満足度の向上の取り組み、出口保証を行って入学定員充足率向上を目指す。また、経費支出の抑制も引き続き取り組むこととする。

## ◆エビデンス集

## 資料5-4-2 入学定員超過率

## 5 - 5. 会計

### «5 - 5 の視点»

#### 5 - 5 - ①会計処理の適正な実施

#### 5 - 5 - ②会計監査の体制整備と厳正な実施

##### (1) 5 - 5 の自己判定

「基準項目 5 - 5 を満たしている。」

##### (2) 5 - 5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5 - 5 - ①会計処理の適正な実施

本学園の会計処理は、学校法人会計基準に準拠しつつ「学校法人清光学園経理規程」「学校法人清光学園経理規程施行細則」「学校法人清光学園固定資産及び物品管理規程」「固定資産及び物品調達規程」に則り適正に実施している。日常の会計処理において、疑問点、不明点がある場合は、学園担当の公認会計士や学園監事、内部監査人に隨時質問・相談し、回答、指導を受けている。また、租税についても内部監査人（税理士）や所轄税務署に判断を求めるなどして適切な会計処理を務めている。

#### ◆エビデンス集（資料編）

資料 5 - 5 - 1 「学校法人清光学園経理規程」

資料 5 - 5 - 2 「学校法人清光学園経理規程施行細則」

資料 5 - 5 - 3 「学校法人清光学園固定資産及び物品管理規程」

資料 5 - 5 - 4 「固定資産及び物品調達規程」

#### 5 - 5 - ②会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園における会計監査については、監事監査、公認会計士監査、内部監査の三様の体制が整備されている。私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監事による監査は、外部監事 2 名（弁護士、公認会計士）により本学園寄附行為第 15 条（監事の職務）及び学校法人清光学園監事監査規程により適切に業務を履行している。監事は、理事会・評議員会に出席し、経営面に限らず、教学面を含めた学校法人全体について意見表明をしている。また、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく監査法人による会計監査は、公認会計士 2 人により 130 時間にわたり学園の個別の会計処理から法人の運営管理に至るまで実施されている。

監査には学園事務局長、財務課次長をはじめ財務課職員、総務課職員が立ち会い説明する体制をとっている。内部監査では、コンプライアンスの観点から税理士 1 人により毎月 1 回実施する体制をとっている。学園事務局長、財務課次長、総務課次長が立ち会い、必要に応じて各部門の担当者が説明している。特に研究費、公的研究費の取り扱い

については厳正に実施している。それぞれの監査の結果については、その都度3者に報告がなされ、監事、公認会計士、内部監査人との連携、情報の共有が図られている。また、監事相互の情報交換も成され、監事間の連携、理事会との意思疎通も図られている。従って、会計監査の体制整備が図られ厳正に実施されている。

#### ◆エビデンス集

資料 5 - 5 - 5 「学校法人清光学園監事監査規程」

資料 5 - 5 - 6 「平成 26 年度学校法人清光学園会計監査報告書」

資料 5 - 5 - 7 「平成 26 年度学校法人清光学園監事監査報告書」

資料 5 - 5 - 8 「公的研究費の適正な取り扱いに関する規程」

資料 5 - 5 - 9 「公的研究費の管理・監査体制」

#### (3) 5 - 5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理、会計監査の体制と厳正な実施については適正に行われており、今後も事務職員の更なる会計知識の向上を図るとともに監査法人及び監事との連携を強化し引き続き適正な会計処理を実施する。

##### ①平成 28(2016)年度の改善された点

会計処理、会計監査の体制と厳正な実施について、適正に行われている。

##### ②平成 29(2017)年度に向けて取り組むべき点

会計処理の適正な実施、会計監査体制の整備に引き続き取り組む。

#### [基準 5 の自己評価]

経営の規律と誠実性について、本学の建学の精神、学校法人清光学園行動憲章のもと、教育基本法、学校教育法、私立学校法はじめ、諸法令を遵守し組織体制を構築し諸規程を整備している。そのためチェック体制の構築整備やガバナンス機能も強化されている。管理・運営については、理事会の適正な機能が図られており、大学の意思決定の仕組みも学長のリーダーシップのもと明確化が図られている。教職員のコミュニケーションも図られ情報公開（教育情報、財務情報）も適切になされている。全体として業務執行の体制は適正に維持されている。また、財務については、大学の入学定員確保による財政基盤の強化が更に必要であるが、財政健全化に向けて更に努力する。会計では、学校法人会計基準、経理規程等諸規程を遵守し、適切な会計処理を実施しており、また、三様監査体制による監査も厳正に実施されている。以上により、経営・管理と財務に関する諸事項において基準 5 を満たしている。

## 基準 6. 内部質保証

領域：組織体制、自己点検・評価、PDCA サイクル

### 6 - 1. 内部質保証の組織体制

#### 《6 - 1 の視点》

##### 6 - 1 - ①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

###### (1) 6 - 1 の自己判定

「基準項目 6 - 1 を満たしている。」

###### (2) 6 - 1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 6 - 1 - ①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、学校教育法第109条第1項の「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」及び学校教育法施行規則第166条の「学校教育法第109条第1項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。」の趣旨を踏まえ、教育の質保証・向上を目的に自主的な点検・評価・PDCAを実施している。大学の教育目的を「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、女性の生き方への真摯な探究を通した人格形成を目指すとともに、専門の学術を研究教授することにより、社会の発展に貢献し得る教養ある女性職業人を育成することを目的とする。」と学則第1章第1条に定めており、教育目的達成のための自己点検に関しては、学則第2条において「本学は、本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。」と定めている。

大学の理念・教育・研究・学生指導・管理運営・財務その他の活動に関し、総合的な自己点検・評価を行う組織としては、常任委員会として学内に「自己点検・評価委員会」を設置し、「岡崎女子大学自己点検評価・委員会規程」に従って自己点検活動が進められている。同委員会は学長・副学長・学部長・学科長・その他教員 1名と事務局長及び職員 1名で構成されており、学長が委員長を務めている。

また、本学は平成 25(2013)年 4 月に設置された新設大学として、完成年度を迎える平成 28(2016)年度までの期間、学内での設置計画履行状況を自己点検・自己管理するための組織として「AC 委員会」を設置した。AC 委員会は、学長・副学長・学部長・学科長・事務局長・教員 1名・職員 1名で構成され、平成 28(2016)年度は学長の指名により副学長が委員長を務めた。AC 委員会の構成員は自己点検評価委員会委員を兼任する者も多く、共通する事項等についての情報共有を行いつつそれぞれの目的に沿った自己点検活動を実施した。教員の教育力を高めるための自己点検・評価活動は「岡崎女

子大学・短期大学 FD 委員会」が担当し、学生による授業評価の分析を行うとともに、研修会の開催や教員相互の授業公開などを実施した。平成 28(2016)年度はシラバスチェック委員会が本格的なシラバスチェック活動を実施し、大学や学部の教育課程編成方針や教育課程実施方針が適切にシラバスに反映するための検分を行った。事務局の各部署における自己点検・評価に関しては、部署毎に事業計画の達成度と課題に関する自己点検・評価を実施し、翌年の事業内容や予算に反映させている。

大学の自己点検・評価活動の全学的な方針は、学部学科や各委員会等の意見を考慮しつつ学長を中心とする学長室会議で協議され、大学運営会議や教職員連絡会議などを通して学部学科や教職員間で共有される。自己点検・評価委員会による自己点検・評価報告書や AC 委員会での大学設置履行状況等に関する分析結果は委員長から学長に提出され、学長のリーダーシップの下で自己点検・評価に基づく PDCA 活動を実施する体制となっている。

上記のとおり、本学では内部質保証のための組織が適切に整備され、責任体制が確立している。

### (3) 6 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

学校教育法の改正を受けて、平成 27(2015)年度には「学長室会議」が設置され、平成 28(2016)年度には「学長戦略企画室」が設置されて学長を適切に補佐することにより、学長を中心とする学内の意思決定手順と内部質保証のための学長のリーダーシップの在り方がより具体化した。また、平成 28(2016)年度はシラバスチェック委員会が本格的に活動し、内部質保証のための活動を推進した。今後の課題としては、学長や学長室会議からの発信と「学科・委員会・センター・部署」からの提案が相互的かつ円滑に連動する仕組みを更に工夫する必要がある。また、平成 29(2017)年度以降は AC 委員会が解散となるが、設置の理念の適切な保持と、新たに小学校教員養成課程を設置することに伴う、教員養成課程の内部質保証に向けた責任体制の確立が必要となる。

## 6 - 2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 《6 - 2 の視点》

6 - 2 - ①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有  
6 - 2 - ②IR( Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

### (1) 6 - 2 の自己判定

「基準項目 6 - 2 を満たしている。」

### (2) 6 - 2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6 - 2 - ①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

平成 28(2016)年度は大学設置の完成年度であるため、単年度のみではなく、4 年間を総合的に振り返る自己点検・評価を平成 28(2016)年 8 月に AC 委員会において行った。主な自己点検内容は以下のとおりである。

「学部設置以後の教育研究の総合的な自己評価」「教育目的の達成度と今後の課題及び対策」「アクティブ・ラーニングにどのように取り組んでいるか」「学生の授業満足度や学生生活への満足度を把握できているか」「学部・学科の学生確保の考え方・方針は適切か」「4 年間の休学者・退学者の数とその理由は何か」「休学・退学希望者への指導は適切か」「学生への学修支援体制は整っているか」「学修支援における課題と対策は何か」「管理運営の課題や対策は何か」「3 方針の見直しを実施しているか」「実習における課題と対策は何か」「学部の教育課程の課題は何か」「年間履修登録単位の上限と履修状況は適切か」「成績評価基準を明示しているか」「図書館への学生の要望や満足度を把握しているか」「教員の FD 活動は適切に実施されているか」「大学設置履行状況への留意事項にどのように対応しているか」「キャリア教育をどのように実施しているか」「就職指導の課題は何か」等である。

また、年次毎の自己点検・評価報告書の執筆については、自己点検・評価委員会を中心に多くの学科教員や事務職員が協力し、完成版は全専任教職員に配布され共有されている。平成 27(2015)年度報告書で「今後の課題」として示された事項に関しては、平成 28(2016)年度中にどの程度対応されているかを自己点検・評価委員会において分析した。

大学設置計画履行状況等調査で求められた「入学定員管理」「教育課程等」「教員組織」「ファカルティディベロップメント」「施設・設備」については対応状況を文部科学省に報告し、ホームページにおいて公開した。大きな課題は入学定員管理であり、平成 25(2013)年度入学生が 63 人、26(2014)年度が 86 人、27(2015)年度が 60 人、28(2016)年度が 69 人であった。(因みに 29(2017)年度は 88 人である)。平成 27(2015)年度に一度入学者が大きく減少したが、平成 28(2016)年度以降は入学者数・学生満足度とともに上昇傾向が見られる。定員未充足に関する大学執行部・教職員・理事会の危機感は強く、学生の満足度を高めるとともに授業内容の充実化や進路指導の強化に一層の力を注ぐという方針が全学的に確認された。またそのための学科レベルや教員個人レベルでの自己点検が適正に進められている。

学内での自己点検・評価は原則として毎年実施し、報告書を作成しており、報告書は全専任教職員に配布されている。また、第三者による機関別認証評価に関しては、設置の趣旨で「完成年度後のしかるべき段階で適切な認証評価機構による第三者評価を受け、課題点の改善にむけた組織的な取組を行う。」と記述していることを踏まえ、平成 31(2019)年に公益財団法人日本高等教育評価機構による機関別認証評価を受ける予定である。

上記のとおり、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は適切に実施さ

れており、その結果は学内において共有されている。

#### 6 - 2 - ②IR( Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

自己点検評価委員会が中心となって実施する自己点検・評価に際しては、各部署から集められた客観的なエビデンスに基づいた評価を行っている。また、現状確認のために学科や各部署において各種調査を実施している。

FD活動に関しては、学生による授業評価アンケートを実施して集計や分析を行っているほか、教員間の授業公開に関する報告文が収集されて、教員相互の授業改善資料となっている。学生の学修状況については、「学修状況調査」を毎年実施しているほか、「学修の記録」を学期毎に学生自身が記録することにより、学生が自己の学修達成度を自覚できると同時に、学生個々人の学修状況を大学が把握するための基礎データとなっている。

学生生活に関しては学生支援課が中心となって「学生生活満足度調査」を実施し集計分析を行っているほか、学生の休退学者数やその理由などについての記録も重視している。入試広報課は平成 25(2013)年度・26(2014)年度・27(2015)年度・28(2016)年度の高校別・地域別・入試方法別の志願者数・入学者数の動向を集計分析しているほか、オープンキャンパスに参加する高校生や保護者、入試説明会での高校教員の意見、高校訪問の際の進路指導教員の意見などの集約分析を行い、学生募集活動の改善にむけた努力を行い、競合する他大学との比較を視野に本学の強みや弱みの分析も実施した。進路支援課では大学 1 期生となる平成 28 年度生の就職状況や公務員試験（保育職）の合格状況の分析を行っている。

また、教務・学生支援・図書館・総務・財務等の各部署がそれぞれの分掌に応じて教育活動・学生生活・大学運営に関する基本的なデータを収集して、分析を行っており、それらは自己点検・評価のためのエビデンスとなっている。

平成 28(2016)年度からは学長戦略企画室において短期大学生を対象とした入試選抜制度と GPA や公務員採用試験合格率等の関係の調査を行っており、大学も平成 28(2016)年度に第 1 期生が卒業したことにより、同様の調査・分析を開始している。

収容定員 400 人の本学において専属の職員を配置した IR 推進室を設けることの負担は大きく現実的対応ではないと思われるため、それぞれの部署において責任をもって多様なデータ収集と分析を行う方法をとっている。平成 29(2017)年度からは新しい学務システムが導入されることもあり、データの分析と各部署・各委員会・各学科などにおける分析結果の共有がより効率的になるものと思われる。

上記のとおり、IR などを活用した調査・データの収集と分析が進められている。

#### (3) 6 - 2 の改善・向上方策（将来計画）

エビデンスに基づく自己点検・評価を行うにあたり、今後は更に包括的組織的なエビ

デンスの収集が必要であり、資料収集にあたっては「自己点検・評価委員会」と各部署等との連携が一層求められる。「大学の使命・目的」に即した自己改革のため、各部署でどのような資料やエビデンスの収集が必要かについての検討を行い、より適切な IR 活動を行い、計画的な収集を行っていく。また、自己点検・評価の結果等については、ホームページ等を通して積極的に学内外に公開していく予定である。

平成 29(2017)年度には教職課程の再課程認定申請が予定されており、カリキュラムの見直しが必須となる。今後は、現行カリキュラムの課題の分析、教養教育と専門教育の新たな関係の模索、社会や学生のニーズに合致した授業展開や地域活動の検討などに關しても、IR 活動は重要性を増すと思われる。

### 6 - 3. 内部質保証の機能性

#### «6 - 3 の視点»

#### 6 - 3 - ①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの確立とその機能性

##### (1) 6 - 3 の自己判定

「基準項目 6 - 3 を満たしている。」

##### (2) 6 - 3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 6 - 3 - ①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの確立とその機能性

自己点検・評価は、教育の質の維持・向上を目的とし、現状の優れた点と不足している点を大学が自覚し、教育の内部質保証のために自主的・自律的に実施するものであり、エビデンスに基づく現状の把握が不可欠である。また、収集したエビデンスを基に課題を抽出し、具体的な改善策の実践が求められている。本学では、学部や各委員会・各部署から集められた基本データや調査結果などに基づき、目標達成度の課題の確認を行い、改善策の検討につなぐ PDCA サイクルの仕組みが機能させている。

平成 28(2016)年度に関しては自己点検・評価委員会が平成 27(2015)年度の自己点検・評価を通して明確化した課題や改善点を整理し、平成 28(2016)年度内に実施し得た点、平成 29(2017)年度に向けて実施すべき点などの確認を行った。教育の内部質保証に関しては全学 3 方針や学部学科の 3 方針の見直しを行い、文科省によって示されている「学力の 3 要素」を含む形へと変更した。また、学位授与方針や教育課程編成方針・教育課程実施方針がシラバスを通して個別授業に適切に反映されているかをシラバスチェック委員会がチェックし、教育における PDCA サイクルの適切な循環を目指した。

平成 27(2015)年度は入学生減少の理由を探り、内部質保証や本学の社会発信力を高めるための大学単位・学部単位・教員単位の反省と改革への取組が一層真剣になされた

年であった。そのような危機感の高まりと全学的な改革意識が平成 28(2016)年度（及び平成 29(2017)年度）の入学生の増加に繋がり、平成 25(2013)年度生の就職率 100% と公務員（保育職）合格率 59%（公務員就職率 51%）という充実した就職内容に繋がったものと思われる。

また、学科・各センター・各部署は平成 27(2015)年度の事業報告・決算報告の際にそれぞれの自己点検・評価を通して改善点を確認し、平成 28(2016)年度の事業計画と予算に繋ぐことにより PDCA サイクルを循環させている。

上記のとおり、内部質保証のための学部、学科と大学全体の PDCA サイクルはおおむね成立しており、機能性を保持している。

### (3) 6 - 3 の改善・向上方策（将来計画）

学生募集において定員未充足である点がやはり最も大きな課題であり、入試募集活動に一層の力点を置く必要がある。また、学生の授業満足度を高め、学修達成度の視覚化に努め、本学の教育特色をより明確にアピールしていくことにより、入学定員を安定的に確保すべく全力で取り組む必要があると認識している。各部署での「取組むべきテーマ」とアクションプランの明確化や、自己点検・評価の視覚化や数値化に努め、エビデンスの計画的な収集と内部質保証のための PDCA サイクルの実効性を高めてゆく。

### [基準 6 の自己評価]

本学では、大学の使命・目的に即した視点に立って、内部質保証を行うための組織が適切に整備され、責任体制が保持されている。内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は適切に実施されており、その結果は学内において共有されている。IRなどを活用した調査・データの収集と分析が各部署を中心に実施されており、内部質保証のための学部、学科と大学全体の PDCA サイクルは概ね成立しており、その機能を保持している。以上により、本学は基準 6 を満たしている。